

平成19年第3回西予市議会定例会会期日程表

会期9月11日(火)～9月26日(水) (会期16日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
9月11日	火	本会議(開会)	・理事者提案説明
9月12日	水	本 会 議	・一般質問 ・質疑、委員会付託
9月13日	木	常任委員会	
9月14日	金	常任委員会	
9月15日	土	休 会	
9月16日	日	休 会	
9月17日	月	休 会	
9月18日	火	常任委員会	
9月19日	水	常任委員会	
9月20日	木	常任委員会	
9月21日	金	常任委員会	
9月22日	土	休 会	
9月23日	日	休 会	
9月24日	月	休 会	
9月25日	火	休 会	
9月26日	水	本会議(閉会)	・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成19年第3回西予市議会定例会会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成19年9月11日
 1. 招集の場所 西予市議会議場
 1. 開 会 平成19年9月11日
 午前10時00分
 1. 散 会 平成19年9月11日
 午後 3時50分

説明のため出席した者の職氏名

1. 出席議員

- 1番 田 中 剛
 2番 松 山 清
 3番 宇都宮 明 宏
 4番 松 島 義 幸
 5番 元 親 孝 志
 6番 嶋 川 武 文
 7番 沖 野 健 三
 8番 森 川 一 義
 9番 亀 井 秀 男
 10番 名 本 修 三
 11番 河 野 作 生
 12番 藤 井 朝 廣
 13番 浅 野 泰 義
 14番 浅 野 忠 昭
 15番 三 好 幸 夫
 16番 岡 山 清 秋
 17番 酒 井 宇之吉
 18番 兵 頭 勇
 19番 山 本 英 男
 20番 山 本 昭 義
 21番 梅 川 光 俊
 22番 鍵 原 芳 和
 23番 菊 地 ミスギ
 24番 宇都宮 二 朗
 25番 岡 田 周 三
 26番 山 本 安 男
 27番 平 野 武 男
 28番 大 竹 忠 盛
 29番 二 宮 元
 30番 坂 本 隆 重
 31番 浅 野 豊 重

1. 欠席議員

なし

1. 会議録署名議員

- 30番 坂 本 隆 重
 31番 浅 野 豊 重

1. 地方自治法第121条により

- 市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 別 宮 静
 副 市 長 三 好 藤 治
 教 育 長 二 宮 宇 明
 会 計 管 理 者 森 英 二
 総務企画部長 清 水 忠 夫
 産業建設部長 安 藤 芳 夫
 生活福祉部長 武 田 勉
 教 育 部 長 上 甲 福 重
 明浜総合支所長 小 玉 岩 康
 野村総合支所長 三 瀬 通 忠
 城川総合支所長 吉 良 孝 一
 三瓶総合支所長 鶴 岡 康 年
 消防本部消防長 中 野 竹 夫
 総 務 課 長 炭 倉 貞 明
 財 政 課 長 河 野 敏 雅
 企画調整課長 清 水 享 司

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 九 鬼 則 夫
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1. 議 事 日 程 別紙のとおり

1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名

(30番 坂本隆重、31番 浅野豊重)

2 会期の決定

(9月11日～9月26日 16日間)

3 行政報告について

4 議会報告第2号 各委員会の視察研修報告
 について

5 議会報告第3号 西予市新庁舎建設等特別
 委員会の中間報告につ
 いて

6 議案第 94号 西予市名誉市民の称号を
 贈ることについて

議案第 95号 西予市名誉市民の称号を
 贈ることについて

議案第 96号 西予市名誉市民の称号を
 贈ることについて

7	議案第 97号	高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について	10	認定第 1号	平成18年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 98号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例制定について	11	認定第 2号	平成18年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 99号	西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例制定について		認定第 3号	平成18年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 100号	西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について		認定第 4号	平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 101号	西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について		認定第 5号	平成18年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 102号	市道路線の変更について		認定第 6号	平成18年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 103号	市道路線の廃止について		認定第 7号	平成18年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 104号	市道路線の認定について		認定第 8号	平成18年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
8	議案第 105号	平成19年度西予市一般会計補正予算(第3号)		認定第 9号	平成18年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
9	議案第 106号	平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)		認定第 10号	平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 107号	平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)		認定第 11号	平成18年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 108号	平成19年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		認定第 12号	平成18年度西予市上水道事業会計決算の認定について
	議案第 109号	平成19年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)		認定第 13号	平成18年度西予市病院事業会計決算の認定について
	議案第 110号	平成19年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)		認定第 14号	平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
	議案第 111号	平成19年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)			
	議案第 112号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)			
	議案第 113号	平成19年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)			

12	報告第 7号	平成18年度西予市一般会計継続費精算報告について	議案第 96号	西予市名誉市民の称号を贈ることについて
	報告第 8号	有限会社宇和オーピーシステムの経営状況について	7 議案第 97号	高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について
	報告第 9号	財団法人宇和町住宅協会の経営状況について	議案第 98号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例制定について
	報告第 10号	西予市土地開発公社の経営状況について	議案第 99号	西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例制定について
	報告第 11号	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会の経営状況について	議案第 100号	西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について
	報告第 12号	財団法人宇和文化会館の経営状況について	議案第 101号	西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
	報告第 13号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について	議案第 102号	市道路線の変更について
	報告第 14号	株式会社エフシーの経営状況について	議案第 103号	市道路線の廃止について
	報告第 15号	株式会社城川開発公社の経営状況について	議案第 104号	市道路線の認定について
	報告第 16号	株式会社どんぶり館の経営状況について	8 議案第 105号	平成19年度西予市一般会計補正予算(第3号)
	報告第 17号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	9 議案第 106号	平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
	報告第 18号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	議案第 107号	平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

1	会議録署名議員の指名	議案第 108号	平成19年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
2	会期の決定	議案第 109号	平成19年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)
3	行政報告について	議案第 110号	平成19年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)
4	議会報告第2号 各委員会の視察研修報告について	議案第 111号	平成19年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
5	議会報告第3号 西予市新庁舎建設等特別委員会の中間報告について	議案第 112号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
6	議案第 94号 西予市名誉市民の称号を贈ることについて	議案第 113号	平成19年度西予市公共
	議案第 95号 西予市名誉市民の称号を贈ることについて		

		下水道事業特別会計補正 予算（第2号）			介護老人保健施設事業会 計決算の認定について
1 0	認定第	1号	平成18年度西予市一般 会計歳入歳出決算の認定 について	1 2	報告第 7号 平成18年度西予市一般 会計継続費精算報告につ いて
1 1	認定第	2号	平成18年度西予市授産 場特別会計歳入歳出決算 の認定について		報告第 8号 有限会社宇和オービーシ ステムの経営状況につい て
	認定第	3号	平成18年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計歳入歳出決算の認定 について		報告第 9号 財団法人宇和町住宅協会 の経営状況について
	認定第	4号	平成18年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 歳入歳出決算の認定につ いて		報告第 10号 西予市土地開発公社の経 営状況について
	認定第	5号	平成18年度西予市国民 健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について		報告第 11号 社会福祉法人宇和町社会 福祉施設協会の経営状況 について
	認定第	6号	平成18年度西予市老人 保健特別会計歳入歳出決 算の認定について		報告第 12号 財団法人宇和文化会館の 経営状況について
	認定第	7号	平成18年度西予市介護 保険特別会計歳入歳出決 算の認定について		報告第 13号 株式会社野村町地域振興 センターの経営状況につ いて
	認定第	8号	平成18年度西予市港湾 整備事業特別会計歳入歳 出決算の認定について		報告第 14号 株式会社エフシーの経営 状況について
	認定第	9号	平成18年度西予市簡易 水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について		報告第 15号 株式会社城川開発公社の 経営状況について
	認定第	10号	平成18年度西予市農業 集落排水事業特別会計歳 入歳出決算の認定につい て		報告第 16号 株式会社どんぶり館の経 営状況について
	認定第	11号	平成18年度西予市公共 下水道事業特別会計歳入 歳出決算の認定について		報告第 17号 あけはまシーサイドサン パーク株式会社の経営状 況について
	認定第	12号	平成18年度西予市上水 道事業会計決算の認定に ついて		報告第 18号 株式会社グリーンヒルの 経営状況について
	認定第	13号	平成18年度西予市病院 事業会計決算の認定につ いて		
	認定第	14号	平成18年度西予市野村		

開会 午前10時00分

議長 ただいまの出席議員は31名であります。これより平成19年第3回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より議会招集のごあいさつがありません。

三好市長。

三好市長 平成19年第3回西予市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

ことしの日本列島の夏は猛暑が連日続き、岐阜県多治見市と埼玉県熊谷市ではそれぞれ40.9度を観測し、国内の最高気温の記録を74年ぶりに更新するという異常な夏でありました。

また、新聞報道の一面を見ますと、北極海の海水面積が1978年の人工衛星の観測開始以来、最も小さな530万平方キロになっているようで、このペースで減少が続けば、温暖化を加速し、異常気象の頻発など気候システムに変化を及ぼすおそれがあるようです。今まさに真剣に考え、ともに行動を起こし対策を講じなければ、近い将来において後悔の念を抱くやもしれません。このようなことがなきよう常日ごろから私たち一人一人が地球に優しい環境づくりに心がける必要があるのではないかと考えております。

さて、去る9月8日に西予市から24名、福井県坂井市から30名の関係者が一堂に会し、日本一短い手紙とかまぼこ板の絵の物語の記者発表を京都太秦映画村で行ってまいりました。この記者発表の中で、私はかまぼこ板の絵をこれまでに多くの人々が支えてこられたことや今回の出会いによって京都市が力を合わせ日本の心のふるさと、文化を発信することのすばらしさを語らせていただきました。

また、坂井市の坂本市長さんからは、日本一短い手紙が映画やドラマなどの多くのメディアに取り上げられたことやこのコラボレーションによって、さらに多くの物語誕生を期待するコメントがなされました。今回、このように大勢の歓迎者のもとで記者発表やレセプションが行われたわけですが、西予市のかまぼこ板の絵と日本一短い手紙とのコラボレーションをぜひ成功させ、西予市の文化の高さを全国の方々に知っていただくとともに、市としての知名度のアップにつなげ

らればと思っているところでございます。そのコラボのあらわれとして、私どもは首から飾っておりますが、日本一短い手紙とかまぼこ板の絵をここにしているところでございます。

また、このたびは広く社会の進展に貢献し、顕著な功績のあった3名の方々に対して、西予市名誉市民の称号を贈りたく、去る8月23日西予市名誉市民選考会に諮問し、それぞれの実績を慎重にご審議を賜っております。その結果、全会一致で3名の推戴者の答申をいただいているところでございます。この後議案として上程させていただいておりますので、どうか慎重にご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議員の皆様からの一般質問をお受けするとともに、名誉市民称号の贈呈議案3件、指定管理者の指定議案1件、条例制定1件及び条例改正3件外合計で46議案につきましてご審議をお願い申し上げます。

諸議案の提案理由につきましては、上程の際にご説明をいたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれご決定、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけれども、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、前定例会以降における諸般の報告及び監査委員から提出されました例月出納検査報告は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に30番坂本隆重君、31番浅野豊重君の両名を指名いたします。

(日程2)

議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から9月26日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から9月26日までの16日間と決定いたしました。

(日程3)

議長 次に、日程第3、行政報告についてを議題といたします。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可いたします。

三好市長。

三好市長 それでは、行政報告の許可を得ましたので、新庁舎建設位置及び検討状況について行政報告を申し上げます。

西予市新庁舎建設計画については、これまで調査研究を進めてきたところでありますが、重要な時期を迎えてまいりましたので、建設位置の問題とあわせて検討状況についてご報告を申し上げます。

新庁舎建設計画については、本年に入り庁舎内での西予市庁舎建設推進委員会を3回、西予市庁舎建設計画市民検討委員会を3回開催するほか、関係部局における内部検討を進めてきたところであります。新庁舎の建設は、現段階では、平成22年度中に本体工事を完成し、平成23年4月からの開庁を考えております。

次に、新庁舎の位置についてであります。建設の場所により庁舎の規模、施設配置、建設経費など事業計画に多大の影響が生じますため、今後の具体的な検討を進める上で、まず位置の決定が大変重要であります。本年3月22日に西予市庁舎建設計画市民検討委員会から交通立地条件面や既存施設の利活用面、建設規模、経費の削減等の検討を踏まえた中で、新庁舎の位置については、現在地を中心とする場所が適当であるとする中間答申を受けたところであります。これまでの検討やもろもろのご意見等を精査し、現在の位置については、次のように評価されているところであります。

1、交通立地面で利便性が高く、位置関係や周辺事情が市民に十分理解されていること。2、既存施設等を併用することで、規模、経費ともに縮小、削減が図られること。3、JR駅、郵便局、金融機関等の公共的施設や中心市街地が隣接し、これらの施設、機関との連携を含めて総合的な

ちづくりへの相乗効果が期待できること、こうした検討の経緯を踏まえ、市といたしましては、基本的に現在地を中心に建設することとし、今後の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、市議会並びに市民の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

今後は新庁舎の規模と施設配置の既存施設の取り扱い、これらに伴う事業経費等につきまして、専門技術者からの提案や経費の試算等を交えてより具体的な検討を進めたいと考えております。このため、できるだけ早期に基本設計業務に入り、詳細部分も含めた検討を行いますとともに、平成20年度には、実施設計業務に着手したいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

平成19年9月11日、西予市長三好幹二、お願いを申し上げます。

議長 以上で行政報告は終わりました。

(日程4)

議長 次に、日程第4、議会報告第2号「各委員会の視察研修報告について」を議題といたします。

第2回定例会の議決に基づき実施いたしました各委員会の視察研修結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、議会運営委員長浅野忠昭君。

浅野忠昭議会運営委員長 議会運営委員会視察研修報告を申し上げます。

議会運営委員会では、8月8日から10日までの3日間、岡山県井原市及び京都府綾部市においてそれぞれ議会関係者と議会運営上の諸問題について忌憚のない意見交換を行い、市民に開かれた議会改革について研修を行いました。

まず、井原市は、平成17年3月に1市2町が合併し新井原市が誕生している。人口は4万6,000人余りの岡山県西部に位置する中山間地である。平成15年に新庁舎が建設され、近代的な行政サービスが行われている。

また、庁舎に隣接して平櫛田中の市立美術館が設置されており、文化を感じる町でもあった。

議会においても、すべての活動において1市2町の互いを意識したバランス感覚のすぐれた議員ばかりのようであり、議会人事、会派活動におい

ても、議長を中心に円満な議会活動が行われているようであった。特徴的なことは、議会改革は積極的に取り組みされており、CATVによる本会議生中継が行われており、さらに今後は常任委員会の生中継も提案されている。政務調査費の領収書添付はもちろん、議長交際費の内容を毎月ホームページで一般公開している。一般質問においては、初回は一括質問、2回目以降は自席において一問一答方式で60分の質問時間で回数制限なし、ただしテレビ中継もあり、事前に執行部と十分にヒアリングをされているようである。

また、常任委員会は隔日開催で、総務文教委員会を最後の日程にしており、予算審議等で不都合が起きた場合、歳入を所管する総務は、最後に判断するとしている。

なお、新庁舎、田中美術館、CAテレビの視察も行いました。

次に、綾部市は、ゲンゼ発祥の町、工業と農業が両軸となっている。人口3万8,000人の京都府のほぼ中央、丹波高原の中にある市である。庁舎は古く、歴史を感じる建物であった。特に限界集落に対する地域振興策として、水源の里条例の制定などが全国的に注目されている。

議会においては、議員18名の2常任委員会で、特に日曜議会の開催を平成11年3月議会から実施して、市民傍聴の便宜を図っている。

また、予算・決算審査を全員審査方式にし、理事者出席の中で総括質疑を実施している。その他行政視察年2回、議案等の文書は議会内の机の上に配付し、緊急以外は郵送しないことや議会のIT化を図り、各会派にパソコンを設置し、インターネット接続を可能にしている。

また、一般質問は対面方式で、1人30分を会派で管理している。条例改正議案には、新旧対照表の配付を義務化しているほか、政務調査費は昨年から倍増となり、年額20万円になっているなど議会活動の公開と改革を積極的に行われていた。全国的に行政改革、地方分権の流れが顕著であり、今までの慣習や事例にこだわることなく、市民の期待にこたえられる議会への勇気ある改革が必要であると感じました。

最後に、井原市、綾部市の両市議会において快く研修の対応をいただいたことに感謝を申し上げ、視察研修の報告といたします。

平成19年9月11日、議会運営委員長浅野忠

昭。

議長 次に、総務常任委員長藤井朝廣君。

藤井朝廣総務常任委員長 おはようございます。

それでは、総務常任委員会視察研修の報告を申し上げます。

総務常任委員会では、7月18日から20日までの3日間にわたり、北海道帯広市及びニセコ町を訪問し行政視察を行いましたので、その概要を報告いたします。

まず、帯広市では、経済の低迷や少子・高齢化など社会環境の大きな変化と財政状況を含め自治体を取り巻く厳しい環境に対応すべく、平成12年度から15年度までの4年間で取り組まれた第1次行政改革、さらには国の三位一体の改革や税収の落ち込み、経済の停滞等により地方自治体を取り巻く環境は、これまで以上に厳しい状況となっていく中で、第1次行政改革を総括し、継続的で安定した財政基盤の確立が重要であると、平成16年度から21年度を期間として取り組まれている第2次行政改革について研修を行いました。

第1次行政改革の主な取り組みとしては、福祉施設の管理運営の社会福祉法人への移行、道路、上下水道の管理業務の民間委託、公債費の繰上償還、一時借入金、入札方式の導入など財政運営の見直しが上げられています。特に民間委託を中心とした事業の見直しと内部改革に積極的に取り組むことにより、行政のスリム化を進め、職員数については、4年間で120名の減員、52億5,855万円の財政効果額等のこととなりました。

そして、第1次行政改革を総括した上での第2次行政改革においては、財政構造改革、効率的行政運営、協働のまちづくりを3つの基本方向として平成21年度を最終年の年6年間で財政効果額にして184億32万円を目標に現在取り組まれている状況でありました。本年度で4年次目となるわけではありますが、今までの主な取り組みとしては、事務事業評価による事務事業の見直し、特定目的基金の統廃合、債務負担行為に係る借入金の低金利の借りかえ、職員数の削減、職員給与の臨時的引き下げ等人件費の抑制、使用料、手数料の改定によるランニングコスト100%回収等が掲げられますが、この4年間でそれぞれ各年度の

予算に反映できた累計の行政効果額は94億5,600円との算定でありました。西予市と比較して、おおむね人口で3.5倍、予算規模で3倍と実際の規模こそ違いはありますが、具体的な実施項目についてそれぞれ数値目標を決定し、改革、改善に取り組む姿勢には、強い意気込みを感じるとともに、今後の西予市の進むべき方向の参考になるものでありました。

次に、視察を行ったニセコ町では、農業と観光が中心の人口4,600人余りの町で、全国に先駆けてまちづくり基本条例を制定した自治体であります。当地では、主にこのニセコ町まちづくり基本条例について研修を行いました。

当条例は、町の財政悪化をきっかけに、平成6年度当時の町長でありました現衆議院議員逢坂誠二氏の住民の痛みを伴う政策も避けられない。実態を知ってもらう必要があるとの考えのもと、7年の歳月をかけ、平成13年に施行されたものであります。住むことが誇りと思えるまちづくりを基本概念に情報の共有と住民参加を2大原則としています。説明を受けた中で、特に情報の共有、情報の公開については、目をみはるものがありました。その内容は、町民が主体的なまちづくりを行い議論するために、町の情報は町民共有の財産であるとの認識のもと、行政情報を体系的に管理するファイリングシステムを独自に構築し、文書の私物化を徹底的に排除し、情報を共有化することでだれでも情報を活用することができるようになっていた点でありました。

また、町の予算は本来町民のものであり、行政に毎年度の予算を町民にわかりやすく説明する責務があると、「もっと知りたいことしの仕事」と題した予算説明書を平成7年度から毎年5月に町内全体に配布する取り組みなどが行われておりました。そのほかまちづくり町民講座、住宅提案型予算制度、未成年者のまちづくりの参加等種々の取り組みは町の憲法であるニセコ町まちづくり基本条例を基軸になされていますが、この条例自体が町民みんなで育てる条例として4年に1度見直しを行い、社会経済情勢の変化に即した条例に改正している点も特筆すべき事項でありました。内閣府が平成14年に行った人口20万未満の市町村職員を対象にしたアンケートで、目標とする市町村全国1位になった町であることを痛切に感じられるを得ませんでした。

今回の行政視察を終え、特に西予市として将来を見据えた行財政構造の転換を推進していく上で、市民が納得できる議会として役割を果たすよう、さらに研さんを深めていきたいとの考えであります。

以上で総務常任委員会の視察研修報告といたします。

総務常任委員会委員長藤井朝廣。

議長 次に、厚生常任委員長大竹忠盛君。

大竹忠盛厚生常任委員長 厚生常任委員会の視察研修報告を行います。

当委員会は、7月12日から7月14日までの3日間の日程で、横浜市市立みなと赤十字病院、東京国際展示場で開催されました自治体総合フェア2007の視察研修を行いましたので、その概要についてご報告を申し上げます。

今回の研修目的は、まず横浜市立みなと赤十字病院では、全国でも最初に指定管理者制度を導入されました病院でございます。その経営改革について学びました。病院は市民の安心・安全を守る上で今後の西予市市立病院の経営改革にどう生かしていくべきかということも目的として研修を行いました。横浜市長の考えとして、民間でできるものは民間へと、あらゆる部門で再検討がなされ、その中の一つに市立病院のあり方を検討せよということで病院のあり方検討委員会が設置されました。背景には、毎年十数億円という赤字が一般財源を悪化させているということで、このままではますます赤字が膨らむという判断で導入されたとの説明でありました。実施に当たりましては、市民や議会の一部、特に労働組合の強い反対があったと聞いて伺いました。職員につきましては、ほとんどが関連の市立病院の配置転換で解決をされております。これに至るまでには、必要に応じて患者の皆さんの説明会、地元市民の皆さんへの説明会、十分な市民に対する説明会が10回に及び熱心な議論が交わされたと経緯の説明がございました。建設に当たりましては、特に今日的な状況にかんがみ、災害時に対応した強い免震構造を採用し、屋上にはヘリポート、海の側には船着き場の確保と災害時の対応は万全であり、建設費も385億円という巨額の投資でありましたが、担当者は同じ建物でも民間で建設すれば6割

程度でできるのではないかと、そのぼやきが心に残った一言でありました。

指定管理者導入については、対象を17の大学病院、6つの法人に案内をされましたが、希望は2つの病院で、選考の結果、日本赤十字病院に決定をいたしました。契約は30年、赤字補てんは原則しない。しかし、市が特別に要請をされました緩和ケアセンター、アレルギー疾患治療に対しては、特別に市が2億円を助成して対応をしているということでした。主な経緯と協定について、以下の6点を基本に具体的で確かな運営がされていたと感じました。

その1つは、あり方検討委員会の最終答申、2つ目が、市立病院の経営改革について、特に公営と公設民営の比較試算を十分になされていました。3つ目が、指定管理者の指定条件について、かなり詳しく資料を提示されておりました。4番目に、指定管理者評価結果報告、以上の4点を踏まえられまして管理に関する基本協定を市側と病院側で結ばれております。

さらに、6点目に協定に基づく業務点検結果報告を指定管理者に求められておりました。

以上の6点をもとに指定しました病院運営が市民のためにどう生かされているか、病院の業務、経営、役割等についての結果をすべての市民に情報公開をし、万全を期しているという説明でございました。今自治体病院に求められる医療機能や経営スタイルの一例がここにもあると痛感をいたしました。

次に、自治体フェア2007と題して介護フェア、省エネ、リサイクルフェアの研修を行いました。

介護フェアのテーマは、みんなが安心、明るい介護、主な企業がそれぞれのテーマに基づきまして展示会を開いていました。省エネコーナーでは、環境と共生の地域づくりを目指してというテーマで、地域環境に優しい持続可能な地域づくりを提案して各種展示や説明会が催され、多くの自治体関係者が参加をされていました。

当委員会は、自治体フェアトップが語る自治体経営、市民との協働によるまちづくりというテーマで、埼玉県草加市木下市長の講演を聞きました。特に市長は、市民、団体、企業及び行政の役割を明確にする中で、市民が主体であることを根幹によりよい市民サービスを提供するとともに、

財源を効率よく執行していく行政サービスのあり方と課題について強調されました。そのほか特に印象に残った話を紹介いたします。

1つに、市役所を変える視点として、市民と協働できる市役所に。2つ目は、市民サービス業としての自覚。3つ目は、経営感覚の導入。最後に、新しい広域行政に備えた取り組みの必要性、これらを達成するためには目標を設定し、達成度をチェックしているということでした。

市民サービスについて、総合窓口を水曜日は21時まで、日曜日の窓口開放など、これらの職員は時差出勤で対応しているという実践事例が報告されました。

一方、市民との協働では、市民の熱意、水平思考、多様な知見、実験的な取り組みが必要で、そのためには職員の支援、まちづくり条例、規則等自治体側の条件整備の必要性等について講演され、草加市のまちづくりは、基本的に快適な環境、安心と安全、地域との共生を柱にしたまちづくりを進めていると結ばれました。

台風襲来のため1日延びてしまいましたが、西予市の今後の施策に役立つ有意義である研修であったことを申し上げ、視察研修の報告といたします。

厚生常任委員会委員長大竹忠盛。

議長 次に、産業建設常任委員長田中剛君。

田中剛産業建設常任委員長 産業建設常任委員会行政視察研修報告を申し上げます。

産業建設常任委員会では、7月24日から26日にかけて、福島県喜多方市及び新潟県加茂市の行政視察を行いました。

まず、喜多方市におけるグリーンツーリズムのまちづくりについて報告申し上げます。

喜多方市は全国的に有名なラーメンの町であり、年間160万人が訪れる観光の町であるとともに、全世帯の26.5%が農家世帯という農業の町でもあります。観光面では、交通アクセスの向上等により、新たな魅力の創造が求められ、農業では、従事者の高齢化を初め水稻を中心とした農業形態が多く、米価の下落、生産調整の増加等により厳しい農業経営を迫られています。このように観光と農業の双方に課題を抱える中で取り組んだのがグリーンツーリズムのまちづくりであり

ます。この活動は、観光と農業を融合させ、農村地域にもともとある資源を有効活用し、都市からの交流人口の増加を図るもので、修学旅行生を中心とした農家体験、農家に泊まって農作業をしてもらうなどの体験を基盤に、平成11年度には326名だった交流人口も今では約8,000人へ拡大し、グリーンツーリズムを核とした地域づくりが進展しています。この成功の要因としては、地域や農業者等の取り組みに対して、行政、農協が一体となって支援を行うとともに、グリーンツーリズムの町宣言により、市民の理解が深まり、全市で積極的な事業展開が図られていることが上げられます。

また、人づくりに重点を置いた施策を展開し、研修会の開催やインストラクター育成講座へ人材を派遣し、ここで育成された人材が支援組織サポーターとして活躍されています。現在では、グリーンツーリズムによる交流人口の増加が新たな需要を発生させ、地域の活性化につながることを多くの人が認識しています。西予市においても、観光と農業の融合は魅力的なものであり、同じような課題を抱える現状にあって、今後取り組んでいく事業だと感じました。交流人口の増加を図るとともに、そこから生まれる需要が大いに期待できると考えます。

次に、特定法人貸付事業について申し上げます。

著しく高齢化が進み、近い将来担い手の減少によって農業生産が困難な地域が発生することを心配しています。

また、農地の荒廃が進み、市全体で134ヘクタールが遊休農地となっています。そのため、法人の農業参入により遊休農地の解消と担い手の確保、都市との交流拡大によって農業振興と地域の活性化が図られています。西予市でも高齢化、担い手の減少問題は深刻であり、遊休農地の問題のも同様です。法人の農業参入は、個人農家にとっては打撃を受ける可能性もあり、慎重に取り組むべきと考えますが、遊休農地の有効利用、基幹産業の活性化が望めるものであり、検討すべき事業と考えます。

次に、加茂市における商店街近代化事業について報告申し上げます。

北越の小京都と言われる加茂市にとって、商店街は重要な地域文化の担い手であり、景観上も不

可欠の存在です。各地で大型店の進出により商店街が衰退している中、加茂市の商店街は健在で、昭和55年以来商店街近代化事業を進めています。多額の公費と地元負担により、街路拡幅と店舗改装を行う事業が着々と進捗しています。

また、大型店の過度の進出を抑制し、大型店と商店街との間に調和と共存を図る政策をとっています。

また、全国に先駆けて採用した無担保無保証の中小企業特別小口融資資金は、個人商店や個人飲食店、商工業関係の人たちに対する愛の手となっています。西予市においても、駅前からの商店街近代化を図るとともに、古民家再生、中町の町並み保存等を結びつけ、西予市の中心市街地活性化事業を手がけていくことにより、大勢の観光客、買い物客が訪れると考えます。

現地視察においては、JR加茂駅から1.5キロメートルに及ぶメインストリートに連なる既存市街地商店街の視察を行いました。商店街それぞれが異なるアーケード、舗道を整備しており、商店街ごとに趣向を変えた各種集客事業を展開されていました。

以上で当委員会の視察研修報告を終わります。

平成19年9月11日、産業建設常任委員会委員長田中剛。

議長 以上で各委員会の視察研修報告を終わります。

(日程5)

議長 次に、日程第5、議会報告第3号「西予市新庁舎建設等特別委員会の中間報告について」を議題といたします。

西予市新庁舎建設等特別委員会委員長山本昭義君の報告を求めます。

山本昭義西予市新庁舎建設等特別委員長 西予市新庁舎建設等特別委員会の中間報告を行います。

平成18年6月定例会において本委員会が設置され、以来きょうまで計6回にわたり委員会を開催し、精力的に調査研究活動に取り組んでまいりました。これまでの経過並びに結果について、その概要をご報告申し上げます。

西予市合併時における合併協定の中で、国の財政支援が受けられる合併後10年以内に交通の事

情、他の官公署との関係など市民の利便性を考慮して、宇和町内に新しい事務所を建設するとの確認がなされており、現在の本庁舎は、昭和31年4月に建設されたものであり、建物の老朽化が著しく、耐震基準にも適合していないため危険であるとともに、手狭であり、事務所が複数の建物に分散するなど、市民の利用、住民サービス面からも大変不便を来している状況であります。こうした状況にあるため、第2回委員会において、さきの合併協定に基づき新庁舎を建設することについて全会一致で賛成いたしました。

次に、新庁舎の建設位置について協議を行いました。庁舎建設には、数十億円規模の事業費が見込まれ、市の財政面に及ぼす影響が懸念されることであり、慎重かつ広範な観点から意見の集約、協議を重ねてまいりました。その結果、第5回委員会において、当委員会としては賛成多数で新庁舎建設は現庁舎の位置を中心に計画すべきであるとの結論を出しましたので、西予市新庁舎建設等特別委員会の中間報告とさせていただきます。

なお、今後基本設計に向け委員会としての意見の集約を図ってまいりたいと考えております。

平成19年9月11日、西予市新庁舎建設等特別委員会委員長山本昭義。

議長 以上で特別委員会の中間報告を終わります。

(日程6)

議長 次に、日程第6、議案第94号「西予市名誉市民の称号を贈ることについて」から議案第96号「西予市名誉市民の称号を贈ることについて」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第94号、第95号及び第96号の「西予市名誉市民の称号を贈ることについて」の3件は、関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本年3月議会で議決いただきました西予市名誉市民条例では、西予市発足の平成16年4月1日を基準日として、故人となられている方につきましては旧町の名誉町民、また基準日に健在でありました方については名誉市民として引き継ぎ、待

遇及び特典についても本条例を適用する旨の特別措置を附則に加えており、現在西予市の名誉市民は4名であります。

今回、西予市として新たに名誉市民の選定をいたしたく、市民の代表者等による西予市名誉市民選考委員会を設置し、これまでのご功績をもとに名誉市民に選定すべきものを公正に審査いただき、去る8月23日委員会より、池田忠幸氏、酒井正直氏、宇都宮象一氏を名誉市民に推挙すべきものと決した旨の答申を受けたところであり、本日提案申し上げるところであります。

まず、議案第94号の池田忠幸氏は、野村町のご出身で、昭和46年から2期8年にわたり野村町長、昭和54年から7期28年の長きにわたり愛媛県議会議員として町政並びに県政の推進に携われ、平成8年には愛媛県議会議長に就任されるなど高い識見と政治力によって愛媛県の発展に大きな痕跡を残されました。そのほか議員歴、団体歴、ご実績は数多く、それぞれの要職を歴任され、一貫して地方自治に貢献されたご功績はまことに偉大なものでございます。

池田氏は現在も八幡浜中央農業共済組合長並びに愛媛県農業共済組合連合会長、全国農業共済協会副会長、愛媛県農業会議会長等の要職にあつてご活躍をされておられます。

議案第95号の酒井正直氏は、明浜町のご出身で、昭和30年に旧明浜町合併前の豊海村の議会議員、さらに昭和37年には明浜町議会議員となられ、通算18年余りに及ぶ議会議員としてご活躍されており、昭和45年から2年間議長の要職もつかれております。昭和53年2月から明浜町長にご就任以来7期26年の長きにわたり町長を務められ、平成5年から2年間、愛媛町村会長に就任されております。

また、平成16年4月の西予市誕生にあつては、西予市長職務執行者として新市発足時のかじ取りをいただくなど、これまでの長きにわたりその政治手腕を発揮され、地方自治進展に寄与されたところでもあります。

議案第96号の宇都宮象一氏は、宇和町のご出身で、昭和33年宇和町議会議員に初当選以来、3期12年町議会議員を務められ、昭和57年から6期22年の長きにわたり宇和町長の要職を務められました。平成11年から2年間、愛媛県町村会長並びに全国町村会副会長としての重責にあ

って、町村自治確立のためご尽力をいただきました。昭和57年から22年にわたり東宇和事務組合長、また平成14年から2年間は、東宇和・三瓶町合併協議会会長としてその手腕を発揮され、16年4月の5町合併新市誕生に格別のご指導、ご尽力をいただいたところであります。

なお、酒井正直氏と宇都宮象一氏におかれましては、自治功勞として平成16年秋の叙勲で旭日小綬章を受章されておられます。

以上、池田氏、酒井氏、宇都宮氏の主な経歴についてご紹介申し上げましたが、そのご功績、ご功勞、ご実績を上げれば、まさに枚挙にいとまがありません。3名の方々は、将来を見越した洞察力、説得力、指導力により独自の政治手法を駆使され、地方自治の進展に寄与されました。これまでのまちづくりに果たされた偉大な痕跡は、皆様方のご記憶に新しいことであります。どうかこのご実績を後世にわたり顕彰するとともに、ともに限らない謝意と祝福を要請させていただきたいと存じます。

以上、3名の方に西予市名誉市民の称号を贈ることによって、西予市名誉市民条例第3条の規定に基づいて議会の同意を求めますのでございます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第94号から議案第96号までの3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

まず、議案第94号「西予市名誉市民の称号を贈ることについて」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第95号「西予市名誉市民の称号を贈ることについて」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第95号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第96号「西予市名誉市民の称号を贈ることについて」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第96号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程7)

議長 次に、日程第7、議案第97号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」から議案第104号「市道路線の認定について」までの8件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第97号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

この施設は、漁業経営の安定に資するため、漁船の定期的な点検補修のため平成9年3月に漁港改修事業により整備された施設であります。

今回の指定管理者の候補者として、非公募により明浜漁業協同組合を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めます。

その理由といたしましては、本施設の利用者の大半が漁協組合員であることや漁船の船揚げを対象とすることから、漁船登録の有無の確認が容易であり、施設の健全な管理運営及び適切な処理が期待できるとともに、船揚げ時等での事故に際して、船舶損害保険の対応に熟しており、万全の態勢が図られると判断したものであります。

なお、明浜漁業協同組合の概要及び運営計画概要につきましては、別添の参考資料をご参照くださいませ。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいませ。

すようお願い申し上げます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 議案第98号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

世界の発展途上国等からの要請を受けて日本政府が行う政府開発援助の一環として国際協力機構が実施する海外ボランティア派遣制度いわゆる青年海外協力隊があり、全国からこれまで約3万人の隊員が世界各国へ派遣され、支援活動を展開しております。発展途上国の国づくりや人づくりに貢献する青年海外協力隊の活動は、直接的経済援助と異なり、人的、技術的な草の根活動でありまして、相手国からも高い評価をされており、大変意義のある国際貢献活動であります。この派遣制度に参加する場合、企業または自治体に在籍したまま参加できる現職派遣制度があり、派遣者の派遣中の身分を保障しておりますが、公務員の場合、各自自治体が外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律の規定に基づき、現職派遣制度を条例に定めておく必要があります。本件につきましては、6月定例議会の山本安男議員からの一般質問でもご指摘を受けておりましたが、本市におきましても国際感覚を身につけた職員の育成と個人の一層の資質向上を図るため、派遣を希望する職員が国際ボランティア活動に積極的に参加、応募できるよう本条例を制定するものであります。

主な内容につきましては、職員の派遣中の身分保持に関して、派遣先機関の種類や派遣期間、派遣職員の給与、旅費等について規定するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 暫時休憩いたします。再開は11時10分です。（休憩 午前11時00分）

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。（再開 午前11時10分）

安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第99号「西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正す

る条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、土地改良施設の公益的機能を適正に発揮させるための集落共同活動の強化の支援を行うため、平成5年に農林水産省が農業支援事業に取り組む原資として、国、県、町が3分の1ずつ負担し、基金を造成し、地方自治法第241条の規定に基づき、基金の効率的な運用と活用を図るため制定したものであります。

これまで基金による事業は、基金から生ずる利子で行ってまいりましたが、第1次産業における農業の社会情勢及び経済の変化により十分な財源が確保できないことから、平成12年7月1日付で農村振興局長から基金原資の一部処分を可とする通達が出ております。

しかしながら、現行の条例では通達による基金処分の規定を設けていないため、基金を取り崩しての事業展開ができない状況となっております。今回の改正は、当市の財政状況等をかんがみ、土地改良関連支援事業の財源として、本基金の柔軟かつ弾力的な活用を図るため、基金原資の一部処分による事業展開ができるようにするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第100号「西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、新たな融資保証制度の導入及び第三者保証人制度の廃止によるものであります。

現在、中小企業向けの融資については、信用保証協会の保証つき融資として実施しておりますが、平成19年10月1日から保証に関して信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図る責任共有制度が導入されます。これによりその後の融資については、市の損失弁償が原則として廃止となるものであります。

また現行では、融資申込時に法人または組合にあっては2名以上の個人保証を、個人にあっては1名以上の確実な連帯保証人を必要としております。この第三者保証人徴求の取り扱いについては、中小企業庁より保証協会に対して経営者本人以外の第三者を保証人として徴求すべきではないとの通達が行われております。現下の厳しい社会経済情勢の中における中小企業者の経営及び資金繰りの厳しさを考慮し、融資制度の有効利用を図

るため、本市においても代表者以外の第三者保証人について非徴求とするものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第101号「西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市宇和町皆田地区においては、現在四国横断自動車道建設が進められており、同地区に点在いたします個人墓地につきましては、一部移転が必要となりました。基本的に墓地の新設につきましては、愛媛県の墓地埋葬等に関する法律施行細則第1条の規定により、地方公共団体または宗教法人に限定されているため、本年3月から国の受託工事により西予市が設置主体となって移転を要する墓地を対象とした共同墓地の新設工事を施工いたしておるところでございます。

今回の改正は、この共同墓地が本年8月末に完成したことにより、皆田墓地として利用を開始するに当たり、本市の公設墓地に加えるものでございます。

なお、墓地の使用料については、1平方メートル当たり3万6,000円といたしておりますけれども、墓地の移転に伴う利用者につきましては、減免措置を適用することといたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第102号「市道路線の変更について」、議案第103号「市道路線の廃止について」、議案第104号「市道路線の認定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第102号の「市道路線の変更」ですが、今回変更をお願いいたします路線は1路線であります。

中川地区55号線は、旧町地区346号線と一般県道平野坂戸線とを接続する地区内における重要な生活道路として機能している道路であり、興國コンクリート株式会社宇和工場敷地の造成に伴

い変更するものであります。

続いて、議案第103号の「市道路線の廃止」ですが、今回廃止をお願いいたします路線は2路線であります。

中川地区56号線は、中川地区55号線の路線変更に伴う認定がえのための廃止であります。

中川地区121号線は、興國コンクリート株式会社宇和工場敷地の造成に伴う認定がえのための廃止であります。

続いて、議案第104号の「市道路線の認定」ですが、今回認定をお願いいたします路線は6線あります。

中川地区56号線は、中川地区55号線の路線変更に伴う認定がえであります。

中川地区121号線は、興國コンクリート株式会社宇和工場敷地の造成に伴う認定がえであります。

中川地区136号線は、改良済みによる新規認定であります。

田之筋地区135号線は、一般県道戸坂宇和線からさくら団地へのアクセス道路の新規認定であります。

高野子団地線は、高野子団地内の道路の新規認定であります。

杖野々線は、一般国道197号線と一般県道日向谷高野子線を連結する高野子団地外周道路の新規認定であります。

以上、6路線につきましては、市道として認定することが適当と考え提案するものであります。

なお、本件に係る市道の変更、廃止及び認定につきましては、去る8月2日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいております。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程8)

議長 次に、日程第8、議案第105号「平成19年度西予市一般会計補正予算(第3号)」についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第105号「平成19年度西予

市一般会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げますとともに、さきの参議院選挙での与党大敗によります地方への影響について少し触れてみたいと思います。

バブル経済崩壊から十数年、我が国は政府の税収不足と景気対策のすべてを借金に依存した財政運営によって、財政破綻とも言える未曾有の借金大国に転落してしまいました。それに加え我が国は、世界で最も急激な少子・高齢化、人口減少及び若年労働力の減少、また経済のグローバル化による企業の海外進出により国内資本の海外流出等ますます進行し、国力の低力が懸念されております。その対策として改革なくして成長なしの旗印のもと地方分権の推進、経済財政改革を国の重要施策として与党絶対多数を背景に、半ば強引に押し進めてきたところであります。政府が進めようとしている政策は、800兆円とも言える借金を抱えた日本の現状を考えたとき、避けて通れない、せざるを得ない政策であります。

しかしながら、さきの参議院選の結果は皆様もご承知のとおりであります。年金問題、相次ぐ閣僚の失態、国の置かれておる窮状に対する国民への説明不足等、参議院選での大敗の要因はいろいろあると思われまますが、少なくとも地方での敗因は、過疎地の切り捨て、格差社会の助長とも言える政府の政策に危機感を抱いた結果ではなかろうかと思っております。参議院での与党の過半数割れを受け、今後の経済財政運営は、成長重視だけでなく所得階層や地域間での所得再配分など野党が強調する政策への配慮を迫られる可能性が出てまいりました。その最も影響を受けそうなのが税財政改革であります。政府・与党が今秋以降取り組もうとしておりました消費税を含む大型の改革が難しくなり、また歳出削減面での財政健全化への政策も軌道修正を余儀なくされると思われまます。農業政策においても、政府が進めてきた農地集約化、大規模化の政策にブレーキがかかり、零細農業対策も打ち出され、今後過疎地としての政策も影響が出てくることが予想されます。西予市の行財政運営につきましては、このような国の動向に注意しつつ、柔軟に対応していかなければならないと思っております。

さて、今回の補正予算でございますが、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ11億5,079万4,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を242億7,198万4,000円と定めるものであります。

平成19年度につきましては、総計予算主義により当初予算計上をしておりますので、今回の補正につきましては、7月の梅雨前線豪雨、台風4号、5号によります災害復旧事業費として、原則どうしても今回計上しなければならない案件について計上をしております。

まず、総務費につきましては、CATV整備事業の実施設計業務を行うため、その事務所を情報推進課内から庁舎第2別館に移すための経費、新庁舎建設における基本設計業者の選定、審査委員に係る経費を計上しております。

次に、民生費では、ケアハウスはまゆう、特別養護老人ホーム寿楽苑、游の里温泉等の施設整備に修繕の必要が生じたのでその経費を計上しております。

次に、衛生費では、野田最終処分場を閉鎖することといたしましたので、それに伴い処分場の敷地工事に係る測量設計委託料、東部衛生センターの老朽化による修繕費及び中山間地域総合整備事業で実施しております大野ヶ原営農飲雑用水施設整備事業に伴います簡易水道特別会計への繰り出しを計上しております。

次に、農林水産業費であります。現在明浜ふるさと創生館は、あけはまシーサイドサンパーク株式会社に指定管理者として管理運営を委託しているところであります。先般の愛南町の愛南マザーズから製造委託されふるさと創生館で製造しておりますあいなん柑ジュースの瓶内部のカビ発生問題につきましては、ご愛好いただいておりますお客様はもとより関係者の皆様に大変ご迷惑とご心配をおかけし、心からおわびを申し上げますとともに、今後このようなことが起きないように万全を期したいと存じます。このカビ発生の原因は、ジュース瓶の加温処理が不十分であることが判明いたしましたので、その対策として、ジュース製造ラインの温瓶装置を設置し、一刻も早く信頼回復に努めたいと思っております。

そのほかに中山間地域総合整備事業に伴い実施しております多田地区営農飲雑用水施設整備事業に係る東宇和農業協同組合への補助金、森林整備の推進を図るための地域活動に対する交付金及び三瓶地区のマリンレジャーの活性化と漁業生産活動の維持増進を図るためのプレジャーボート係留

施設整備事業に係る経費を計上しております。

次に、商工費では、みかめ本館非常用放送設備改修及びみかめ海の駅の搾汁部充てん室に、明浜ふるさと創生館と同じくカビ対策として温瓶装置設置のための経費を計上しております。

次に、土木費では、道路新設改良の主なものとして、野村町本町法正支線改良と知野竜徳線橋梁改良に係る測量設計委託料を計上しております。

そのほか急傾斜崩壊防災対策事業、道路橋梁維持費及び宇和町地区の重要伝統建造物指定に係る都市計画変更業務委託料を計上しております。

次に、消防費では、消防緊急通信指令装置統合改修に伴う通信回線専用線増設に係る経費を計上しております。

次に、教育費では、西予市民で知識、能力、技術の向上を目指して海外で交流研修活動を行う二十以上40歳未満の若者に対する助成金を計上しております。

なお、この財源として、平成18年度にいただきました株式会社山田屋さんからの寄附金を充てております。

そのほか山田地区圃場整備、山田池改修に伴います埋蔵文化財発掘調査及びさきに発掘いたしました坪栗遺跡からの出土木製品の保存処理に係る経費を計上しております。

最後に、7月の梅雨前線豪雨、台風4号、5号の災害に係る農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費を計上しております。

以上、歳出の概要でございましたが、続きまして主な歳入についてご説明いたします。

まず、分担金として、中山間地域総合整備事業災害復旧事業に伴う受益者からの分担金を計上しております。

また、国庫負担金につきましては、すべて災害復旧に伴うものでございます。

県支出金につきましては、障害者自立支援法施行円滑化事業等特別支援事業補助金や果樹産地体質強化促進事業補助金、森林整備地域活動支援交付金制度事業補助金、がけ崩れ防災対策事業補助金、埋蔵文化財発掘調査委託料を計上しております。

そのほかどんぶり館の株式配当金やがけ崩れ防災対策事業補助金などを計上しております。

市債につきましては、主に三瓶漁港利用調整事業や災害復旧事業に伴うものとなっております。

また、本補正につきましては、18年度の繰越金6億581万7,000円を計上しております。

以上、ご説明いたしました。詳細な点につきましては、担当課長から補足説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 河野財政課長。

河野財政課長 それでは、予算書に沿って補足説明をさせていただきます。

まず、歳出につきまして説明をさせていただきます。

22ページをお開き願います。

9目11節修繕料1,680万円でございますが、これは予子林大野ヶ原間の光ケーブル線の一部がムササビ被害を受けましたのでその修繕料と現在NTT及び四国電力の電柱に光ケーブルを共架させていただいておりますが、その電柱移転に伴う共架がえの費用であります。

同じく12目情報推進事業費133万8,000円でございますが、CATV整備事業の実施設計業務を行うため、事務所を庁舎第2別館に移すための経費であります。

次に、23ページでございますが、16目庁舎建設調査研究費42万7,000円でございますが、これは西予市新庁舎建設における基本設計業者の選定作業を行うための選定委員に係る経費であります。

24ページをお開き願います。

3目15節工事請負費83万円でございますが、これは城川嘉喜尾地区のバス待ち合い所が老朽化のため危険ですので、現在使用禁止にしておりますが、その改築費用であります。

次に、25ページでございますが、2目社会福祉施設費でございますが、これは当初予算で隣保館運営費で計上しておりました経費を小森会館運営費とふれあいセンター運営費へ組み替えを行ったものであります。また、11節需用費121万1,000円につきましては、城川町特別養護老人ホーム寿楽苑ほか3施設の修繕料であります。

26ページをお開き願います。

3目11節需用費133万7,000円でございますが、これは游の里温泉の修繕料であります。

次に、27ページでございますが、4目保育所、これは当初予算で魚成保育所に計上しておりました嘱託職員に係る経費を土居保育所へ組み替えを行ったものであります。

29ページをお開き願います。

2目13節委託料95万円でございますが、これはかわら処分場として使用しておりました野田最終処分場閉鎖に伴う跡地の整地及び副道工事に係る測量設計委託料を計上しております。

同じく3目11節需用費242万3,000円でございますが、これはし尿処理場東部衛生センターの修繕料であります。

30ページをお開き願います。

1目28節繰出金794万7,000円でございますが、この主なものは、中山間地域総合整備事業で実施しております大野ヶ原営農飲雑用水施設整備事業に伴う負担金であります。その負担金を簡易水道特別会計に繰り出すものでございます。

同じく3目19節農作物生産振興対策事業費補助金3,028万8,000円でございますが、これは中山間地域総合整備事業に伴い実施する多田地区営農飲雑用水施設整備事業に係る市負担分を東宇和農協に補助するものであります。この施設整備事業は、平成19年度から平成21年度までの3カ年を予定しておりますが、19年度はイチゴ及びショウガ育苗ハウス用地造成、冷蔵設備改修、ショウガ洗浄機の設置を予定しております。

同じく果樹産地体質強化促進事業補助金569万3,000円でございますが、これは園芸産地再編整備事業、農作物鳥獣防止対策推進事業等の県補助事業の見直しによるものであります。

次に、31ページでございますが、5目19節中山間地域総合整備事業費負担金は、当事業を県営事業で実施しておりますが、その圃場整備、ため池整備、農道整備等に対する県への負担金であります。

32ページをお開き願います。

9目15節工事請負費362万3,000円でございますが、これは明浜ふるさと創生館のジュース製造ライン温瓶装置設置に係る経費であります。

次に、33ページでございますが、5目11節需用費199万6,000円でございますが、これは株式会社エフシーに管理運営委託をしておりますパワーショベル等の修繕に係る経費でありま

す。

同じく6目19節森林整備地域活動支援交付金764万7,000円でございますが、これは適切な森林整備の推進を図るため、森林所有者等が行う施業区域境界の刈り払いや歩道の整備活動等に対する交付金であります。

34ページをお開き願います。

4目漁港建設費2億4,523万9,000円でございますが、これは三瓶地区のマリンレジャーの活性化と漁業生産者の保全を図るためプレジャーボート係留施設を整備するものであります。81そうの係留を予定しております。

次に、35ページでございますが、3目15節工事請負費268万5,000円でございますが、これはさきに説明いたしました明浜ふるさと創生館と同様、みかめ海の駅のジュース製造ライン温瓶装置設置に係る経費であります。

36ページをお開き願います。

2目急傾斜崩壊防災対策事業費1,350万円でございますが、これは城川町下組地区がけ崩れ防災対策工事に係る経費であります。

次に、37ページでございますが、3目道路新設改良費1,135万円でございますが、これは野村町本町法正支線、知野竜徳線橋梁の測量設計、中通川大谷線舗装工事、宇和町石城地区165号線舗装工事に係る経費を計上しております。

38ページをお開き願います。

1目15節工事請負費473万円でございますが、これは宇和町大出手ポンプの取りかえに係る経費であります。

次に、39ページでございますが、1目13節業務委託料450万円でございますが、これは卯之町地区の重要伝統建築物指定に係る都市計画変更作成経費を計上しております。

同じく5目15節工事請負費800万円でございますが、これは野村町愛宕山公園整備に係る経費であります。

40ページをお開き願います。

1目常備消防費332万1,000円でございますが、この主なものは、消防緊急指令装置システムの統合に伴う専用回線増設に係る経費であります。

44ページをお開き願います。

1目19節西予市若者キャリアアップ活動助成金140万円でございますが、これは西予市民で知

識、能力、技術の向上を目指して海外で交流活動を行う20歳以上40歳未満の若者に対して研修費の2分の1、1人当たり20万円を限度として助成するものであります。この原資は、18年度にいただきました山田屋株式会社からの寄附金を充当しております。

次に、45ページでございますが、2目文化財保護費1,496万1,000円でございますが、この主なものは、山田圃場整備、山田大池改修に伴う埋蔵文化財発掘調査及び坪栗遺跡から出土しております木製品の保存処理に係る経費であります。

48ページをお開き願います。

災害復旧費でございますが、これはさきの7月梅雨前線豪雨及び台風4号、5号による災害復旧費を計上しておりますが、まず1目農地災害復旧費1,455万7,000円でございますが、これは国庫補助対象災害復旧事業8カ所、市単独災害復旧事業14カ所に係る経費であります。

同じく2目農業用施設災害復旧費4,694万6,000円でございますが、これは国庫補助対象災害復旧事業11カ所、市単独災害復旧事業20カ所に係る経費であります。

次に、49ページでございますが、3目林業用施設災害復旧費6,796万4,000円でございますが、これは国庫補助対象災害復旧事業2カ所、市単独災害復旧事業10カ所に係る経費であります。

51ページをお開き願います。

1目道路橋梁河川災害復旧費1億2,102万3,000円でございますが、これは国庫補助対象災害復旧事業25カ所に係る経費であります。

同じく2目単独災害復旧費1,914万円でございますが、これは市単独災害復旧事業43カ所に係る経費であります。

52ページをお開き願います。

1目25節積立金でございますが、繰越金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てることとなっておりますので、今回3億5,989万2,000円を、また庁舎建設のため1億円を積み立てております。

次に、歳入でございますが、戻りまして11ページをお開き願います。

1目農林水産業費分担金411万5,000円でございますが、これは中山間地域総合整備事業災

害復旧事業等に係る受益者の負担金であります。

12ページをお開き願います。

3目災害復旧費国庫負担金1億4,451万5,000円でございますが、これは公共土木施設災害復旧25カ所及び農林水産施設災害復旧21カ所に対する国庫負担金であります。

次に、13ページでございますが、2目1節円滑化事務等特別支援事業費補助金194万2,000円でございますが、これは障害者自立支援法の施行が円滑に実施できるよう、それに係る県補助金であります。

同じく4目農林水産業費県補助金でございますが、これは県の補助事業見直しによる補助金の変更であります。

14ページをお開き願います。

5目1節がけ崩れ防災対策事業費県補助金900万円でございますが、これは城川町下組がけ崩れ防災対策工事に係る県補助金であります。

次に、15ページでございますが、6目4節埋蔵文化財発掘調査費県委託金709万9,000円でございますが、これは山田圃場整備及び山田大池改修に伴う発掘調査に対する県委託金であります。

17ページをお開き願います。

1目繰越金でございますが、平成18年度の決算が確定しましたので、6億581万7,000円を計上しております。

19ページをお開き願います。

市債につきましては、3目3節水産事業債の三瓶漁港利用調整事業2億3,290万円でございますが、これは三瓶地区のプレジャーボート係留施設整備事業に係る合併特例債を計上しております。

同じく9目災害復旧事業債を9,160万円追加計上をしております。

以上、説明とさせていただきます。

議長 暫時休憩いたします。再開は13時15分、午後1時15分といたします。(休憩 午前11時55分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(再開 午後1時15分)

(日程9)

議長 次に、日程第9、議案第106号「平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計

補正予算（第1号）」から議案第113号「平成19年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてまでの8件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第106号「平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成18年度決算による繰越金の確定によるものでございます。

まず、歳入におきましては、前年度繰越金14万2,000円を増額し、歳出につきましては、事業費1万8,000円、予備費12万4,000円を増額いたしました。これによりまして歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,636万5,000円となりました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 上甲教育部長。

上甲教育部長 議案第107号「平成19年度育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成18年度決算により繰越金が発生いたしましたので、歳入に計上するとともに、歳出では同額を予備費に計上するものであります。これにより歳入歳出それぞれ288万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額は5,844万6,000円となりました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 議案第108号「平成19年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明申し上げます。今回の補正は、基金繰入金、繰越金、総務費並

びに諸支出金の調整を行うものであります。

4ページの歳出では、総務費25万2,000円を増額、諸支出金6,409万円を増額いたしました。

3ページの歳入では、繰入金423万円を増額、繰越金6,011万2,000円を増額いたしました。これよりまして既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ6,434万2,000円を増額し、事業勘定予算歳入歳出予算の総額を61億5,342万6,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてでございますが、今回の補正の主な内容は、前年度決算で確定した繰越金の調整と明浜の診療所における人件費の減額、賃金及び備品購入費の増額、城川の診療所における繰入金及び繰出金の調整、三瓶の診療所における予備費の増額であります。

それでは、診療所別にご説明申し上げます。

10ページをお開きください。

依津診療所の歳出では、総務費298万7,000円を減額、医業費37万4,000円を増額いたしました。

9ページの歳入では、診療収入37万円増額、繰入金300万円減額、繰越金1万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8,194万4,000円といたしました。

次に、18ページ、狩江診療所の歳出では、総務費19万8,000円増額、医業費24万円を増額いたしました。

17ページの歳入では、診療収入12万6,000円増額、繰越金1万2,000円増額、諸収入を30万円増額し、歳入歳出予算の総額を6,313万6,000円といたしました。

次に、25ページをお開きください。

高山診療所の収入では、繰入金9,000円減額し、繰越金を同額増額いたしましたので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

次に、29ページをお開きください。

田之浜診療所の歳入では、繰入金2万3,000円減額し、繰越金を同額増額いたしましたので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

次に、33ページをお開きください。

坂石診療所の歳入では、繰入金2万1,000円減額し、繰越金を同額増額いたしましたので、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

次に、38ページをお開きください。

惣川診療所の歳出では、総務費13万6,000円増額、予備費を新設し6万4,000円を計上いたしました。

37ページの歳入では、繰越金20万円を増額し、歳入歳出予算の総額を972万5,000円といたしました。

次に、44ページをお開きください。

土居診療所の歳出では、医業費6万円を増額いたしました。

43ページの歳入では、繰入金2万4,000円減額、繰越金8万4,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額を1億3,524万3,000円といたしました。

次に、50ページをお開きください。

杉之瀬出張診療所の歳出では、総務費139万2,000円を増額いたしました。

49ページの歳入では、繰越金を同額増額し、歳入歳出予算の総額を1,893万3,000円といたしました。

次に、56ページをお開きください。

遊子川出張診療所の歳出では、総務費47万7,000円を増額いたしました。

55ページの歳入では、繰越金を同額増額し、歳入歳出予算の総額を535万2,000円といたしました。

次に、62ページをお開きください。

二及診療所の歳出では、総務費94万2,000円増額、予備費193万8,000円を増額いたしました。

61ページの歳入では、繰越金を288万円増額し、歳入歳出予算の総額を4,678万8,000円といたしました。

次に、68ページをお開きください。

周木診療所の歳出では、予備費90万1,000円を増額いたしました。

67ページの歳入では、繰越金を同額増額し、歳入歳出予算の総額を4,571万8,000円といたしました。

次に、議案第109号「平成19年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成18年度決算の確定に伴う前年度繰越金の計上、老人医療費適正化推進事業による適正化対策事業費補助金の計上、不正請求

による診療報酬返納金及び加算金の計上で、歳入のみの補正となります。

内容につきましては、前年度繰越金21万1,000円、医療費適正化対策事業費補助金318万6,000円、返納金5万8,000円、その加算金2万2,000円をそれぞれ増額し、それに伴いまして一般会計繰入金を347万7,000円減額いたしました。これによります歳入歳出予算の総額に変更はございません。

次に、議案第110号「平成19年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入においては繰越金、歳出では基金積立金償還金が主なものであります。

それでは、予算の説明を申し上げます。

本予算の事業勘定では、歳入歳出それぞれ1億2,988万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を44億5,497万円にいたしました。

内訳といたしましては、4ページをお開きください。

4ページの歳出では、総務費の総務管理費39万3,000円、基金積立金5,809万6,000円、諸支出金の償還金及び還付加算金7,139万6,000円をそれぞれ増額いたしました。

3ページの歳入では、繰入金の一般会計繰入金を39万3,000円、前年度繰越金を1億2,949万2,000円増額いたしました。

次に、施設勘定予算についてであります。明浜特別養護老人ホームの勘定では、主に前年度繰越金の確定によるもので、歳入歳出それぞれ2,513万円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億4,910万5,000円にいたしました。

内訳といたしましては、12ページの歳出では、主に退職者、休職者の補充や認知症の入所者の増加、誤嚥を防止するため介護員の増員を行うもので、総務費の施設管理費を1,137万1,000円、研究研修費を9万2,000円、サービス事業費の施設介護サービス事業費を4万1,000円増額いたしました。

続いて、諸支出金の繰出金を300万円減額し、予備費を1,662万6,000円増額いたしました。

11ページの歳入につきましては、サービス収

入の介護給付費収入を3万5,000円、自己負担金収入を12万4,000円、繰越金を2,495万1,000円、県支出金の委託金を2万円増額いたしました。

次に、明浜デイサービス勘定においても前年度繰越金の確定によるもので、歳入歳出それぞれ352万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,956万4,000円にいたしました。

内訳としましては、22ページの歳出では、予備費を352万6,000円増額し、21ページの歳入につきましては、繰入金の他会計繰入金を300万円減額し、繰越金を652万6,000円増額いたしました。

次に、城川居宅介護支援勘定では、歳出で公用車の維持管理経費を追加し、歳入で介護報酬改定に伴うサービス収入を減額し、収入を補てんするため繰入金を増額するもので、歳入歳出それぞれ19万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,148万1,000円にいたしました。

内訳としましては、28ページの歳出では、総務費の施設管理費を8万円、サービス事業費の居宅介護支援事業費を11万7,000円増額いたしました。

27ページの歳入につきましては、サービス収入の介護給付費収入を162万7,000円、介護予防支援費収入を43万2,000円減額し、繰入金の他会計繰入金を225万6,000円増額いたしました。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第111号「平成19年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、大野ヶ原簡易水道の建設改良に対する一般会計繰入金と三瓶簡易水道の企業債元利償還に対する一般会計繰入金の増額及び前年度繰越金の調整を行うものであり、歳入歳出にそれぞれ1,745万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億8,536万9,000円と定めるものであります。

歳出では、総務管理費において、施設の維持管

理費等に係る賃金140万円、需用費348万1,000円、中山間事業負担金109万9,000円、基金積立金1,060万7,000円など1,688万9,000円の増額、また施設整備費においては、水道施設維持管理費に係る工事請負費を57万円増額いたしております。

歳入につきましては、給水収入5万円、分担金320万円、基金繰入金277万2,000円を減額し、一般会計繰入金794万7,000円、前年度繰越金1,353万4,000円、雑入で県よりの工事補償金200万円を増額いたしております。

次に、議案第112号「平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、施設管理費の増額と前年度繰越金の確定に伴うもので、歳入歳出それぞれ691万5,000円追加し、歳入歳出予算の総額を14億7,269万2,000円と定めるものであります。

歳出の主なものにつきましては、施設管理費におきまして、施設管理の増加及び経年による老朽化の対応のため修繕費を602万8,000円の増額、浄化槽市町村整備推進事業における施設整備費におきまして、浄化槽設置に係る測量委託料60万円の増額及び予備費28万7,000円を増額いたしております。

歳入につきましては、施設修繕に係る災害保険給付金122万8,000円の増額、一般会計繰入金40万円の減額、前年度からの繰越金608万7,000円を増額いたしております。

次に、議案第113号「平成19年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、施設管理費の増額に伴う諸収入の増額及び前年度繰越金の確定による一般会計繰入金の減額で、歳入歳出予算それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算を9億2,592万2,000円と定めるものであります。

詳細をご説明いたします。

歳出の主なものでは、施設管理費で野村処理区において、雷雨のためマンホールポンプの修理のための修繕費を200万円増額いたしております。

また、歳入につきましては、前年度繰越金を7

70万3,000円、諸収入200万円を増額し、それに伴い一般会計繰入金を560万3,000円、下水道事業債100万円、過疎対策事業債110万円を減額するものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程10)

議長 次に、日程第10、認定第1号「平成18年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森会計管理者。

森会計管理者 それでは、平成18年度の西予市の一般会計の決算についてご説明をさせていただきますが、何分にも膨大な決算額であり、ページ数も多数になっておりますので、大まかな説明になりますことをまずお許しをいただきたいと思っております。

お手元に地方自治法に基づきます平成18年度決算における主要な施策の成果報告書、こういうものをお配りさせていただいておりますが、主としてこれに基づきましてご説明をさせていただきます。

認定第1号「平成18年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、まず初めに、その概要を申し上げます。

資料の1ページからになります。

合併後3年目を迎えた平成18年度は、西予市まちづくり計画建設計画や西予市総合計画に基づき西予市のまちづくりを本格的な軌道に乗せる重要な年度でありました。

一方、国においては、一般会計総額が4年ぶりに前年度を下回り、平成10年度以来の低水準となる中で三位一体の改革が進められ、平成16年度から平成18年度までに総額約5兆円もの地方交付税の削減が行われ、地方財政は厳しい運営を強いられております。今後も交付税削減圧力などの逆風は続くことが予想され、各自治体では、効率的な行財政運営についてさらに改革努力が求められております。そのような状況で本市の受けた影響は大きく、地方交付税や国、県の負担金、補助金が減少し、さらには、地域経済情勢が好転し

つつあるものの、主産業である農林水産業の長期低迷などによる市税の伸び悩み等の影響により、歳入全体は前年度に比較し、想定していた以上に減少し、予算編成段階からかつて経験したことがない厳しい財政運営を迫られました。当初予算では、一般会計及び特別会計合計で対前年比3.5%減、予算額で約16億円の減額となりました。このような超緊縮型予算ではありましたが、限られた財源を必要な事業に重点的、効率的に配分することを基本に、効率性の高い行政組織の構築に向けた組織機構の見直し、ごみ減量化の取り組みによる1億円の削減、スポーツ立市構想の樹立、企業誘致と地場産業の育成、販路拡大の促進、福祉バスと温泉バスの運行、西予市アピール運動の展開、健全財政の構築の7つのテーマを掲げ、隅々まで目配りのきいた行政サービスに積極的に取り組み成果を上げることができました。今後国、地方を通じた行財政改革がさらに進められる中で、本市においては、庁舎建設事業やCATV事業など大型事業も控えており、今まで以上に厳しい財政状況が予想されます。合併後のまちづくりの基本方針として、平成17年度に作成した西予市総合計画や西予市行政改革大綱集中改革プラン等の趣旨に基づき、すべての市民が西予市の未来に夢を抱き、自然と共生する美しく快適、安全な暮らしを確保するため不断に行財政改革に取り組み、効率的な運営に努め、着実にまちづくりを推進することが喫緊の課題となっています。そのための具体的手法として、本年度から導入が始まった行政評価システムにより、事務事業全般の徹底した見直しや各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化を進めているところであります。本年度はまちづくりにおける重要な課題で、財政的にも大きな影響を及ぼす45項目について事務事業評価を実施し、平成19年度予算に反映させるとともに、進行管理をしていくこととしており、平成20年度には、すべての事務事業評価を行い、平成21年度からは、行政評価に基づく予算編成管理に完全に移行する計画で作業を進めております。今回、地方自治法第233条第5項の規定に基づく平成18年度決算における主要な施策の成果を説明する書類の作成に当たっては、この行政評価システムが完全に構築できていない状況であります。同システムにより現在進めて

いる総合計画に示す施策、基本事業ごとにその主なものを抜粋して昨年度と同様な取りまとめ方にしております。

それでは、平成18年度一般会計の決算の状況にあわせて財政指標等の状況についても説明し、主要な施策の成果につきましては、その総括と主要な施策単位ごとに概略を報告いたします。

それでは、一般会計の決算規模と決算収支についてご説明いたします。

資料は20ページからになります。

平成18年度の一般会計の決算規模は、歳入決算額251億8,132万2,000円、歳出決算額244億9,204万5,000円、歳入歳出差し引き額は6億8,927万7,000円となり、繰越財源3,345万9,000円を除くと実質収支は6億5,581万8,000円となります。前年度の決算規模と比較すると、歳入で23億6,950万4,000円、8.6%の減、歳出では22億7,123万円、8.5%の減となっており、大幅な減額となっております。

次に、歳入決算の概要について説明をいたします。

平成18年度の決算額は251億8,132万2,000円で、前年度の275億5,082万6,000円と比較し、23億6,950万4,000円、8.6%の減となり、大幅な減額となっております。その主な要因としては、平成17年度の経営構造改善事業、光センサー選果機、健康保養施設建設事業、農産物加工センター第2工場建設事業の終了、普通建設事業の削減に伴う地方債の減少、国県支出金、財政調整基金繰入金等の減によるものであります。

また、市税は景気の低迷により横ばい状況が続き、歳入全体の約1割の29億493万5,000円で、収入の約8割を地方交付税や地方債等に依存しており、今後は国や地方が一体となって取り組む経費削減、財政の健全化により大きな影響を受けることが想定され、西予市の財政状況を考えると、予算規模は縮小せざるを得ない状況であります。歳入全体を自主財源と依存財源に分けますと、自主財源は53億9,024万8,000円と歳入全体の21.4%、うち市税は約29億円で11.5%しかなく、依存財源が197億9,107万4,000円で、78.6%、うち地方交付税が45%、地方債が13.5%を占め

ております。

次に、地方交付税の状況について説明いたします。

資料22ページからになります。

普通交付税につきましては、全国総額ベースで5.9%減、全国市町村平均で4.9%減、愛媛県内市町平均で5.7%減という状況の中で、西予市においては、合併特例分加算額1億1,763万円や三位一体の改革による補助金の一般財源化や児童手当費の増、公債における過疎対策事業債、臨時財政対策債等の償還額増などにより、平成18年度決算額は101億6,919万7,000円で、前年度の決算額合計101億5,954万4,000円と比較し、965万3,000円、0.1%の増額となりました。

特別交付税につきましては、全国総額ベースで5.9%減、全国市町村平均で4.8%減、合併関係市町村や災害復旧費関連などに集中的に配分となったため、県内市町村平均で8.4%減となりましたが、西予市におきましては、合併特例分加算額の減額等もあったものの、昨年度に比べ9,619万5,000円、7.7%の減額にとどまり、11億5,109万8,000円を確保することができました。

しかしながら、今後も交付税改革は進められ、交付額の削減が予想されることと合併による算定がえ、旧5町が存在したのものとして算定した場合と新市一本で算定した場合との差ですが、約18億円あり、この額が合併の11年後から5年間で段階的に減額になることなどにより、今後は極めて厳しい状況が続くと予想されます。

次に、財政力指数の状況について説明いたします。

資料は23ページからになります。

平成18年度財政力指数は0.282で、昨年度より0.016ポイント上昇しております。これは交付税算定における各年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均数値であります。この指数が1に近くなるほど財源に余裕があるものとされており、1を超えると普通交付税不交付団体となります。将来的に指数が上昇することは予想されるのは、財政力が強くなるのではなく、基準財政収入額の子分子は余り変化しないものの、人口の減少等による基準財政需要額全体が縮減傾向にあるため、結果とし

て分母が小さくなり、指数が大きくなることによるものであります。

次に、市債の状況について説明いたします。

市債の発行におきましては、不足財源の補てんとして健全財政を維持できる範囲で財政上有利な起債を必要最小限借り入れすることとしておりますが、平成18年度の決算額は33億9,720万円で、普通建設事業の削減等により前年度の決算額42億9,030万円と比較し8億9,310万円、20.8%の減となり、地方債残高は336億4,813万4,000円となり、昨年度より2億2,038万3,000円の増加となりました。

次に、公債費率と実質公債費比率の状況について説明をいたします。

資料は24ページからになります。

平成18年度の公債費率は12.6、実質公債費比率は14.1となっております。今後大型建設事業の実施によりこの比率は高水準で推移することが懸念されますが、普通建設事業の見直し、削減により、市債の慎重な発行や適切な管理により比率の上昇を抑制し、計画的かつ節度ある財政運用が必要であります。

次に、歳出決算の概要について説明をいたします。

資料は26ページからになります。

平成18年度の決算額は244億9,204万5,000円で、前年度の267億6,327万5,000円と比較し、22億7,123万円、8.5%の減となっております。その主な要因としては、議会議員報酬、特別職給与の一部カット、一般職員の管理職手当等の一部カット、早期退職者制度導入等による人件費の削減、旅費、需用費、ごみ処理委託料等経常経費の見直し、削減、補助金等の見直し、投資的経費については、健康保養施設建設事業、農産物加工センター第2工場建設事業の終了と普通建設事業の見直し、削減、災害復旧事業費の減少等によるものであります。

性質別決算額では、普通建設事業費が48億9,357万3,000円、20%、人件費が48億9,080万4,000円、20%、公債費が37億4,235万4,000円、15.3%、物件費が34億5,588万7,000円、14.1%で、これらの合計が歳出の約7割

を占めております。義務的経費の合計は、107億4,367万4,000円、43.9%となっております。そのほか災害復旧費が昨年度に比べ6億8,201万円、63.2%の減で大きく減少しております。ここ数年のうちでは比較的災害が少なかったことと、平成17年度においては、平成16年度の災害復旧事業費の多くが繰越明許費となり平成17年度に決算されたことによるものであります。

目的別に見ると、民生費が55億3,575万7,000円、22.6%、公債費37億4,235万4,000円、15.3%、農林水産業費が35億3,263万8,000円、14.4%で、これらの合計が歳出の5割以上を占めております。このうち公債費につきましては、前年度と比較し1億8,333万2,000円、5.2%増となっており、今後も増加することが予想されます。衛生費は、健康保養施設建設事業の終了とごみ処理経費の削減等により前年度と比較し8億1,614万1,000円、28.9%の減となっております。一方、商工費は、海の駅建設事業等により前年度と比較して1億2,009万5,000円、19%の増となっております。

次に、主要な施策の成果につきまして、その総括と主要な施策単位ごとに概略を報告いたします。

資料は2ページからになります。

主要な施策の成果報告につきましては、昨年度までは西予市まちづくり計画建設計画を基本としておりましたが、本年度は西予市総合計画の中の基本計画により取りまとめております。基本計画は、基本構想に基づき、今後取り組むべき主要施策を行政の各分野にわたって体系的に定めたもので、計画期間は基本構想と同じく10年間としており、急速に変化する社会経済情勢に的確かつ柔軟に対応できるよう必要に応じて見直しを図ることとしております。

また、総合計画の的確な進行管理や事業選択、予算編成にも活用するための行政評価システムと連動させ、施策の成果指標の設定や施策評価、事務事業評価を順次進めているところであり、平成20年度に完成予定であります。したがって、今回は昨年度と同様な報告形式としております。

平成18年度の施策の成果を総括すると、市の

財政は、前年度に引き続き国の三位一体改革による影響で極めて深刻な予算不足の状況に置かれておりますが、人件費、経常経費の削減や各種団体への補助金の見直し、普通建設事業費の削減等事務事業全般にわたり徹底した歳出見直しと必要事業への重点的、効率的な配分を行い、西予市総合計画に基づいた各種施策、事業を積極的に推進し、予定どおりの成果を上げることができました。特に複雑多様化する行政需要に対応し、市民満足度の高い行政サービスを提供するため、企画調整課内に施策の遂行を迅速にするための政策秘書室、企業誘致により地場産業の育成や雇用の拡大、財源確保、地域の活性化を図るための産業創出課、公共用地の確保を計画的適切に行い、公平でスムーズな用地取得を行うための用地課をそれぞれ新設し、行政組織の効率化と地域の活性化に努めました。

また、年々増加の一途にあり、年間約6億円の経費を要し市財政にとって大きな負担を強いられているごみ処分費について、市民の理解、協力によるごみの減量化と分別収集の徹底により目標である1億円以上の削減が図られました。

さらには、高齢者、身体障害者、子供など交通弱者のための公共交通体系の整備において、福祉バス、温泉施設巡回バスの運行により温泉施設の利用促進と高齢者等の健康、福祉の向上に成果を上げることができました。今後も三位一体の改革の影響や社会保障費、公債費、繰出金等の増加が想定され、財政状況が厳しくなることが予想されますが、限られた財源を有効に活用するため、行財政改革に積極的に取り組み、健全財政に努めることが急務となっております。そのためには、行政改革大綱集中改革プランの完全実施と行政評価システムの厳格な運用がかぎになると考えております。

なお、主要な施策の成果の概要につきましては、成果報告書の12ページから16ページに記載しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、主要な部分のみのご説明を申し上げましたが、詳細な点につきましては、各常任委員会におきまして、施策の成果報告書に基づき各担当部課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程 1 1)

議長 次に、日程第11、認定第2号「平成18年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの13件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森会計管理者。

森会計管理者 それでは、平成18年度西予市特別会計の決算についてご説明をいたします。

特別会計全体の歳入決算額は201億711万3,000円、歳出決算額197億7,624万7,000円、歳入歳出差し引き額は3億3,086万6,000円となり、繰り越すべき財源5,626万6,000円を差し引いた実質収支は2億7,460万円の黒字決算となっております。

それでは、会計別にご説明をさせていただきます。

認定第2号「平成18年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」資料は302ページからになります。

授産場特別会計は、歳入歳出総額とも2,192万2,000円で、歳入は前年度と比較いたしまして85万5,000円、4.1%の増となり、歳出は前年度と比較いたしまして85万9,000円、4.1%の増となり、形式収支、実質収支とも0円であります。

続きまして、認定第3号「平成18年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」資料は306ページからになります。

住宅新築資金等貸付特別会計は、歳入総額が2,480万3,000円で、前年度と比較いたしまして406万7,000円、14.08%の減、歳出総額は2,465万9,000円で、前年度と比較して260万6,000円、9.55%の減となりました。形式収支は14万4,000円の黒字となり、実質収支においても同額を計上いたしております。

認定第4号「平成18年度育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」資料は3

08ページからになります。

育英会奨学資金貸付特別会計は、歳入総額が6,432万円で、前年度と比較しまして386万8,000円、5.7%の減、歳出総額は5,843万2,000円で、前年度との比較では774万3,000円、11.7%の減となりました。形式収支は588万8,000円の黒字となり、実質収支においても同額を計上いたしております。

なお、18年度貸付者は継続114名、新規40名で、貸付総額5,820万円、償還者は379名で、償還総額6,206万3,000円となりました。

続きまして、認定第5号「平成18年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」資料は310ページからになります。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額が55億9,519万2,000円、歳出総額は55億3,507万9,000円となりまして、形式収支は6,011万3,000円となっておりますが、歳入総額から前年度繰越金を除いた18年度単年度の収支は4,119万2,000円の赤字となっております。今後も健全な財政運営のための保険税収入の確保対策や西予市健康づくり計画2014の実践により医療費の適正化に努めていきます。

次に、診療所施設勘定について診療所別にご説明いたします。

資料は315ページからになります。

俵津診療所施設勘定は、歳入総額が8,544万7,000円、歳出総額が8,542万8,000円となりまして、形式収支は1万9,000円となっております。

狩江診療所施設勘定は、歳入総額が7,802万6,000円、歳出総額が7,801万2,000円となりまして、形式収支は1万4,000円となっております。

高山診療所施設勘定は、歳入総額が8,093万3,000円、歳出総額が8,092万2,000円となりまして、形式収支は1万1,000円となっております。

田之浜診療所施設勘定は、歳入総額が1,849万2,000円、歳出総額が1,846万7,000円となりまして、形式収支は2万5,000円となっております。

坂石診療所施設勘定は、歳入総額が273万6,000円、歳出総額が271万4,000円となり、形式収支は2万2,000円となっております。

惣川診療所施設勘定は、歳入総額が853万円、歳出総額が832万8,000円となり、形式収支は20万2,000円となっております。

土居診療所施設勘定は、歳入総額が1億2,507万2,000円、歳出総額が1億2,498万7,000円となり、形式収支は8万5,000円となっております。

杉之瀬出張診療所施設勘定は、歳入総額が1,249万5,000円、歳出総額が1,110万2,000円となりまして、形式収支は139万3,000円となっております。

遊子川出張診療所施設勘定は、歳入総額が401万5,000円、歳出総額が353万7,000円となりまして、形式収支は47万8,000円となっております。

二及診療所施設勘定は、歳入総額が4,938万4,000円、歳出総額が4,650万3,000円となりまして、形式収支は288万1,000円となっております。

周木診療所施設勘定は、歳入総額が4,950万4,000円、歳出総額が4,860万1,000円となりまして、形式収支は90万3,000円となっております。

この11の診療所を合計いたしますと、歳入総額が5億1,463万4,000円、歳出総額が5億860万1,000円となり、形式収支は603万3,000円の黒字となり、実質収支においても同額を計上いたしております。

続きまして、認定第6号「平成18年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」資料は329ページからになります。

まず、歳入につきましては、総額で65億7,764万3,000円となりました。明細につきましては、医療の費用に対する公費の負担割合が段階的に引き上げられているため、前年度と比べ支払基金交付金が4億603万7,000円で、10.5%減の34億7,678万円となったものの、公費である国庫支出金が6,492万7,000円で、3.4%増の19億9,191万1,000円、県支出金が2,000万1,000円で、4.2%増の5億174万4,000

円、市の負担分である繰入金が3,032万円で、5.5%増の5億8,509万8,000円となりました。それ以外に繰越金が5万6,000円、その他の収入が2,205万4,000円となりました。

次に、歳出につきましては、総額で65億7,743万1,000円となりました。明細につきましては、医療諸費が総額で対前年度比4.0%減の65億90万4,000円となり、歳出全体の98.8%を占め、歳出のほとんどが医療費に充当するものとなっています。それ以外には総務費が4,427万6,000円、繰出金が1,648万8,000円、その他の支出が1,576万3,000円となりました。形式収支は21万2,000円の黒字となり、実質収支におきましても同額を計上いたしております。

続きまして、認定第7号「平成18年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」資料は333ページからになります。

まず、介護保険特別会計事業勘定は、歳入総額が41億342万9,000円、歳出総額は39億7,148万4,000円となりまして、歳入歳出差し引き額であります形式収支は1億3,194万5,000円の黒字、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支においても1億2,949万3,000円の黒字となっております。今後も介護サービス事業所の指導、地域支援事業の充実に努め、保険給付の適正化や介護予防を推進し、保健医療の向上及び福祉の増進を図ってまいります。

次に、介護サービス勘定について事業所別に説明をいたします。

明浜特別養護老人ホーム勘定は、歳入総額が3億3,506万4,000円、歳出総額が3億1,011万2,000円となりまして、歳入歳出差し引き額である形式収支は2,495万2,000円となっております。

明浜居宅介護支援勘定は、歳入総額が2,030万8,000円、歳出総額が2,030万8,000円となり、形式収支は0円となっております。

明浜デイサービス勘定は、歳入総額が3,120万3,000円、歳出総額が2,467万6,000円となりまして、形式収支は652万7,000円となっております。

城川居宅介護支援勘定は、歳入総額が2,040万3,000円、歳出総額が2,040万3,000円となり、形式収支は0円となっております。

4つの西予市直営介護サービス事業所のうち明浜特別養護老人ホーム、明浜デイサービスは黒字経営となっております。今後も質の高いサービスが提供できるよう職員の研修に努めてまいります。

また、明浜・城川居宅介護支援事業の2事業所合計で、歳入不足のため1,070万7,000円を一般会計から繰り入れております。主に歳出は人件費に係るもので、サービス収入の不足額を補てんするものであります。今後は本市の介護保険事業所の民間参入状況を考慮し、健全経営が図られるよう事業所の運営方法等を含め検討してまいります。

次に、認定第8号「平成18年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明します。

資料は348ページからになります。

港湾整備事業特別会計は、昭和63年3月に三瓶港港湾整備事業債として1,500万円を借入れた元利償還金に係るもので、償還期限は平成20年3月となっております。歳入総額、歳出総額はともに132万円で、歳入歳出いずれも前年度と同額であり、形式収支、実質収支とも0円であります。

続きまして、認定第9号「平成18年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」資料は352ページからになります。

西予市簡易水道事業特別会計は、歳入歳出総額が6億2,709万4,000円で、主な収入といたしましては、水道料金収入1億1,834万1,000円、国庫補助金2,233万円、県補助金463万5,000円、繰入金1億1,572万円、営農飲雑用水事業受託収入2億5,208万円、市債6,350万円などがございます。歳出総額は6億785万円で、主な支出といたしましては、総務管理費の負担金のうち、中山間事業負担金4,203万6,000円、施設整備事業費の工事請負費3億5,983万1,000円であり、宇和の多田地区営農飲雑用水事業、野村の白髭簡易水道施設整備費、城川町の男河内、成穂簡易水道の地域環境整備事業が含まれます。このほかの支出につきましては、経常経費でござい

ます。

平成18年度の形式収支は1,924万4,000円の黒字となり、実質収支額においても同額を計上いたしております。

続きまして、認定第10号「平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」資料は357ページからになります。

西予市農業集落排水事業特別会計における歳入総額は12億4,904万3,000円で、前年度と比較いたしまして3億4,346万1,000円、37.9%の増、歳出総額が12億3,585万5,000円で、前年度と比較して3億4,857万9,000円、39.2%の増となりました。

形式収支は1,318万8,000円の黒字となり、実質収支においても同額を計上いたしております。

本事業につきましては、現在西予市内において8地区が全面供用を開始しており、総排水区域面積393ヘクタール、総排水人口4,828人、年間総処理水51万5,694立米の規模で汚水処理を行っております。

平成18年度における施工内容は、石城地区においては、処理場の機能調整工事、多田地区においては、管路延長2万3,060.3メートル、明間地区においては、管路延長164.5メートルの工事をそれぞれ実施し、平成18年8月には、石城処理区が全面供用開始いたしております。今後の予定としましては、平成21年度に多田処理区、平成22年度に明間処理区において全面供用開始を目標に施設整備を進めております。

最後になりますが、認定第11号「平成18年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」資料は368ページからになります。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額は9億2,073万3,000円で、前年度と比較いたしまして8億8,024万4,000円、48.9%の減、歳出総額が8億5,811万5,000円で、前年度と比較して8億7,465万7,000円、50.5%の減となり、形式収支は6,261万8,000円の黒字となり、実質収支においても880万4,000円の黒字額を計上いたしております。

事業内容につきましては、宇和処理区において

は、平成19年3月28日に一時認可区域の供用を開始し、平成16年度末に一時認可区域の供用を開始した野村処理区においては、拡張区域の整備を鋭意進めているところでございます。

以上、平成18年度西予市各特別会計歳入歳出決算につきまして大まかな説明になりましたが、あと各常任委員会におきまして、各担当部課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

議長 暫時休憩いたします。再開は14時45分、午後2時45分といたします。(休憩 午後2時31分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(再開 午後2時45分)

安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 認定第12号「平成18年度西予市上水道事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

資料は公営企業会計の決算書の方になります。

平成18年度の西予市上水道事業の連結決算は、人口の減少や高齢化、夏場に降雨が多かったことなどに伴い給水収益が減となったことや夏場雷が多発し、ポンプ等の電気系統機器に故障が発生し、修繕に係る費用が増となったことなどにより、前年度と比較して減収、減益となりました。

まず、業務量であります。年間総配水量は4事業会計で430万7,000立米、有収水量は前年度比2.6%減の348万2,000立米となりました。

次に、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

資料は4ページから5ページでございます。

水道事業収益は6億3,415万9,000円、水道事業費用は5億7,517万1,000円となりました。前年度と比較しまして、収益は5.4%の減、費用は3.2%の増となっております。

なお、これらは消費税込みの金額であります。

これらを損益計算書で見ますと、資料は8から9ページでございます。

営業収益は5億9,111万9,000円、うち給水収益は前年度比2.7%減の5億8,297万6,000円となっております。

営業外収益は1億4,011万4,000円、うち130万4,000円が一般会計からの負担金であります。

続きまして、収益的費用でございますが、営業費用は4億7,888万1,000円であります。電気系統機器の修繕費が増となったほか、施設の更新に伴い資産減耗費を計上したことで費用が一時的に増加し、前年度比2.3%の増となりました。

支出の主な内容といたしましては、人件費、材料費、修繕費、動力費等で、営業費用のうち7,212万5,000円余りを南予水道企業団への受水費として支出し、また営業外費用8,207万4,000円のうち8,024万円を企業債の支払い利息として支出しております。

以上により経常利益は前年度比47.2%減の4,427万7,000円、純利益は前年度比49.5%減の4,217万6,000円となりました。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

資料は6ページから7ページでございます。

資本的収入につきましては、税込み収入総額4億3,555万7,000円、その主なものは、国庫補助金8,700万円、企業債1億7,010万円、一般会計出資金1億620万円でございます。

続きまして、資本的支出につきましては、税込み5億8,446万4,000円で、建設改良費として4億7,787万9,000円を支出しております。この建設改良の主なものは、宇和上水道第4次拡張事業に伴う明石上水道と配水池の施設整備事業であります。資本的収入額が資本的支出に不足する額1億5,773万円は、過年度及び当年度損益勘定留保資金、減債積立金等により補てんをいたしました。

また、地方公営企業法第26条の規定による繰り越しとして1億4,324万2,000円を計上し、国庫補助金の882万2,000円を繰越工事資金として翌年度に充当することといたしております。

以上、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

議長 三好副市長。

三好副市長 認定第13号「平成18年度西予市病院事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

公営企業会計決算書の84ページ、85ページをお願いいたします。

この表は宇和病院と野村病院の決算について合算した報告書で、消費税を含む額でございます。

1の収益的収入及び支出のうち、収入の第1款病院事業収益の決算額は29億8,520万2,660円となりました。前年度と比較して16%ほど減収となりました。

支出でございますが、第1款病院事業費用の決算額は30億5,383万5,906円でございます。主なものは人件費、材料費、経費などの医業費用でございます。あらゆる面で抑制に努めてまいりました結果、前年度対比で12%程度の費用を減額いたしました。

次に、2番目の資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入は7,066万7,486円でございます。企業債、建設改良に伴う一般会計繰入金及び固定資産売却代金、総務大臣表彰に伴う国からの寄附金でございます。

資本的支出でございますが、第1項建設改良費につきましては、経年により老朽化した医療機器の更新及び電子化の推進に努め、宇和病院では乳房用エックス線撮影装置、脳波計等、野村病院では前年度に引き続きオーダーリングシステムや電子内視鏡システム等の更新導入を行いました。

第2項は、建物、医療機器等の企業債償還金であります。決算額は1億4,894万8,476円でございます。これにより資本的収入が資本的支出額に不足する7,528万990円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

96ページから118ページにただいま申し上げました内容を宇和病院と野村病院にそれぞれ区分したものがございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

次に、90ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

損益計算書や両病院の収益、費用明細書などの金額は、消費税を除いた金額を掲載することになっておりますので、ご留意いただきたいと思います。

病院事業につきましては、医業収益では、診療報酬のマイナス3.16%の改定や医師不足による外来、入院患者の減少等に加え、医業外収益における一般会計の繰入金の減額により費用の節減に努めましたが、結果的に宇和病院では7年ぶり、1,386万9,733円、野村病院では8年ぶり、5,689万3,833円のいずれも赤字決算となり、両病院とも前年度繰越利益剰余金で補てんをいたしました。今後とも医療を取り巻く環境は大変厳しく、特に中小自治体病院の医師不足の状況は深刻であり、2次救急の継続的地域医療体制崩壊の危機に直面をいたしております。そのような中で両病院とも西予市の中核病院として救急医療、地域医療の継続、病院経営の健全化に向けて最善の努力を傾注してまいりたいと考えております。

続きまして、認定第14号「平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

決算書は119ページからになります。

我が国は本格的な超高齢社会を迎え、国においても高齢化に対する種々の保健福祉施策等を講じております。つくし苑におきましても、平成17年10月の介護保険法の改正により運営も大変厳しい状況の中、介護老人保健施設として要支援者、要介護者の施設サービスに努めてまいりました。

平成18年度の経営実績につきましては、延べ入所者2万7,588名で、1日平均入所数は76名、入所率95%であり、通所者は定員25名に対し1日平均19名の通所率78%になっておりますが、今後一層の経営努力を続けてまいります。

さて、決算状況でございますが、収益的収入では3億9,499万4,942円で、支出では4億3,906万2,729円となり、差し引き当年度純損失は896万7,787円となりました。

なお、これらは消費税抜きの金額でございます。

次に、資本的収支であります。資本的収入はございません。支出金額は企業債償還基金等2,903万777円です。不足額2,903万777円は、過年度損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

以上の状況であります。今後は関係機関と密接な連携強化を図り、入所者、通所者の確保に努め、介護老人保健施設としてのサービスの向上に努め、健全な運営に努力したいと考えております。

以上、2件につきましてよろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第14号までの監査報告を求めます。

鍵原監査委員。

鍵原監査委員 それでは、決算審査意見についてご報告をいたします。

去る6月29日に市長より、地方自治法第23条第2項及び241条第5項により平成18年度西予市一般会計、特別会計及び西予市基金運用状況並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により西予市企業会計の決算について審査に付されましたので、監査委員はこれら決算につきまして慎重に審査した結果を以下のとおり報告をいたします。

お手元の平成18年度西予市一般会計及び特別会計決算審査意見書の表紙をおめくりをいただきたいと思っております。

去る9月3日に三好市長に対し、一般会計決算、特別会計決算審査及び基金運用状況審査並びに西予市企業会計決算審査について意見書を提出したところでございます。

表紙をめくっていただきますと、西予市長三好幹二殿。

西予市監査委員池島賢治、同鍵原芳和。

平成18年度西予市一般会計及び特別会計決算審査並びに基金運用状況審査意見の提出について。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された平成18年度西予市一般会計及び特別会計歳入歳出決算とその証書類、その他政令で定められた書類並びに平成18年度西予市基金運用状況を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

次に、3ページをお開きをいただきたいと思っております。

第1、審査の対象。平成18年度西予市一般会

計歳入歳出決算及び平成18年度西予市授産場特別会計外9特別会計であります。

第2、審査の期間。平成19年7月5日から平成19年8月3日までの間実施をいたしました。

第3、審査の方法。審査に当たっては、市長から提出された一般会計と特別会計歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類について関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性、予算の執行状況の適否、また遺漏がないかについて審査をいたしました。

第4、審査の結果。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書の計数は、それぞれ関係諸帳簿及び証拠書類と照合いたしました。収入未済額が多額になりつつある中で、調定処理の誤り等によるものや督促不足によるものも見受けられましたが、訂正するなど対応させた結果、誤りのないものと認めた次第であります。

なお、各会計の決算審査の状況及び意見は、4ページ以下に記載をしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。詳細の説明は省略させていただきます。

次に、37ページをお開きください。

合併後3年目の決算であります。審査の結果は、一般会計、特別会計ともに住民福祉の向上を目指して適正に執行されていると認めたところがあります。

18年度一般会計歳入決算額251億8,132万2,000円、合併当初の16年度歳入決算額289億6,212万7,000円に対し、37億8,080万5,000円、13.1%の減、歳出決算額で244億9,204万5,000円、16年度同額281億1,032万3,000円に対し、36億1,827万8,000円、12.9%の減と歳入歳出ともに合併初年度と対比いたしますと約13%と大幅に減少をいたしております。このことは、合併協定書の確認事項であります組織機構や職員定数の見直し、各種補助金や負担金の調整、その他諸経費の削減等、合理化、効率化がおおむね進捗していることが確認できました。今後も引き続き歳出削減に努められたいと思います。

三位一体の改革のもと年ごとに厳しくなっていく財政状況の中で、18年度決算は、歳入では地

方交付税が前年度比8,654万2,000円の減少となっております。歳出の義務的経費では、人件費で前年度比1億4,006万7,000円、2.8%減、公債費は1億8,022万6,000円、5%の増額となっておりますが、人件費減につきましては、平成17年度公布されました西予市職員の退職手当の特例に関する要綱の適用により、17年度7人、18年度11人の勧奨退職、普通退職によるものであり、公債費については、合併以降厳しい財政運営の中で大型公共事業の積極的な取り組みによるものであります。

投資的経費では、前年度比18億9,427万4,000円、26.1%の減となっており、財政逼迫に伴い、普通建設事業については優先順位により思い切った事業縮減を行っているものであります。

その他の経費については、物件費が前年度比9.7%、維持補修費19.7%、補助費等7.6%、投資及び出資金ほか17.5%減など大幅な経費削減に努められており、健全財政堅持を目指して合理的かつ能率的な予算執行が認められた次第であります。

厳しい財政状況が続いておりますが、今後はさらに新型交付税、地方財政健全化法、同規模自治体との歳出比較分析表、現行の単式現金主義に基づいた会計処理から発生主義の複式簿記を取り入れた地方公会計改革等の導入が確定しており、地方自治体の財政環境はますます厳しくなっていくと思われま。

18年度財政指標等の状況のうち実質公債費比率は、前年度比0.2ポイント上回っておりますが、この指標は地方財政健全化法の4つの指標の一つでありまして、一定の指標に達すると法に言う財政健全化団体になるおそれがありますので、今後とも投資的事業については、慎重に対処する必要があります。

また、経常収支比率90.4%は、0.2ポイント下回っておりますが、財政構造の弾力性が既に硬直化しており、予算編成に際して、一層慎重に対処されたいものであります。

今後の課題としては、逼迫する財政のもとで投資的経費の計画的執行、諸経費の節減に努め、一般財源の歳入の見込み額と均衡のとれる歳出予算計上について検討をされたいものであります。

また、18年度収入未済額であります。総額

で1億8,976万7,000円、前年度比1,621万円と大幅に増加をしております。主なものは、普通税、保育料、住宅使用料等であります。住民負担の公平性確保のため収納率向上に一層積極的に取り組んでいただきたいものであります。

授産場外の特別会計につきましては、先ほど説明がありましたが、それぞれ予算の目的に沿って執行されておりまして、所期の目的を達成していると認め次第であります。

財産に関する調書につきましては、年度中の増減の数値は正確に記載されており、基金の運用状況についても、計数はいずれも正確であり、適正に運用されていることを確認した次第であります。

市職員については、逼迫していく財政のもと、あらゆる面で冗費節減について一丸となって行動されるよう、また市民の奉仕者としての責任感、また謙虚な心で人に接するよう期待するものであります。

以上、一般会計、特別会計財産に関する調書、基金運用状況の審査結果報告とさせていただきます。

次に、平成18年度西予市公営企業会計決算意見書をお開きください。

西予市長三好幹二殿。

西予市監査委員池島賢治、同鍵原芳和。

平成18年度公営企業会計決算意見の提出について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成18年度公営企業会計、上水道事業、病院事業、野村介護老人保健施設事業の決算及び関係資料を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

2ページをお開きください。

1、審査の対象。平成18年度西予市上水道事業会計決算及び病院事業会計決算並びに野村介護老人保健施設事業会計決算の3会計であります。

審査の期間。平成19年6月25日から平成19年7月27日までの間実施をいたしました。

審査の方法。市長から提出されました公営企業3事業会計の決算報告書、財務諸表及び決算附属書類が地方公営企業法その他関係法令の規定に基づき作成されているか、これらの計数の計算、経営成績、また財政状態が適正に表示されているか

について関係諸帳簿により審査を行いました。

また、当該事業が公共の福祉を増進し、経済性を発揮して合理的に運営されているかどうかの主眼を置いて実施をいたしました。

審査の結果。審査に付された決算報告書、財務諸表及び決算附属書類は、いずれも公営企業法、その他関係法令に基づいて作成されており、関係諸帳簿と照合、審査の結果、その計数は正確であり、経営成績及び財政状態を適正に表示されていると認め次第であります。

なお、各会計の決算審査の状況及び意見は、3ページ以下に記載いたしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。詳細説明は省略させていただきます。

次に、21ページをお開きください。

上水道事業であります。平成18年度業績は、年度末給水人口、年間総配水量、年間有収水量、年間有収水率ともに減少し、特に有収水率は3年連続して減少しており、貴重な水資源確保のため有収水率向上に一層の努力をされたいものであります。

総収益は6億523万2,000円、総費用は5億6,305万6,000円で、純利益は4,217万6,000円で、18年度未処分利益剰余金3億8,679万2,000円を翌年度へ繰り越しております。

明浜上水道事業では、1,447万3,000円の未処理欠損金が生じております。

資本的収入額は4億3,555万7,000円で、主なものは、企業債1億7,010万円、出資金1億620万円、補助金8,700万円等であります。

資本的支出額は5億8,446万4,000円ですが、建設改良費4億7,787万8,000円と企業債償還金1億658万6,000円で、資本的収入から資本的支出を差し引きましたマイナス1億5,773万円は、過年度損益勘定留保資金ほかで補てんをされております。

平成18年度の主な事業であります。宇和上水道では、第4次拡張事業に係る工事4件と永長第2次水源取水ポンプ取りかえ工事ほか4件、計3億9,059万4,000円を実施しており、平成16年度から5カ年計画の第4次拡張工事は、これまでに12億1,400万円、80.6%を消化しております。明浜上水道事業は、テ

レメーター更新工事ほか4件、事業費2,341万5,000円、野村上水道事業は、栗木ポンプ築造工事ほか9件、事業費4,097万1,000円、三瓶上水道事業は、津布理配水池レメーター盤更新工事ほか1件、1,001万円をそれぞれ実施しており、市内4町の上水道事業の拡張、浄水場、配水池施設整備、配水管布設及び布設がえ、配水池諸設備の更新工事など、市民の衛生環境の向上と安全で良質な水の供給に成果を上げてあります。今後給水人口の減少とともに水道使用料金は減収が見込まれ、収入に見合った支出について検討され、水道事業の経営健全化を図りたいものと思います。

野村町においては、公共下水が完成し、宇和町でも第1期工事が完成し、供用が開始をされております。今後水道使用料が増加をするものと思われるますが、長期的水源確保について検討をされるとともに、加入率の向上に努められたいものであります。

水道料金の未収金は1,845万7,000円、前年度比128万円増加しており、未収金の増加は水道行政に対する不公平感、不信感にもつながるものであります。

また、水道料金未収金の徴収規定が未整備であり、旧町ごとの徴収マニュアルで徴収をされておりますが、統一した規定に基づいた徴収業務により収納率向上を目指してなお一層の努力を要望するものであります。

次に、4ページをお開きください。

病院事業会計決算審査についてであります。

平成18年度病院経営の特徴は、過去最大となって2年ぶりの診療報酬改定、3.16%引き下げによる医業収益の減少、研修医制度の影響による医師不足とこれに伴う入院、外来患者数の激減と地方は地域医療体制崩壊の危機に直面しております。

平成18年度病院事業は、総患者数で前年度比10.1%減、病院事業収益は前年度比16.2%と大幅に減少しております。

事業収益29億8,045万4,000円に対し、総費用は30億5,121万8,000円で、当年度純損益は7,076万4,000円、宇和病院1,387万円、野村病院5,689万4,000円で、宇和病院は7年、野村病院は8年ぶりの赤字決算であります。

資本的収入は7,066万7,000円で、主なものは、一般会計からの出資金4,937万円、企業債1,120万円などで、資本的支出は1億4,594万8,000円で、医療備品の買いかえ等5,564万8,000円、企業債償還金9,030万円で、資本的収入から資本的支出を差し引いた不足額7,528万1,000円は、過年度損益勘定留保資金で補てんされております。

平成18年度は自治体病院の8割が赤字決算となっており、中小自治体病院の医師不足は極めて深刻であり、今後西予市においても医師不足は救急医療や地域医療の低下が免れないものと思われるますが、市立病院、診療所、開業医との連携を密にし、今後十分検討されたいものであります。

当年度より導入された野村病院の院外処方軌道に乗り、順調に推移しておるようであり、病院間の医薬品の共同購入についても、一部について実現されており、今後に期待するものであります。

当面の課題としては、市を挙げて医師確保に努められ、市財政厳しい中ではありますが、病院事業会計に対し、地方公営企業法に基づく負担金の支出については、基準どおりの支出をされてはどうか。また、累積赤字を抱える宇和病院の資金繰りのため、病院内部で資金を融通し合ってはどうかと考えるものであります。

窓口未収金については、376件、1,182万円、宇和病院600万6,000円、野村病院581万4,000円で、前年度比7.5%減とはなっておりますが、今後とも収納率向上になお一層の努力を願うものであります。

次に、56ページをお開きください。

平成18年度野村介護老人保健施設事業会計の審査についてであります。

つくし苑の入所者数は、前年度比1.8%増、通所者数で前年度比0.2%と微増傾向にあります。

また、在宅介護支援センター利用者数は、前年度比32.5%、居宅介護支援利用者も前年度比22.6%と大幅な減となっており、全利用者数では3万6,087名、前年度比1.6%減となっております。

本事業の総収益は3億9,499万5,000円で、介護納付収益は減少しておりますが、利用

者負担収益ほかの増収により収益合計は前年度比49万7,000円、0.1%の増収となっております。

総費用は4億396万3,000円、前年度比0.8%増で、純損失896万8,000円を生じておりますが、前年度繰越利益剰余金32万9,000円を差し引き、当年度未処理欠損金は863万9,000円となったものであります。

歳出の増は人件費、材料費の増によるものでありますが、経費節減に努力されていることは認められますが、早急な経営改善が求められており、特に人件費の削減については、なお一層の努力を要望するものであります。

資本的収支については、収入額はなく、資本的支出は2,903万1,000円で、車いす購入費26万5,000円、企業債償還金2,876万6,000円で、収支不足額については、過年度損益勘定留保資金で補てんをされております。

また、窓口未収金のうち滞納金額は、現在3件、211万9,000円であり、前年度比では183万6,000円の増となっており、未収金の収納率向上については、なお一層の努力をお願いしたところであります。

以上、企業会計の決算審査の報告とさせていただきます。

(日程12)

議長 次に、日程第12、報告第7号「平成18年度西予市一般会計継続費精算報告について」から報告第18号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」までの12件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水総務企画部長。

清水総務企画部長 報告第7号「平成18年度西予市一般会計継続費精算報告について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成18年度において魚成小学校改築事業の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定によりまして、継続費精算書を添えてご報告申し上げます。

続きまして、報告第8号「有限会社宇和オービスシステムの経営状況について」から報告第18号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」

一括して提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第221条第3項で規定する市の出資率が50%以上の法人等については、同法第243条の3第2項の規定によりまして、毎事業年度に法人の経営状況を説明する書類を作成して議会に提出することが義務づけられているため、本議会に11法人の平成18年度経営状況について報告するものであります。

各法人の経営状況の詳細につきましては、担当部長から補足説明いたしますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、まず初めに、報告第8号についての「有限会社オービスシステムの経営状況について」ご説明を申し上げます。

平成18年度におけるオービスシステムの業務受託契約は、施設管理等を主体とした7件、宇和運動公園等の屋外部門5件であり、全体的な業務量の減少に伴い、受託料収益は損益計算書のとおり、建物管理料、公園管理料を合わせまして1億1,142万3,279円で、総収益の合計では1億1,970万6,509円であります。総費用では、そのほとんどが人件費で、支出部門の約90%を占めており、全体としては1億1,955万3,212円となり、当期純利益は15万3,297円でありました。

詳細につきましては、お配りいたしております資料をお目通しいただきたいと思っております。

以上、有限会社オービスシステムの経営状況の説明を終わります。

議長 森会計管理者。

森会計管理者 報告第9号「財団法人宇和町住宅協会の経営状況について」説明をさせていただきます。

平成18年度財団法人宇和町住宅協会の事業は、みどり団地2期宅地を平成15、16、17年度に継続して販売をいたしました。全53区画のうち、平成15年度に宇和町住宅産業連合会加盟業者に住宅部屋用地として9区画、個人へ12区画、平成16年度は3区画、平成17年度は5区画、平成18年度は3区画を販売し、平成18年度末現在の残り区画は21区画となっております。

次に、平成18年度の収支報告をいたします。

歳入の部では、事業活動収入2,932万4,712円、繰越金6,069万9,747円、歳入合計9,002万4,459円でございます。

歳出の部では、事業活動支出644万3,560円、財務活動支出2,000万円、歳出合計2,644万3,560円でございます。差し引き繰越金といたしまして6,358万899円あります。

財団法人宇和町住宅協会としては、出資団体からの財政支援を受けず、基金及び繰越金で財源を確保し、健全な運営に努めていますが、今後は前年度に引き続きみどり団地2期の販売を促進するのみとなっています。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しください。

以上で財団法人宇和町住宅協会の経営状況説明を終わります。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 報告第10号「西予市土地開発公社の経営状況について」説明させていただきます。

平成18年度西予市土地開発公社の事業であります。完成土地売却につきましては、三瓶町いぶき団地1区画を売却し、70万5,640円の手付金収入がありました。公有用地取得につきましては、三瓶港埠頭用地を743万5,400円で取得いたしました。

また、一般国道378号三瓶バイパス道路改築事業との合併施行負担金として1,000万円愛媛県へ支払いいたしました。

公有用地売却につきましては、宇和保育園増設用地を3,428万4,344円で、三瓶市道津布理330号線道路用地を199万6,532円で、また三瓶港の埠頭用地を768万9,996円で売却をいたしております。

現在、公社におきましては、完成土地につきましては、三瓶町いぶき団地全24区画のうち残り13区画の販売推進を、城川町高野子団地全15区画のうち残り10区画の販売推進を行っております。開発中の土地につきましては、宇和町さくら団地の宅地造成工事を進めております。

次に、18年度の収支報告をいたします。

歳入の部では、事業収益、事業外収益、特別利

益、繰越金、事業借入金合わせまして、歳入合計2億1,092万4,473円でございます。

歳出の部では、営業費用、販売費及び一般管理費、事業外費用、事業借入金償還合わせまして歳出合計1億8,021万4,395円でございます。差し引き繰越金といたしまして3,071万78円あります。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通し願います。

以上で西予市土地開発公社の経営状況説明を終わります。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 報告第11号「平成18年度社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会の経営状況について」ご説明を申し上げます。

宇和町社会福祉施設協会は、昭和47年2月29日に設立された社会福祉法人でありまして、運営している事業につきましては、身体障害者デイサービスセンターと介護デイサービスセンターを兼ねた游の里デイサービスセンター、知的障害者更生施設希望の森と松葉学園、保育所7施設、特別養護老人ホーム松葉寮、在宅介護支援センターあんしんの家などがございます。

西予市からの財政支出といたしましては、補助金は18年度決算で1,830万8,000円あります。

また、委託している事業は、18年度決算で2,677万7,000円となっております。合計いたしますと4,508万5,000円でございます。

なお、実績報告書並びに決算書等詳細につきましては、お配りしております資料のお目通しをお願い申し上げます。

以上、平成18年度社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会への経営状況についてのご説明といたします。

議長 上甲教育部長。

上甲教育部長 報告第12号「財団法人宇和文化会館の経営状況について」ご説明をさせていただきます。

財団法人宇和文化会館は、平成18年度から指

定管理者として芸術文化事業の実施と施設の管理運営を行っております。芸術文化事業といたしましては、会館の自主事業6公演、協賛事業2公演の8事業を実施、中でも300名余りの合唱団が7カ月の練習期間を経て開催した西予市第九演奏会では、多くの市民の方々にご参加、ご鑑賞をいただきました。貸し館事業といたしましては、年間644件、会館利用者は約3万2,000人でありました。

平成18年度の事業活動収支につきましては、指定管理者となったことで、今までは西予市の一般会計に納入していた会場利用料を財団の収入として810万2,630円を計上しております。西予市からの受託料4,357万9,000円を含めた事業活動収入合計が6,827万4,765円であります。

活動支出につきましては、管理費2,678万9,282円と事業費3,535万9,188円であり、活動支出合計6,214万8,470円となりました。

事業活動収入合計6,827万4,765円から事業活動支出合計6,214万8,470円を差し引いた額の612万6,295円が事業活動収支差額となります。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通し願います。

以上、簡単ですが、財団法人宇和文化会館の経営状況についてのご報告とさせていただきます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 報告第13号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」ご説明いたします。

本センターは、農業公園ほわいとファームの運営管理を中核事業としており、地域特産品の製造販売及びレストラン事業並びにイベント開催事業等を通じて都市との交流、地域雇用との地域産業の活性化に取り組んでおります。

しかし、18年度の全部門の売上実績は、目標を大きく下回る7,250万5,000円にとどまり、生糸販売事業を除いた事業全体では、前年比81.8%の極めて低調な実績となりました。来場者も5万9,000人と前年度より1万1,000人減少し、平成13年ピーク時の14万

5,000人の約4割まで落ち込み、2,400万円の管理委託料収入を加えても経営は非常に厳しい状況でございます。このため18年度において経営改革の一環として職員意識の改革、地域産業や地域住民と協働のあり方等についてコンサルタント事業を実施し、スタッフの目標達成意欲の醸成や問題解決能力の向上に取り組んだところでございます。

19年度においては、販売促進活動だけでなく、地域のイベント企画や市民グループ、団体との連携を重視した、魅力的な施設づくりを目指しながら一層の経営改善を図ってまいります。

詳細につきましては、配付いたしております資料をごらんいただきたいと思います。

次に、報告第14号「株式会社エフシーの経営状況について」ご説明いたします。

エフシーは林業基盤整備及び受託作業を主力事業として森林の保全や林業の若い担い手確保等に取り組んでおります。

収益面では、売上高は前年比3.5%増の1億5,339万2,000円を上げたものの、製造原価が上昇したため、営業損益では998万円の損失となりました。

しかし、補助金等の営業外収益1,901万2,000円が寄与し、最終的には当期純利益171万8,000円を確保することができました。

市からの補助金、委託料は4,292万2,000円に上りますが、県費負担及び基盤整備を機械運營業務に付随する機械使用料収入が合わせて1,457万1,000円ありましたので、市の実質負担は2,835万1,000円ということになります。

エフシーは常勤役員3名、社員17名、準社員14名を抱える地域の重要な事業所であり、雇用面においても地域活力の向上に貢献しているところであります。19年度においても引き続き林業の知識、技能の習得に努め、高性能林業機械を生かした効率的な作業を推進しつつ、経営の安定化に結びつけてまいります。

詳細につきましては、お配りしております資料をごらんいただきたいと思います。

次に、報告第15号「株式会社城川開発公社の経営状況について」ご説明いたします。

本公社は他の第三セクターと異なり、決算時期

が1月末となっている関係上、本報告の18年度実績数値と決算書の数値が一致しないことをご容赦いただきたいと思います。

18年度はクアテルメの年間を通じた営業が実現しましたので、総売上額は5億4,884万2,000円に達し、前年売り上げを21.4%上回るとともに、税引き前で40万9,000円の利益を計上することができました。もちろんクアテルメと宝泉坊ロジ新館のオープン効果が主要因であります。その他の事業もおおむね順調に業績を伸ばし、宿泊事業、保養事業を除いた部門全体売り上げで前年を6.9%上回る3億7,997万1,000円の売り上げとなりました。

本社は、クリや豚肉などの原材料購入において、地域農業と密接な関係にあり、雇用についても季節臨時社員まで含むと84名に及ぶ重要な事業所でございます。今後とも積極的な商品販路開拓と魅力ある宿泊・保養事業を展開し、より一層地域に貢献できる企業活動を推進してまいります。

詳細につきましては、お配りしております資料をごらんいただきたいと思います。

次に、報告第16号「株式会社どんぶり館の経営状況について」ご説明いたします。

どんぶり館は、年間レジ通過客数が50万7,000人に及び、本市を代表する産直施設として対外的に認知度の高い施設でございます。

平成18年度の販売額は、計画をわずかに下回りましたが、昨年度とほぼ同額の6億589万9,000円の実績を達成いたしました。当期純利益も昨年度並みの541万3,000円を確保いたしました。その上で株式配当金250万円と土地賃料として285万3,000円を市の歳入に組み込むことができました。流動資産も現金預金で1億円近くあり、経営上、大きな課題はありませんが、ここ四、五年売り上げが横ばい傾向にあります。このため18年度において、レストラン業務の改善について経営コンサルタントの助言を仰ぎ、より魅力ある施設づくりへの取り組みを行いました。どんぶり館の客層も農産物のショッピングから観光、レジャー型への移行も見られます。今後においては、販売だけでなく観光やイベント情報の発信基地としてその役割も期待されてきますので、西予市の玄関口としての施設機能強化に努めてまいります。

なお、詳細については、お配りしております資料をごらんください。

次に、報告第17号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」ご説明いたします。

シーサイドサンパークは、ふるさと創生館、はま湯、民宿故郷、オートキャンプ場きんぱの各事業を通して地域特産品の製造販売、市民の健康増進、観光交流の推進など、明浜地区の地域振興にはなくてはならない企業でございます。

18年度の損益計算書によると、売上高は2億1,538万6,000円で、前年比5.5%減でございますが、この売上高には、本市からの消費税を除く管理委託料2,952万4,000円が含まれますので、実質商品売上高は1億8,586万2,000円となり、前年を額で2,584万2,000円、率で12.2%下回る厳しい決算となりました。この結果、損益計算書で512万8,000円の当期純損失が生じることとなっております。この原因は、かつてない温州ミカンの不作により、無添加ジュースの原材料が確保できず、搾汁本数が半減したことが大きく影響したものでございます。

19年度については、搾汁農家の拡大に取り組むとともに、シーサイド全施設の割引利用が可能な会員制度を導入するなど、全社を挙げて顧客の増加と経費の削減に努力してまいります。

詳細につきましては、お配りしております資料をごらんいただきたいと思います。

最後に、報告第18号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」ご説明いたします。

グリーンヒルは、西予市産ケールの加工販売を通じて、地域農業の振興と地域雇用の創出を実現いたしております。

売上高においては、11月生産分から商品単価の値下げをしたものの、前年比99.1%の1億9,424万8,000円の実績を上げ、経常利益についても販売費及び一般管理費等の削減で、前年を19.6%上回る1,503万9,000円を計上することができました。

また、工場年間稼働日数、工場へのケール入荷量、青汁製造量も事業計画を上回る順調な実績を残すことができました。

18年度には総合衛生管理製造過程HACCPの承認を得ましたので、19年度より同一敷地内

で開始するしぼりかすの飼料化事業とともに施設整備及び機械の保守点検等のメンテナンス体制を強化してまいります。

詳細については、お配りしております資料をごらんください。

以上、報告第13号から第18号までの説明とさせていただきます。

議長 理事者の説明は終わりました。

以上で経営状況報告を終わります。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は明日9月12日午前9時より一般質問及び質疑を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時50分

平成19年第3回西予市議会定例会会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成19年9月12日
 1. 招集の場所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成19年9月12日
 午前9時00分
 1. 散 会 平成19年9月12日
 午後1時33分

- 副 市 長 三 好 藤 治
 教 育 長 二 宮 宇 明
 会 計 管 理 者 森 英 二
 総務企画部長 清 水 忠 夫
 産業建設部長 安 藤 芳 夫
 生活福祉部長 武 田 勉
 教 育 部 長 上 甲 福 重
 明浜総合支所長 小 玉 岩 康
 野村総合支所長 三 瀬 通 忠
 城川総合支所長 吉 良 孝 一
 三瓶総合支所長 鶴 岡 康 年
 消防本部消防長 中 野 竹 夫
 総 務 課 長 炭 倉 貞 明
 財 政 課 長 河 野 敏 雅
 企画調整課長 清 水 享 司

1. 出席議員

- 1 番 田 中 剛
 2 番 松 山 清
 3 番 宇都宮 明 宏
 4 番 松 島 義 幸
 5 番 元 親 孝 志
 6 番 嶋 川 武 文
 7 番 沖 野 健 三
 8 番 森 川 一 義
 9 番 亀 井 秀 男
 10 番 名 本 修 三
 11 番 河 野 作 生
 12 番 藤 井 朝 廣
 13 番 浅 野 泰 義
 14 番 浅 野 忠 昭
 15 番 三 好 幸 夫
 16 番 岡 山 清 秋
 17 番 酒 井 宇之吉
 18 番 兵 頭 勇
 19 番 山 本 英 男
 20 番 山 本 昭 義
 21 番 梅 川 光 俊
 22 番 鍵 原 芳 和
 23 番 菊 地 ミスギ
 24 番 宇都宮 二 朗
 25 番 岡 田 周 三
 26 番 山 本 安 男
 27 番 平 野 武 男
 28 番 大 竹 忠 盛
 29 番 二 宮 元
 30 番 坂 本 隆 重
 31 番 浅 野 豊 重

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事 務 局 長 九 鬼 則 夫
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1. 議 事 日 程 別紙のとおり
 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり
 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 一般質問
 2 議案第 97号 高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について
 3 議案第 98号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例制定について
 4 議案第 99号 西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例制定について
 議案第100号 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について
 議案第101号 西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
 5 議案第102号 市道路線の変更について
 議案第103号 市道路線の廃止について

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 別 宮 静

	議案第 104号	市道路線の認定について			保健特別会計歳入歳出決算の認定について
6	議案第 105号	平成19年度西予市一般会計補正予算(第3号)	認定第 7号		平成18年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
7	議案第 106号	平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	認定第 8号		平成18年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 107号	平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	認定第 9号		平成18年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 108号	平成19年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	認定第 10号		平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 109号	平成19年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)	認定第 11号		平成18年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第 110号	平成19年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	認定第 12号		平成18年度西予市上水道事業会計決算の認定について
	議案第 111号	平成19年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	認定第 13号		平成18年度西予市病院事業会計決算の認定について
	議案第 112号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	認定第 14号		平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
	議案第 113号	平成19年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)			
8	認定第 1号	平成18年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について			
	認定第 2号	平成18年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について			
	認定第 3号	平成18年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について			
	認定第 4号	平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について			
	認定第 5号	平成18年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について			
	認定第 6号	平成18年度西予市老人			
					本日の会議に付した事件
			1	一般質問	
			2	議案第 97号	高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について
			3	議案第 98号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例制定について
			4	議案第 99号	西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例制定について
				議案第 100号	西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について

	議案第 1 0 1 号	西予市墓地設置及び管理 条例の一部を改正する条 例制定について	認定第 5 号	平成 1 8 年度西予市国民 健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について
5	議案第 1 0 2 号	市道路線の変更について	認定第 6 号	平成 1 8 年度西予市老人 保健特別会計歳入歳出決 算の認定について
	議案第 1 0 3 号	市道路線の廃止について		
	議案第 1 0 4 号	市道路線の認定について		
6	議案第 1 0 5 号	平成 1 9 年度西予市一般 会計補正予算(第 3 号)	認定第 7 号	平成 1 8 年度西予市介護 保険特別会計歳入歳出決 算の認定について
7	議案第 1 0 6 号	平成 1 9 年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計補正予算(第 1 号)	認定第 8 号	平成 1 8 年度西予市港湾 整備事業特別会計歳入歳 出決算の認定について
	議案第 1 0 7 号	平成 1 9 年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 補正予算(第 1 号)	認定第 9 号	平成 1 8 年度西予市簡易 水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について
	議案第 1 0 8 号	平成 1 9 年度西予市国民 健康保険特別会計補正予 算(第 2 号)	認定第 1 0 号	平成 1 8 年度西予市農業 集落排水事業特別会計歳 入歳出決算の認定につい て
	議案第 1 0 9 号	平成 1 9 年度西予市老人 保健特別会計補正予算 (第 2 号)		
	議案第 1 1 0 号	平成 1 9 年度西予市介護 保険特別会計補正予算 (第 2 号)	認定第 1 1 号	平成 1 8 年度西予市公共 下水道事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
	議案第 1 1 1 号	平成 1 9 年度西予市簡易 水道事業特別会計補正予 算(第 2 号)	認定第 1 2 号	平成 1 8 年度西予市上水 道事業会計決算の認定に ついて
	議案第 1 1 2 号	平成 1 9 年度西予市農業 集落排水事業特別会計補 正予算(第 1 号)	認定第 1 3 号	平成 1 8 年度西予市病院 事業会計決算の認定につ いて
	議案第 1 1 3 号	平成 1 9 年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算(第 2 号)	認定第 1 4 号	平成 1 8 年度西予市野村 介護老人保健施設事業会 計決算の認定について
8	認定第 1 号	平成 1 8 年度西予市一般 会計歳入歳出決算の認定 について		
	認定第 2 号	平成 1 8 年度西予市授産 場特別会計歳入歳出決算 の認定について		
	認定第 3 号	平成 1 8 年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計歳入歳出決算の認定 について		
	認定第 4 号	平成 1 8 年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 歳入歳出決算の認定につ		

開議 午前9時00分

議長 本日は傍聴にお越しいただきまことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

議長 これより、日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

各議員の発言は申し合わせの発言時間15分以内でお願いいたします。質疑については2回までとし、あわせて5分以内でお願いいたします。

通告順に質問を許可いたします。

まず、5番元親孝志君。

5番元親孝志君 皆さんおはようございます。

それでは、通告に従いまして理事者の所見をお伺いしたいと思います。

初めに、地方分権時代の自治体経営のあり方についてお伺いをしたいと思います。

地方分権一括法が2000年4月に施行されました。その後権限と財源移譲をめぐって国と地方の意見がかみ合わず、紆余曲折を繰り返しながらことし4月には新たに第2期分権改革がスタートしました。そもそも地方分権とは何か。これは申し上げるまでもなく、中央集権社会の終えんであり、地方の自立独立であります。当然行政には自己決定・自己責任の経営が求められます。

一方、議会においては、地方分権によって飛躍的に権限が拡大されました。分権以前の地方自治体では、国の下請機関のように都道府県においては業務の七、八割、市町村においても三、四割を機関委任事務の遂行に費やしてまいりました。この機関委任事務に対して、議会は審議権も条例制定権も予算の減額修正権も持つことができませんでした。

しかし、地方分権一括法が施行されることによって、自治体のすべての業務に審議権も条例制定権も認められ、すべてが予算審議の対象になりました。すなわち、議会の立場は単にチェック機関ではなく、立法機関へと構造的変化をなし遂げたわけであります。

さらに、2005年の改正では、年4回に限ら

れていた定例議会も回数制限がなくなり、月例議会あるいは隔月議会と審議日数を大幅にふやすことも可能になりました。地方分権によって議会は自治体の決定・監視・提案機関に変わったわけがあります。今後地方交付税のあり方、国庫補助負担金の廃止、税源の移譲等について国と地方の合意が得られるには、まだまだ多少の時間がかかるにしても、紛れもなく分権社会はダム堰を切ったように、もうだれにもとめることはできません。行政、議会ともども分権時代を生き抜く知恵を身につけなければならないわけがあります。それは以前からよく言われてきた行政あって政治なし、あるいは執行あって経営なしの汚名を返上することです。

行政の会計は言うまでもなく現金主義会計であり、企業会計の発生主義会計とは性質が大きく異なります。執行あって経営なしと言われたゆえんでもあります。分権時代になって企業会計方式を取り入れる自治体が年々ふえております。例えば、千葉県浦安市では、財務諸表、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書がつけられております。西予市がどこまでつくるかは別として、自治体間競争は思わぬところで既に始まっていることを改めて感じるわけがあります。

西予市においても、企業会計方式で考えるべき事例が、私は当面2つあると思います。これは言うまでもなく庁舎建設とCATV事業であります。庁舎建設は、規模の大小については、行政の組織機構改革に伴って変動しますので、今後の議論をまつといたしまして、充実した本庁機能を確保することは、防災上からも必要不可欠であります。かといって従来のような箱物行政を繰り返すゆとりはどこにもありません。償却資産であれば、いかに安く効率よくつくるかは、行政といえども当たり前の視点であります。庁舎建設を概算で申し上げますと、建設費は約20億円前後見込まれていると想定いたします。これは合併特例債が使えるわけありますので、7割が交付税充当になり、市の負担は実質6億円前後で済むこととなります。20億円の建物が6億円で建つわけですから、考え方によっては、破格の値段と言えます。

しかし、これを企業会計的に考えると、6億円がさらに安くないかを徹底して考えます。例えば、今の宇和町は、高速道路があり、鉄道もあ

ります。もちろん土地も十分あります。全国的に土地の評価が下落する中で、事宇和町においては、ある程度価格維持ができていたのではないかと私は思います。

一方、宇和町内においては、場所によっては当然評価額に大きな差があります。特に西予市土地開発公社が所有する永長の土地は、現在のところ利用見通しもなく、塩漬けになっております。仮に現在の庁舎跡地を売るあるいはリースで貸して永長に移ることができるのであれば、数億円の評価益が発生すると思います。

また同時に、現在の場所に建てかえたとすれば、取り壊しから完成までの期間、何らかの仮庁舎が必要になります。移転費用、駐車場を含めた土地の借上料を含めて試算すれば、さらに数億円必要になります。これらを総合的に勘定すれば、6億円経費削減することも夢ではありません。庁舎はただで建設することができることになりません。

さらに、宇和町は南予の商業集積も可能ではないかと思えます。東大洲が民活によって商業集積ができたように、宇和町にもまだ可能性がなくはないと思えます。駅前の一等地に民活で商業集積を行う、単純かもしれませんが、これが実現すれば一挙両得であり、地方分権に求められる自治体経営の出発点になるのではないかと私は考えます。同様なことがCATVについても言えると思えます。地方分権時代の自治体経営について市長はどのような経営方針をお持ちなのか。

また、先ほどの庁舎建設にまつわる企業会計的発想をどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

次に、品目横断的経営安定対策で、西予市の農業は今後どう変わるかについてお伺いをしたいと思います。

さきの参議院議員選挙では、自民党の大敗に終わりました。原因はいろいろ言われておりますが、一つ言えることは、今回の選挙は紛れもない地方の平成の一揆であったということは事実であります。小泉内閣が進めてきた三位一体の改革、グローバル経済がもたらした地方の切り捨て、都市と地方の格差に対して、国が行ってきたセーフティーネットの不十分さに対する批判であったと思えます。今回の結果を踏まえて政策の見直しが必要となることは、結果的には地方にとっては歓迎

すべきことではないかと思えます。

7月付の日本農業新聞の1面に「対論・地方のあした」と題して特集が5回連続で掲載をされました。これを読んで驚いたことは、国を代表する知識人が都市と地方に対する考え方にこれほどまでに格差があるのかと唖然といたしました。一例を紹介しますと、都市の論理として、今の集落すべてを守ること無理だ。生き残るためには、町から遠く離れた地に住むのはやめ、町の周辺にまとめて居住すべきだ。住みなれた集落に住み続けたい気持ちはわかるが、勤め人なら転勤もある。農村だけが悲惨なわけではない。地方はむだな公共事業をやめ、国への依存を減らし、甘えを絶つべきだと、地方に対する理解も何もありません。カタツムリであれば、家を背負って移動することもできますが、我々はそう簡単に別の地に住むことはできません。むしろ今の社会だからこそ、しっかりとした住み分けをして国土を守るべきであり、今後のいろいろな情勢不安、すなわち地球温暖化、食糧危機等を考えれば、国を守る現代の防人が逆に必要ではないかと考えます。ヨーロッパを旅した人ならだれでも気がつかれると思えますが、どの国へ行っても都市もさることながら、地方が大変美しいことに感動を覚えます。都市から地方に行けば行くほど不思議なくらい町が美しい。特にスイスは日本以上に厳しい山岳地帯が多いにもかかわらず、山の中腹まで見事に耕作し、農地というより、むしろ公園と呼ぶのがふさわしいくらいよく管理が行き届いております。一見自然の恵みかと錯覚をするわけですが、調べてみるとんでもない事実に驚きました。スイスでは、農家に対する個別補償すなわちデカップリング制度が驚くほど充実しております。スイスでは農家が受け取る直接補償額は、年平均で平野部が380万円、山間部で550万円と言われております。これが既に50年以上続き、当然制度は農業者でも65歳を定年といたしております。これだけ補償されれば、後継者もおのずからできてまいります。村はいつまでも昔と変わらずあり続けることができるわけであります。これによって美しいヨーロッパは維持されております。

翻って日本の現状はどうでしょうか。さきの参議院議員選挙において民主党がマニフェストに掲げた個別直接補償は、これから議論が始まるわけでありますが、さきのヨーロッパの例からすれば

ば、考えるまでもなく個別直接補償は必要不可欠であると思います。2000年4月に中山間地域等直接支払制度ができてことし7年目を迎えます。一定の成果はあるものの、現実には余りにも補償額が少なく、運用面においても国の一律指導でなく、地方の自由に任せる方が効果は大きいと思います。そして、ことし19年度からこれを補完する形で農地・水・環境保全向上対策制度がスタートしました。おくれませではあります、歓迎すべきことであります。

しかし、現実には現状を維持するのがやっとであり、前向きな取り組みをするまでには到底至っておりません。もう少し自治体独自の創意工夫が必要であると考えます。今のままでは交付金打ち切りとともに金の切れ目が縁の切れ目になってものもくあみになるのではないかと心配をいたしております。中山間地域農業に対して国の理解が多少なりとも深まりつつあることは、大いに喜ばしいことではありますが、平成19年度からスタートした品目横断的経営安定対策は一体どうしたことなのか、理解に苦しみます。制度の内訳につきましては、これまですべての農業者を対象として個々の品目ごとに講じられてきた対策を見直し、担い手すなわち大規模経営農家を対象を限定し、その経営の安定を図る施策に転換するというものであります。申請をするには、認定農業者で4ヘクタール以上、一定の条件を備える集落営農者で20ヘクタール以上が条件であります。中山間地域の農業者にとっては、とんでもない高いハードルであることは、申し上げるまでもありません。地方の声として農家の個別直接補償を早急に実施し、中山間地域等直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策の恒久的継続を強く要望し、品目横断的経営安定対策では、条件不利地域に対する緩和措置を3年に限定せず、恒久的に保障されるよう要望したいところであります。安定した食糧を確保することは、第2の国防とも考えられますので、地方行政議会は今後においても強く働きかけていく必要があると思います。今回の品目横断的経営安定対策が実施されることによって、西予市の農業にどのような影響が出るのか、お伺いをしたいと思います。

また、平成18年度末現在で、西予市内での認定農家と品目横断的経営安定対策申請者数はどれくらいあるのか。同時に、これらが全農家に占め

る割合はどれくらいになるのか。これらの対象となることができない小規模農家に対して、西予市ではどのような対策を検討しているのか、お伺いをいたします。

また一方、ここ数年牛乳価格の低迷、出荷量の調整によって酪農家の廃業もしくは肥育牛等へ転向を余儀なくされている農家が急増いたしておると聞くわけでありますが、市の対策がどのようになっているのかお伺いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 皆さんおはようございます。

本日は一般質問でございまして、7人の議員の方々から16の質問をお受けすることになります。私どももそれぞれ視点を得た質問でございしますので、真摯に受けとめて答えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また、本日は早朝から傍聴の方々が来ていただきましてありがとうございました。このように私ども真剣に議論をやっていきますので、ぜひともまた聞いていただきたいと、このように思っております。

それでは、まず私の方から、元親議員の地方分権時代の自治体経営についての質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

地方分権時代を迎えまして自治体は自主・自立した政策自治体の変革を求められております。

また、昨今このような財政状況が悪化する中にあっても、住民のライフスタイルはますます多様化しており、このような状況下にあっては、自治体は従来の行政運営から行政経営へと選択と資源配分を旨とした改革を選択しなければなりません。分権社会では、個人ができること、いわゆる自助、地域ができること共助、地方自治体が担う分野公助というそれぞれの補完性の原理が機能することがこれからの自治体の存続にかかってくるものと考えております。地方分権時代における西予市の経営の中で重要なのは、総合計画の中で位置づけておりますけれども、市民の行政参加と協働であります。これは、これまでの行政主導から脱却してNPOや自治会、ボランティア団体等が主役となって活動を展開していくことであります。

これらの団体は、自発性、専門性あるいは機敏性といった特性を備えており、多様なニーズに柔軟かつ迅速に対応することができます。行政としても、社会的、公益的活動を担う団体については、側面から支援をしてまいりたいと考えています。近いうちに行政の中でも勉強会を開いた上で、住民の中に入っていきたいと、このように思っているところでございます。

次に、第2点目は、新しい行政マネジメント制度の確立であり、これは今まさに市が取り組んでおりますが、行政評価システムであります。これまでは国や県の補助・支援を受けてあれもこれもできた時代でありました。

しかし、今からはあれかこれかで施策を取捨選択しなければできない時代に入りました。行政評価システムは、事業の必要性、投資効果、コスト削減等から事務事業評価を行い、その成果を市民に公表しながら限られた予算を施策枠単位に財源投下し、及び成果向上優先度によって配分していくもので、平成20年度当初予算、来年度の当初予算から反映させていく考えであります。こうした行財政改革から自治体経営を行うものであります。

このほか自治体経営で考えられますのは、バランスシート、これも20年度決算からやらさせていただきたいと、このように思っておりますが、や民間委託、指定管理者制度、職員提案制度、行政組織の構築、人事体制の構築、業務の効率化、人材育成等があります。現在実施しているものでありますし、今後取り組むべき課題でありますので、民間企業の経営手法も参考にしながら、今日までの行政運営から未来に町を継続していくための行政経営に視点を変えて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

また、もう一つのご質問の企業会計的発想による庁舎建設であります。確かに議員のご提案の選択肢も一つの提案かと思いますが、新たな広い土地に敷地を求めれば、発想豊かで機能性のある庁舎建設も十分可能でありますけれども、しかし反面、そこには土地取得、造成費等新たな投資が生まれてまいります。地方自治法第4条で地方公共団体の事務所の位置を定めるまたは変更するに当たっては、住民の利益に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係等についても適当な考慮を払わなければならないとされていま

す。ということから、私は交通立地面で利便性が高く、これまで市民に十分理解されていること、既存施設等を併用することで、規模、経費とも縮小、削減が図られること、JR駅や郵便局、金融機関等の公共的施設、中心市街地が隣接し、これらの施設、機関との連携が可能であり、総合的なまちづくりへの相乗効果が期待できることなどを考慮し、なおまた庁舎建設市民検討委員会からの答申を重視して、現在の周辺地での建設が適当であると考えているところであります。

なお、庁舎建設の建設に当たっては、経費削減はもとより、周辺環境等に十分配慮しながら、将来に過ちを残さないよう慎重に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます、以上答弁とさせていただきます。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 おはようございます。

元親議員の品目横断的経営安定対策で西予市の農業はどう変わるか、こういう質問にお答えをいたします。

これまでのすべての農業者を一律的に対象として個々の品目ごとに講じてきた施策を見直し、19年産からは意欲と能力のある担い手に対象を限定した施策に転換されたものでございます。この品目横断的経営安定対策は、すべての農産物を対象とするものではございません。諸外国との生産条件の格差があるといった観点から、土地利用型農業の米、麦、大豆等が対象となっているわけでございます。議員お示しのとおり、本対策には一定の要件がございます。西予市においては、集落の農地が少ないなどの物理的制約から経営規模の特例基準に該当するため、認定農業者が2.6ヘクタール以上、集落営農組織が11.2ヘクタール以上に緩和されております。農業者への加入促進を図ってきたところでございます。

まず、1点目の本対策が実施されることによって、西予市の農業がどのように影響が出るかということのご質問でございますが、まず、麦、大豆の状況では、これまでの栽培農家のほぼすべてが加入している状況でございますので、農家の収入は現行と同程度となることから、影響はないものと考えております。

また、米につきましては、担い手を対象に収入減少影響緩和交付金が支払われることとなりますが、当面は急激な価格の下落は少ないものと思われ、対象とならない小規模農家に対しても大きな影響はないのではないかと、このように考えているわけでございます。

次に、2点目の平成18年度末の西予市内の認定農家数と品目横断的経営安定対策申請者数及び全農家に占める割合についてでございますが、認定農家数は554経営体、このうち土地利用型経営型認定農家数が55経営体でございます。品目横断的経営安定対策申請者数は、米が53、麦が21、大豆が23経営体となっております。販売目的作付の全農家に占める割合は3.2%となっております。このような現状の中でこれからの小規模農家に対する市の対応につきましては、引き続き担い手育成確保を促進するとともに、小規模農家も参加できる集落営農の組織化の推進を積極的に図っていきたいと考えております。

最後に、酪農における西予市の対応についてお答えをいたします。

酪農につきましては、牛乳消費の落ち込みによる生産調整と飼料の値上がりのダブルパンチによる厳しい経営を迫られているのが現状でございます。この牛乳生産調整は、平成17年度から実施され、18年度からは前年比4%の減産を求められておりまして、非常に厳しい経営、さらには酪農家数も90戸を切るという大変厳しい状況にあるのが現状でございます。そのような中で、西予市では市単独で酪農振興対策事業を継続的に実施し、大野ヶ原育成牧場の育成費用に対する支援、防疫事業、元牛の導入費用等の支援など、酪農家の支援に取り組んでいるところでございます。

また、世界的なバイオエタノールの生産対策で飼料が高騰していることから、稲わらの利用促進等飼料増産対策の推進も図っていきたいと考えております。

また、牛乳の消費拡大の推進に市広報はもとよりであります。生産の現場から、また消費者、さらに牛乳と一緒に地域のイメージを届けるような市民の皆さんと一緒に一人でも多くの消費者に牛乳が選択していただけるような推進も図っていききたいと、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 5番元親孝志君。

5番元親孝志君 それでは、再質問をさせていただきたいと思いますが、先ほどの自治体経営、特に庁舎建設につきまして、もう一点ばかり突っ込んで質問させていただきたいと思っております。

実は、今日本で地方分権あるいは市町村合併が今進んでおるわけですが、これは日本だけじゃない、世界各国で既にこれは進んでおるわけでございます。その中で、私北欧のスウェーデンの例をちょっと調べてみましたが、スウェーデンというのは非常にすばらしい国でございまして、世界に冠たる生活大国と言われておる国でございまして、ここの分権改革の実態を見てみますと、この理念が非常にすばらしいんだと、私は感動いたしております。それはどういうことかといいますと、ここが徹底して行っておるのは、小さな政府と大きな地方自治ということを理念といたしております。これはヨーロッパ全域について同じ考えであるわけでございますが、これはどういうことかと申し上げますと、例えば行政が物事を決定する場合は、住民に最も近いところで決定するという意識があります。これは西予市で言いますと、例えば城川町のことは城川町民が一番よく理解しておる。三瓶町のことは三瓶町民が一番よく理解しておるわけでございますから、城川町のことは城川で決めるということは、非常にベターであろうと私も思うわけでございます。

しかし、現実には日本は大きな政府と小さな地方自治ということで、今市町村合併によって行政と住民の距離がだんだんだんだん拡大しておるわけでございます。そういう中で行政も把握されておると思っておりますけれども、今周辺地域は非常に大きな、もう歴史以来の大きな難題を抱えておるわけでございます。その一つは限界集落、これは10年後には消滅集落と言われておる集落があちこちに存在しておる、あるいはまた、今心配されております大型地震あるいはまた気象異変による災害、それに備える消防団組織等を見ましても、城川方面隊は条例定数に対して、今既に七十数名定員割れでございまして、定数削減が今求められておるわけでございます。

そしてまた、一番大きい問題として格差社会、都市と地方、地方においては中心と周辺、この格

差が、これはかつては後進国の話でございましたが、先進国においても年を追うごとに顕著になっておるといふ、非常に周辺地域にこのような大きな問題を抱えておる中で市町村合併が進んで、全国の至るところでかつての町から市役所がなくなるというふうな状況に今はあろうと思います。西予市において、今市長が先ほど説明されましたように庁舎の位置も決定したようでございますが、ここまで物事が進んでおると、市長の頭の中には、もう既に完成の青写真っていうのは、僕はおおよそあろうと思います。

そこでお伺いしたいんですけども、今回の庁舎建設で、本庁に持たす機能とそれから各町にあります総合支所、この役割というのはどのようになるのか、まず1点市長にお伺いをしたいと思いません。

それから、別宮副市長と三好副市長にお伺いをしたいと思えますが、お二人は言うまでもなく人生60年余り城川町、三瓶町で過ごしてこられました。そしてまた、だれよりもそれぞれの城川、三瓶町についてはよく理解をされておりますし、そしてまた人生の大半を役場で勤務をされて地域づくりに邁進をされてきたというふうにしておるわけでございます。お二人がだれよりも地域の事情をよく理解されておると思えますが、今回の制度改革によりまして本庁舎建設、ひいては各総合支所の廃止という理事者としての立場を貫かなければいけない立場にあるおると思いますが、お二人が今後の成り行きによって住民にこの現象、実態をどう説明されるのか、ひとつお二人の考えを聞かせていただければと思います。よろしく願いします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、元親議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

前段は元親議員の考えの議論をお聞きしたということでもよしいかと思っておりますけれども、私どももこの市の合併の中で周辺部をどうしていくかという問題が常にあるわけでございます。そういう中で、私も限界集落の問題に来年度から取り組むべきだという考えを以前からいろいろな場に言わせていただいております。といいますのも、今限界集落として西予市では19.1%が限

界集落になっております。10年後の予備軍を考えてみますと、69%近くが西予市は10年後限界集落に入っていくという現状でございますから、これを今から議員の皆さんあるいは市民の皆さんやそれぞれの団体の皆さんと真剣にどうあるべきか、いわゆる限界集落を阻止することはできません。その中にいかに私どもも地域社会が豊かに生きていくためにはどうしたらいいかということの発想をお互いがしようではないかというための取り組みを今後やらせていただきたいと、このように思っております。したがって、私は隅々まで行き渡る行政をするというのは、そういう観点からいわせていただいております。

ご質問の本庁舎と総合支所の役割については、後ほどの議員のご質問もあるわけでございますので、ここですべてを答えていかどうかということになりますと、その議員の人に失礼かとは思いますが、私自身本庁の建設に当たっては、やっぱり本庁方式に流れがやはり行くべきではないかと思っております。

しかしながら、ここの西予市というのは、東西50キロ近くがある地域でありまして、その中で支所のあり方を十分考えていく必要があるという考えでありまして、支所機能を十分持たせた本庁方式というのが理想ではなからうかと、このように思っております。

以上です。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 元親議員のご質問にお答えをしたいと思います。

基本的なことにつきましては、ただいま市長の方からお答えがございました。確かに職員が定員化計画の中では減らさなければなりませんし、財政的な事情でございます。そういったようなことを総合的に考えたときには、やはり本庁方式をとらざるを得んのではないかと、このように私も考えております。

しかしながら、私も周辺部の一人でございますので、周辺部は特に高齢化がどんどん進んでおるといふ現実もございます。したがって、周辺部でそれぞれの今の総合支所の中で、できるだけ皆さんの日常の行政業務がやっぱり処理できるよ

うな、やっぱり最小限の業務は残すべきではないかといったようなことも考えております。

また、ご案内のように西予市は非常にひょうたんのように東西に長うございます。したがって、現在の総合支所が周辺の4旧町、それぞれ同じような機構でいいのかどうか、この辺がやっぱり今後の皆さんとともに十分検討しなきゃならない問題ではないかと。やはり本庁方式、業務を本庁に集約するということはやむを得ないと思えますけれども、そういう中で、本庁方式の中で総合支所方式を旧4町を同じに業務を縮小することが果たしていいのかどうか、その辺は今後の大きな課題ではないかなと、私個人としてもそのように考えております。

以上でございます。

議長 三好副市長。

三好副市長 お答えをさせていただきます。

まだ正式に総合支所を廃止するという方向は出てないと私は認識をいたしております。なぜ平成の大合併を私たちは選択してきたのか、選択をしてこなければならなかったのか、そういうところを住民に得々と説いていきたい、このように考えております。

以上です。

議長 5番元親孝志君。

5番元親孝志君 残り時間がないようでございますので、簡潔にいきたいと思いますが、今回の合併に当たりまして、地域審議会という設置をされておると思えます。これは合併をして周辺地域が条件不利な状況に置かれないように地域審議会というものを設置していただいております。今回の庁舎建設等につきまして、地域審議会の答申といいますか、意見というのはどのように今は把握されておるのか。私はそこら辺から強い要望なり出てくるのが本来あるべき姿ではないかと思うんですが、一向にそういう意見を聞かないんですけども、現実どうなのか、ちょっとお伺いをさせていただきたいと思えます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、元親議員の再々質問についてお答えをさせていただきます。

地域審議会のあり方でございますが、地域審議会の担っておる役割は、今お考えの役割を担っておるのではないと私は思っております。やはり合併時にできました西予市まちづくり計画、西予市建設計画についてのあり方について地域審議会がどう議論をして私どもと市の中に入っていくかと。だから、余り拡大をして地域審議会のことをやりますと、議員の皆さんともぶつかりますし、市民のそれぞれの立場とぶつかってまいります。その地域審議会のやはり持つべき、あるいは地域審議会があるべき姿は、やはりその中で考えていかななくてはならないのではなかろうかと、このように思って、今回の庁舎建設については、地域審議会の役割はないと、このような認識をしておるところでございます。

以上です。

議長 次に、2番松山清君。

2番松山清君 平成19年第3回定例議会におきまして質問の機会を得ましたので、通告に基づき質問をいたします。

西予市合併後3年が経過したわけですが、昨日提案された議案や報告書などを見ますと、極めて厳しい時代の中に西予市が置かれているということに改めて再認識させられました。まずは補正予算についても11億5,000万円が計上されているものの、三瓶地区漁港建設費、災害復旧費、基金積み立てを除くとわずか2億円規模になっているということです。財政が厳しいからというのは理解できますが、合併前に比べると市民サービスの低下が至るところで起こっている。かなり市民は我慢をしているということが心配です。

また、市立病院の経営状況なんかも表面化してくるのが時間の問題となってきました。コンサルタントを入れた経営改革も効果が薄れてきている感じがします。そのような現実を踏まえながら、西予市はより適切な市民サービスに努めていかなければならないわけですが、社会情勢の変化が余りにも大きくて、それに我々市民レベルでついていけないのではないかと、その変化に気づいていないのではないかとこの問題を私はしばしば感じるのであります。ここ1カ月ほどサブプラ

イムローン問題、アメリカの低所得者向けの住宅ローンの焦げつきについて聞かない日はないくらいですが、これ自体は我々市民生活に余り関係のないことです。

しかし、世界経済の観点から見ると、日本企業の時価総額というものがこの問題で減少し、また時価総額が10年ほど前までは、アジアで断トツで高かったものが、今や中国や東南アジアという枠組みで比較すると、日本は追い越されてしまった。世界の目は、あるいはマネーは日本を離れて中国、インド、アジアへシフトしているということです。日本が世界の向上であったころは、日本がアジア経済を動かしていましたが、今やアジアの経済の中心は東京ではなく上海、インドです。日本人は世界一勤勉だ、優秀だ、日本を見習えといていた時代は、遠い昔のことになってしまいました。

その一方、我々の感覚は昭和40年代後半の田中角栄首相が唱えた均衡ある国土の発展という大義名分のもとに経済大国となった日本の国家の富をいかに配分するかという時代から脱却できていないのではないかと。利益の配分が政治の仕事という認識が我々の中にあるのではないかとということが、今の政治の中での大きな問題であります。つまり地方の財政は、当然のことながら大きく国からの地方交付税に頼っているのが現実ですが、それで成立する時代は、もう何年も前までのことであり、これからは意識改革を図り、協働ということにより行政が金を使うばかりでなく、住民とともに知恵を使いまちづくりを進めていく時代、あるいは地域で力を出し合い少子・高齢化や福祉についての問題にかかわっていく時代などなど、地域力を磨いていく時代が目の前に訪れています。これからのまちづくりは、ハード面の整備ではなく、市民の意識づくり、地域で支え合うシステムづくり、自治会組織などの再構築などが重要となってきます。合併による申し合わせ事項でかなり新しい施設が誕生してまいりました。これからは住民が安心して暮らせる西予市づくりという意味で、次のステップを考えていかなければならないと思うわけです。

そこで、まず初めに、今一番重要な問題である市立病院の経営見通しと医師確保についてお伺いいたします。

ここ最近地域の中核病院が経営破綻を起こして

おり、しかもごく普通の町でそういうことが起こるといふ恐ろしさを私は感じます。高齢化と人口減少に悩む地方都市で、地域の健康を支えてきた病院が突然閉鎖という話を聞くと、地域の生命線が守れないという意味で住民に大きな不安をもたらしてしまうと思います。猛烈な勢いで進む過疎化、超高齢化社会に西予市は置かれていますが、そのような状況の中で市民の安心できる暮らしのためには、医療・福祉の充実が最も重要な問題であることは言うまでもありません。市立宇和病院においては、外来患者数が減少していることとあわせて医師の減少もあり、その補充や産婦人科など診療科目の充実が喫緊の課題であります。その対応を怠れば、ますますその役割を果たすことができなくなるばかりか、専門的な立場の人からもその存続にも不安を抱く声さえ聞かれるようになってきています。中核病院がなくなれば、その土地に住めなくなるとも言われます。そのような中で、今後の市立病院の経営についてはうまくやっていけるのか、理事者の認識を伺います。

現在診療所も含めて将来のあり方について検討されているようですが、医療の減退があってはなりません。

しかし、さまざまな現状を聞くにつれ、西予市の今後の医療はどうなるだろうかと、診療所の体制も含め、この3年で不安になってきたところがあります。西予市の医療にかかわる医師が減少すると、市立病院の通院患者数も少なくなり、西予市外の総合病院を頼るという悪循環が加速してしまいます。その悪循環を回避して市立病院の健全な運営を図るためには、医師の確保をさらに力を入れて取り組むことが、今の市政に強く求められているのではないのでしょうか。この問題は全国の自治体が直面していることで、政府の政策上の欠陥とも思えます。医療制度改革と言いつながら診療報酬を小泉改革で2002年に2.7%カットしました。その翌年1%、さらに翌年3.1%と診療報酬のカットは続きました。地方においては、その影響で病院が経営破綻するようになり、また臨床研修医制度をとることによる医師不足で、改革のよい面は見えてこずに、その弊害が顕著にあらわれ、医療面での地域格差が著しくなり、安心して暮らせる社会の実現が遠くなっている感じを受けます。その対策はそれぞれの町で考えるようにと言われても、現実問題どうにもでき

ない袋小路の状態となっているように思えます。昨年北海道えりも町の国保診療所を視察したのですが、やはり医師不足問題はあったものの、医師の全国公募によって医療危機を回避し、しかも黒字の診療所経営という、町民にとってはかけがえない医療機関をつくり上げていました。そこには行政の医師確保への努力があったのもであり、住民の信頼を築き上げることができた例でありました。西予市において医師確保の努力はどういう現状でしょうか。インターネットなどによる全国公募や西予市の自然を逆手にとり、日常菜園つきの市住宅とか、釣りができる診療所生活など、条件面をうちに来てもらうためにこれだけ一生懸命行政も取り組んでいるということがわかる方策などをどんどんやっても医師を確保して住民生活が安心できるものになりたいと思うところですが、理事者の考えを伺います。

次に、中町の駐車場確保と町並みゼミの支援について伺います。

重伝建選定が待たれる中町ですが、最近訪れる観光客も徐々にふえてきているように思えます。末光邸が改修されたりギャラリーが静かに存在し、また最近古民家再生が行われたりと、少しずつではありますが、その変化もあるのでしょうか。

また、町並博2004の効果もあると言えるかもしれません。中町で以前から問題と指摘されていたことは、ここを訪れる人の駐車場がないということです。先哲会館や市営駐車場も商店街にはありますが、それでは不十分であると思います。幸いにしてNTT社宅跡地を宇和町時代に購入しているのですが、これを駐車場として活用できないものか伺います。

このNTT社宅跡地は、駐車場として大変よい位置に立地してはいるものの、ふだんは近所の人を車をとめる程度で、これといって常時利用されているものではないように思います。イベントなどではステージや露店が出ることもありますが、乗用車で来た観光客をここへ呼び込むことで、随分と中町の印象も変わるのではないのでしょうか。旧NTT前の国道56号線交差点も拡幅したりしているので、車の流れなども考えると、その効果は大きいと思いますが、理事者の考えを伺います。

また、2008年度には中町で全国町並みゼミの開催に取り組んでいるということをお伺いし

た。今回の町並みゼミは、行政が主体となってやるべきものではないと聞いていますが、全国から中町へ人が集まってくるのですから、そのようなイベントを町おこしの一環としての取り組みはしていくべきではないでしょうか。財政難の中であるにせよ、できる範囲でそれを後援したり、補助金を出すことはできなくても、知恵や人的な面でも多々その成功のためにやれることはあると思います。重伝建選定に向けての意識の高揚を図る意味でも積極的に全国町並みゼミを支援してほしいと思うのですが、理事者としてその考えはどうか、お伺いいたします。

次に、三瓶町二及のマリーナ計画について伺います。

三瓶町二及のマリーナについては、昨年入札が延期になりましたが、その後どういう取り組みでしょうか。理事者としては見直しをして取り組むということでありましたが、前は賛否両論があったように聞いています。それに対してどう対応したのか、見直しの内容はどうなっているのか、今後の計画はどうか、そのような経緯も含めてお聞かせ願います。

最後に、西予市の情報発信と視察研修の対応について伺います。

西予市にも行政視察研修で来られる議会や団体などが現状では年間少なからずあり、一方西予市からも全国各地へ視察に行くこともあります。視察先によっては、申し込みの際に1人1,000円程度の研修費を徴収する自治体もあり、それはそれで先進的なまちづくりや努力をしているからだと思われたいのであります。さきに財政破綻した夕張市は、その財政再建団体となったことを逆手にとって町おこしにつなげようと積極的に視察を受け入れる政策をとっており、1団体1万5,000円の研修料であるにもかかわらず、ことしの7月から始めた視察受け入れは11月まで予約は満杯、また宿泊は市内に誘致するなどして町の活性化に大きな貢献をしているということで、全国の注目を集めております。徳島の上勝町でも視察の際には1人1,000円が徴収されましたが、ごみゼロの町や彩事業など多くの人が研修に訪れ、年間200万円ほどの財源になっていました。西予市でもごみ1億円削減の実現など情報発信をすることにより、他の模範となる取り組みはたくさんあると思います。企業であれば一つ

の部署での改善を全国展開して効果を何倍にもするのですが、行政は情報発信しない限り、いいことでも他の町へ広がっていきにくいという特徴があります。市長が言う海拔ゼロメートルから1,400メートルの町の行政課題、ミカンづくりと後継者対策、エコセンターの運営と酪農の町の産業施策、奥伊予の町おこし、どんぶり館の地域貢献など各種のコースをつくってホームページなどで誘致の情報発信を積極的に行ってはどうか。その中でみかめ本館や宝泉坊ロッジ、土居家や三滝ロッジに宿泊を誘致するなどの西予市の観光産業施設への後押しをすることができるのではないかと思います。成功事例の研修であれ、問題解決を探る研修施設であれ、少しでも西予市の利用者をふやすことがねらいなのですが、積極的かつ的確な情報発信をしていかないとは来ないものです。行政でできることは一つでも前向きに取り組む、そういうことはできないか、理事者の考えを伺います。

以上で質問を終わります。

議長 三好副市長。

三好副市長 松山議員の市立病院の経営見通しと医師確保についてお答えをさせていただきます。

まず、市立病院の経営についてであります。昨日から開催をされております9月定例会において、平成18年度西予市病院事業会計決算の認定について上程をいたしているところでございますが、自治体病院の8割程度が赤字決算の中、宇和病院では7年ぶり、野村病院では8年ぶりの赤字決算となっております。原因といたしましては、昨年4月の診療報酬のマイナス改定、医師不足の影響による外来、入院患者の減少等が大きいと考えております。

また、両病院とも医師が減少する中で、学校医、福祉施設の嘱託医、診療所への派遣、市が開講する講座の講師依頼等、勤務医師が果たしている役割は、病院運営のみでなく、西予市の地域医療の充実において大変大きなものがあり、不採算部門も維持しなければならないという自治体病院の使命から市の財政に支障を来さない程度の負担はいたし方ないと考えております。全国的な市町村合併では、地域医療の現状維持を確保する観点

から、現状維持を前提とした合併のケースが多く、今後複数の公立病院を抱えた自治体においては、病院の再編は避けて通れないと考えております。当市においても、本年2月に現在の別宮副市長を委員長とした庁舎内組織西予市医療問題等検討委員会が、医師不足、経営問題も含めた市の医療体制のあり方、診療所の今後の方向性について市長へ答申を行っているところでございます。今年度はその内容について、より専門的な立場から見た西予市の地域医療の将来構想を策定することといたしております。

次に、医師確保につきましても、大学医局への医師派遣要請による従来の方法が困難をきわめている中、議員から提案がありましたインターネットによる募集の方法について、現在市担当課とも協議を進めているところでございます。

また、以前から地元出身医師及び知り合いにお声かけは行っておりますけれども、成果を得られていない現状でございます。今後とも地元出身者につきましては、再度調査を行い、地道に長い目でお声かけをしていきたいと考えております。各議員さんにおかれましても、お心当たりがございましたら、ご一報をいただければ大変ありがたく思っております。

以上、答弁といたします。

議長 上甲教育部長。

上甲教育部長 松山議員の中町駐車場確保と町並みゼミの支援についてお答えいたします。

卯之町の市街地に係る観光事業への期待につきましては、商店街の活性化を初め西予市全体の観光振興にとって不可欠なものであり、地域の皆さんはもとより、多くの市民の皆さんが期待されています。長年にわたって整備を進めてきました文化の里は、こうした期待のもとで進められてきたことはご承知のとおりであります。近年から今春にかけて開明学校及び町並みへの団体客や個人客は増加傾向にあり、観光行政の充実もまた急がれる時期を迎えています。

ご質問のN T T社宅跡地は、町並み保存を進める上で、当地が町並み保存地区に相応しくない開発から地域を守るために譲り受けたもので、現在は中町広場として文化の里祭りや各種のイベント広場として活用していますことはご指摘のとおり

です。ご要望にあります来客のための駐車場として整備し開放しますことは、当面の暫定措置としてはあるにしても、将来に向けて懸念されますことは、町並み保存地区が歩くことを前提にした観光資源でありますことから、この保存地区の中に駐車場を求めることは、本来の地域整備のあり方として十分とは考えられません。全国的に見ましても、町並み保存地区内が歩行者天国などで車の進入を規制されている事例は少なくない今日、卯之町の町並み保存地区も、また観光客の自動車によって環境が破壊されることは、観光振興を目指す本市にとって最善の策とは考えておりません。

もう一つ申し上げたいことは、卯之町地区全域における土地利用を初め観光振興を支えするための基本計画の策定もまた急がれているところであり、市街地区の交通と駐車場もまた基本計画の策定が求められています。こうした行政計画の先々のことをご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、町並みゼミへの支援でございますが、本大会開催に向けて第3回全国町並みゼミ卯之町大会実行委員会が組織され、一部市民の皆さんによってその推進が図られようとしていることにつきましては、不十分ながら聞き及んでおります。町並みゼミ全国大会がどのような趣旨のもとで進められてきたのか、卯之町で開催されるに当たり何を目的に議論が交わされるのかは、まだ聞き及んでございません。ただ町並み保存の推進が、本大会の主たる目的であるのであれば、予定される保存地区にお住まいの皆さんの合意のもとで企画され、実施されることが理想であり、こうした環境が醸されているのであれば、当然市も応分のお手伝いをさせていただきます。この大会が来年に迫っている今、こうした動きに対して具体的に何をどうしようとしているのか、また主体的にかかわるべき保存地区の住民の参画の実態やゼミ開催に向けてのビジョンなどの開示もない現状の下で、人が集まるから活性化に結びつくと理由のみでのかわりは容易ではありません。現時点でお答えできますことは、町並みゼミ全国大会の卯之町開催に関しましては、決して否定するものではなく、保存地区住民の皆さんの積極的な参画があることを前提に、卯之町を会場に開催されることになるのであれば、何らかの形でお手伝いをいたしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 松山議員の3点目、三瓶町二及のマリーナ計画についてのご質問にお答えいたします。

三瓶町の二及及び有網代地区におきまして、平成16年度から事業に着手しておりました漁港利用調整事業につきましては、3月定例会におきまして浮き桟橋設置に係る水面区域の調整を含めた事業の見直しが必要となったことにより、事業計画の最終年度でありました平成18年度工事を協議が調うまで一時中断することで承認をいただいております。今回調整及び事業の見直しを終え補正予算の計上をお願いしているところであります。これまでの調整見直しの経緯についてご説明させていただきます。

まず、水面区域の調整であります。二及漁港は天然の良港でありまして、本事業で計画しております場所が台風時の一時避難場所となっておりますことから、地元の二及地区及び隣接する周木、長早地区の漁民の方からも一時避難場所確保の要望があり、係留施設の一部水面をフレームなしのビジター用係留施設といたしました。

次に、事業の内容の見直しであります。三瓶漁港の係留施設につきましては、アンケートの回収結果から見まして、保管施設を利用してもよいと回答したものが35%で、三瓶町内の現在の放置艇239隻の35%で83隻となり、二及漁港の計画収容隻数81隻とほぼ整合することから、三瓶漁港の係留施設につきましては、今回の計画から外すことといたしました。

また、管理棟兼修理工場につきましても、当初計画では、ヨットまでを修理対象とした建築物となっておりますが、放置艇のうちヨットの占める割合が9隻で、全体の4%弱であることから、管理棟につきましても、コスト削減のため規模の縮小を予定いたしております。

道路改良、クレーン施設、駐車場につきましては検討はいたしましたが、当初計画のとおりとさせていただきます。

また、事業主体の必要性につきましても検討をいたしました。放置艇のトラブルが発生している漁港では、漁港管理者の市長が区域及び物件を

指定することで船舶等を捨てること及び放置することを禁止していることから、今後西予市漁港管理条例に基づき放置艇の禁止区域の公示を行い、漁港の保全に努めるためにも本事業計画を実施することは必要不可欠であると考えます。

また、これまで用地及び移転等の協力をいただいた方々及び水域調整において協力をいただいた北地区の漁協組合員の方々に対しても、本計画を早期に完成させることが一番の方向であると考えております。

今後の予定であります、クレーン、浮き桟橋など工場製作の多い工事でありまして、現地と工場とで並行して施工することができますので、年度内完成を目指しまして早期に取り組みたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、松山清議員の西予市の情報発信と視察研修の対応についてについてお答えをさせていただきます。

現在においては、欲しい情報はインターネット上で瞬時に手に入る時代となり、私どもの生活に欠かすことのできないものとなってまいりました。

しかし、一方では情報がはんらんし、情報収集能力よりも良否の判断能力が欠如していることの事例も少なくありません。情報はこれほど繊細なものなのであります。西予市においても旧町にあった観光産業資源をただ漫然と発信しても、情報に肥えた人たちに受け入れられる保障は何もありません。私は職員に日ごろから情報を精査し、いろいろな機会に西予市を全国に発信するように努めてほしいと指示しておりますし、あわせて現在もホームページ等での情報発信を行っておりますが、残念ながらその発信にも限度がありますし、しかし情報は生きたものでありますので、常に新しい情報を手法、機会を駆使しながら市民の皆さんと一緒に発信をしてまいりたいと考えております。

現在の情報発信の一例を挙げますと、商工観光課を中心に、昨年度実施したANA誘遊・四国バスの旅では5,298人の受け入れをいたしました。また、みかめ本館では、情報発信力で昨年度

2,800人の宿泊者があり、そのうちの1,700人が県外の宿泊者であります。旅行雑誌のじゃらんの評価では、中国・四国地方でのホテル部門で第4位の評価をいただいているところであります。これ以外にもテレビ局や雑誌等からの取材、旅南予協議会、えひめ町並みミュージアム構想推進協議会、四国西南サミットなどの広域観光の連携、PR、旅行会社へのモーション、体験ツアーの紹介、西予フェアでの特産品販売と観光PR等々を実施しております。

また、平成20年度に開催予定の第26回地域づくり団体全国研修交流会愛媛大会では、知事が南予活性化対策の一環として南予地方で開催する方針を出されていることから、西予市としましても開催地の候補地に手を挙げ、その努力をしてまいりたいと考えているところであります。

ギャラリーしろかわで開催の全国かまぼこ板の絵展覧会は、本年13回目を迎えました。本年も2万451人の人たちの手によって描かれた個性ある1万1,316点の作品が海を渡り、国を越えて我が西予市に送られてきました。ここで忘れてはならないのは、小さな町の小さなギャラリーから発信をした小さな文化発信に2万451人という多くの人たちが賛同をしていただいたことでありまして、もう少し掘り下げて考えてみますと、応募していただいた人の周りには、家族や友人などたくさんの人たちがおります。西予市の約2倍から3倍を超える人たちが、全国あるいは世界からこの西予に思いをはせていただく応援団であるのであります。そして、この展覧会にも多くの人たちが訪れていただいています。ご案内のように、本年福井県坂井市の一筆啓上日本一短い手紙と共同によるふみとかまぼこ板の絵の物語への展覧会を全国で開催の予定であります。ここにも新たな新しい出会いと感動が生まれてまいりましょうし、9万5,000の坂井市民との交流が深まることに大いなる期待を寄せているところであります。私どもにとって重要なのは、この人たちの思いをどのように今後西予市のまちづくりに受け入れていくかであります。町の個性を表現していくことこそ地域づくりの核であり、町の存在証明いわゆるアイデンティティーと言えます。今後においてもさらに情報発信を努め、いやしとてなしの心で受け入れをしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 2番松山清君。

2番松山清君 ただいまの答弁に対して、ちょっと2点ばかり追加質問させていただきたいと思っております。

医師の確保ということについてですが、私が心配するのは、宇和病院は建てかえるというような大まかな流れはお聞きするわけでございますが、まだこれが今後どうなるのか、全くわかってないという状況の中で医師が不足しておるということでございます。その中でやはり医師には来てもらわなくちゃいけないわけですが、今の病院を見たときに、果たしてここの病院に勤務をしようという気持ちがわくのだろうかという部分が非常に心配であります。それはやはり建設後あの病院は三十数年たっておりますし、建物自体ももう老朽化して外壁がもういろいろクラックが入ったりしみができたりとかといった状況でもありますし、内部も施設が貧弱となったり、壁なども見るにたえないような状況になっているところもあるわけでございます。したがって、設備の充実ももちろん重要であると思っておりますが、そういう西予市の中核病院としての充実というのは、そういう新しい病院の計画がはっきりといついつできるというときまでは、きちっとしていかなくちゃならない。そういうことをすることによって、やはり医師が来て、地域医療に根差すという意識を持ってもらわなくてはいけない、そう思うわけでありませう。そういう意味においては、もっともっと手を入れていった患者さんもしっかりであります。そういうところをしなくてはいけないと思うんですが、そういう設備の修繕とか改修とかそういったことに対するお考えはどうなのか、そういうことによって今の状態では医師確保ができにくいのではないかと私は思うわけですが、そういうことについては、担当副市長はどうお考えなのか、お伺いしたいと思います。

議長 三好副市長。

三好副市長 お答えさせていただきます。

先ほども申しましたけれども、今年度西予市の病院及び国保診療所の将来構想の策定業務を委託

をして進むべき道というのをを出していただきたいとこのように考えております。

しかしながら、宇和病院の新築も視野には入れておりますけれども、現実それがいつになるのかという具体的なものがございませんので、現状を維持しながら修繕にも手を加えながら維持をしてまいりたい、このように考えております。

以上です。

議長 2番松山清君。

2番松山清君 ぜひもっと患者さんも来やすい、医師も来やすいという病院にさせていただきたいと思うわけでございます。

それと、あともう一点につきましては、中町の件ですが、これにつきましては、駐車場とかをすることについて環境が破壊されるというご答弁でありましたが、これはそういうことは私はないと思ひまして、そんなにたくさん人がどんどん来るわけじゃないわけで、やはりもっと積極的にその改善について取り組んでいただきたいと思います。ですけども、その点についてお伺いいたします。

議長 上甲教育部長。

上甲教育部長 松山議員の中町の駐車場の関係であります。先ほどまご答弁させていただきましたけれども、歩くことを前提にした町並みを推進する上では、その町並みの中に駐車場があるのはいかがなんでしょうかと考えております。

議長 次に、28番大竹忠盛君。

28番大竹忠盛君 質問の機会をいただきましたので、通告に基づきまして3点ばかり質問をさせていただきますと思います。

まず初めに、少子化、過疎化が進む中で学校教育のあり方についてお伺いをいたしたいと思ひます。

急速に進む少子化の中で、児童・生徒の教育環境をいかに守り、発展させていくかは、重要な課題となつてきていると思われるのであります。ご案内のとおり市内の小学校は27校、2,140人が学んでいます。

しかし、生徒数が8人から13人の小規模校の

学校が実に5校ございます。生徒数50人以下の学校が8校、51人が1校、このような状況でございます。宇和町小学校が552人と大規模で全体の26%近くを占めているのが現状だと思いますが、ほとんどの学校はさらに生徒数の減少が想定されるのであります。

一方、入学時3人以下の学級数は、27校、162学級のうち37の学級があります。これらの学級は入学児童が3人以下でございます。当然のことながら、複式あるいは飛び複式このような状況にあると思うのであります。このような状況の中で果たして児童・生徒の教育にとってどうか、考えさせられるのであります。西予市の未来を担う児童の教育環境が、今のままでよいのだろうか心配であります。今後教育委員会としてどのように対応されるお考えか、あるいは中・長期計画はどのような状況になっているのか、お伺いをいたします。

2点目は、学校教育施設の建設のあり方についてお伺いをいたします。

昨年見事に完成しました魚成小学校を見学し、木のぬくもりや開放的な空間、実に充実した学校であります。私もそのときにいただいたパンフレットを持ってきております。外観は実にすばらしいええ建物でございますし、ふんだんな空間もよく理解をいたすわけでございます。

しかし、この西予市の厳しい財政状況の中で、あれだけの空間や2階に2教室、実に大きな時計台あるいはカラー舗装、校舎改築工事だけで7億4,300万円余り、坪当たり直しますと約85万7,000円もかかっているようでございます。もっとシンプルにできなかったものかと思うのであります。宇和町には120年以上たった重要文化財の開明学校や大正3年に建築された米博物館、今も立派に活用されております。これらの施設は実にシンプルでありまして、合理的に建築されているからこそ雨漏りもせず長期間活用できているのではないかとと思われるのであります。現在、大野ヶ原の小学校建築が計画されていますが、教育委員会としても十分検討はなされていると思いますが、魚成小学校の教訓を生かし、大野ヶ原の風景に合致した合理的でシンプルな校舎を建設されるべきだと考えています。

また、当然高冷地にある大野ヶ原、冬場の暖房対策あるいは建築後の維持管理等総合的に建設さ

れるべきと考えますが、教育長の所見をお伺いをいたします。

次に、財政が大変厳しいわけですが、職員研修についてその必要性についてお伺いをいたしたいと思います。

企業は人なりと言われております。西予市も財政、少子・高齢化、先ほども元親議員が言われましたように、私もさきの一般質問で申し上げたわけですが、限界集落対策あるいは地域経済の活性化、教育政策等課題が山積していることはご案内のとおりであります。限られた財源の中で効率よい仕事を進めていくことが求められていることは当然であります。市の行政にとって人は資源であります。また、財産でもあります。資源である人材を十分に活用し、財産を高めていくためには、職員研修は大切でありますし、必要でもあります。市でもさまざまな工夫を凝らし職員研修を実施されていることは承知をいたしております。大切な視点は、県外研修費の確保であります。我々議員も年1回研修の機会をいただいております。3年余りの議員活動で学んだことの一つに、例えば箱物建設で同じ規模の建物を民間で建てれば、おおむね6割程度で済むのではないかとということをよく聞かされました。今まででも多くの施設をつくり、今後もさまざまな計画があります。

また、産業の振興や福祉、新規事業の展開も市の発展のためには必要であります。担当職員を先進地に積極的に派遣し研修をさせ、新たな視点で事業を仕組んでいく、このことが大切ではないかと思うのであります。西予市の規模であれば、最低500万円程度は必要ではないでしょうか。例えば、3億円の事業を計画する。先進地の事例に学び、その成果を生かすことによって5%程度削減できれば、1,500万円の財源が確保されるのであります。さらに、施設の維持管理やさまざまなコスト低減、生産性の向上にも先進地研修は大変重要であります。これらの研修費は窓口を一つにし、査定をして派遣をする、そのための予算措置をぜひ新年度予算で確保されたいと思うのであります。

一方、これら研修は部署がかわり、仮に新しい事業に取り組むときも必ず私は生きてくると思うのであります。究極的に行政運営は職員一人一人の肩にかかり、職員の能力や姿勢、やる気にゆた

ねられるのであります。このことが行政の近代化や効率化に結びつくわけですから、ぜひとも職員研修費を確保されるよう強く要望するものであります。

最後に、高速道路と県道平野坂戸線を結ぶミニインターの開設についてお尋ねをいたします。

地方の時代あるいは三位一体の改革等言葉のみが先走りをいたしまして、都市と地方の格差は広がるばかりであります。愛媛県でも何とか南予の活性化をと検討はいただいているわけですが、現実は大変厳しい状況にあります。南予の活性化を図るためには、私はその根幹をなす道路網の整備を最優先すべきではないかと思うのであります。高速道路の大洲宇和間16キロを無料化にすることも検討されるべきだと考えます。早く宇和島まで開通をすることにより、人との交流が図られ、産業活性化にも結びつく基幹道路の整備こそが地方の活性化を図る上で欠かせない重要な条件課題であると思うのであります。

さて、県道平野坂戸線は、高速道路を横断し、接続には最も適している位置にございます。私も何度となく現地を踏査してみましたが、トンネルに近いということはありませんが、コストはほとんどかからず少ない経費で改良することが可能だと考えております。さきに同僚の二宮議員から下川のインターの必要性について熱弁を奮われましたし、私も同感であります。大洲にはさまざまなおり口、上り口ができておるわけであります。ぜひ実現をお願いしたいと思うのであります。もちろんあわせて県道の改良が必要でございます。宇和上地域の将来の必ず発展のためには、県道平野坂戸線と高速道路を結ぶミニインターの開設は、将来のまちづくりの上からも重要な施策であると考えております。例えば、宇和上から高速道路まで行くのは3キロ余りだと思いますが、信号は10カ所以上ございます。国道56号線から平野坂戸線を結ぶのには4キロ弱でございますが、信号はできて国道の入り口だけの1カ所で済むと思うのであります。長期的な視点からその対応を考えられるべきだと思いますが、市長の所見をお伺いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長 二宮教育長。

二宮教育長 それでは、大竹議員の質問にお答えをいたします。

ご存じのように西予市内27の小学校の児童数は、5月1日現在で2,141人です。6年後の平成25年度の児童数は1,812人と15.4%の減少を見込んでいます。また、複式学級のある小学校は27校中15校で55%を占めております。小規模校のメリット・デメリットはそれぞれあります。教育の多様性を求められているところでもあります。

しかし、学校はまず児童・生徒にとって安全・安心な場所でなければならぬと考えます。教育委員会としましてもコンクリート強度の調査をいたしまして、それぞれの学校の現状は把握しておるところでございます。

そこで、教育委員会としましても、昭和40年前後の建築した老朽化の施設が多く、今後の施設整備のあり方につきまして、学校教育に関する検討委員会からの答申をいただいたところでございます。その中には統廃合を視野に入れた学校の適正規模についても答申をいただいております。今後はこの答申をもとに西予市内の小学校の適正規模、適正配置を検討し、教育環境の整備計画を策定するとともに、より充実した学校教育に努める所存でございます。

次に、学校教育施設建設のあり方についてお答えをいたします。

学校は教育の場ですが、地域のシンボリックな面や子供たちの夢や友情をはぐくむ大切な場所でもあります。

また、その一方で災害時の避難場所としてその役割も大きなものがあります。学校建築については長期的な見地で整備し、むだを省くために地域の人たちを主とした検討委員会を設置したり、地域の特徴や将来も考慮し建築を進めております。したがって、大野ヶ原小学校につきましては、議員ご指摘のとおり、シンプルで特に厳しい気象条件を考慮し、学校建築を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、大竹議員の財政厳しくとも職員研修は必要についてお答えをいた

します。

国の三位一体の改革による厳しい財政状況の中、地方におきましては、地方分権の推進に伴う町村合併と権限移譲が進行し、地方自治体の行政事務は増加する一方、行政改革の大きな柱である公務員制度改革では、公務員数の削減が打ち出され、公務員自身の意識、行動の改革が求められております。こうした厳しい状況の中、増大する行政事務を遂行しながら住民本位の行政を実現するためには、事務の効率化を図るとともに、職員自身の資質の向上を図っていく必要があります。西予市におきましても、議員の言われましてように、町職員から市職員への意識改革と職員個々の専門性向上を目的に、合併後計画的に職員研修を実施しております。新規採用職員や管理職を対象にした階層別研修や法制執務等能力開発研修愛媛県研修所や市町村アカデミー等への派遣研修等を実施し、職員の能力、資質の向上に努めておるところでございます。

なお、議員ご指摘の県外先進地視察研修につきましては、各課、各分野においてそれぞれ予算化の上実施しておりますし、また成果も出ていると思っております。

最後に、本市におきましては、大変厳しい財政状況にありますが、市行政の円滑な推進のため、今後も研修内容の充実や多様化を図りながら総合的な能力開発につながる方策を検討し、事業推進に必要な予算を確保の上人材育成を積極的に進めていく考えであります。

以上でございます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、大竹議員の高速道路と県道平野坂戸線を結ぶミニインターの開設についてにお答えをさせていただきます。

道路は日常生活や経済社会活動を支える最も基本的な施設であり、地域を活性化させ豊かで潤いのある地域社会を築く上で、優先的かつ計画的に整備すべきものであり、都市部のように交通機関が発達した地域と比べ、日常生活を営む上で道路に依存しなければならない地域にとっては、道路は必要不可欠な施設であると考えています。特に西予宇和インターまで開通した四国横断自動車道路は、当地域にとって本州四国連絡道路を經由し

て中国、近畿地方へとアクセスする高速交通体系で結ばれたことにより、大都市圏との交流による地域産業や経済の活性化はもとより、住民の生命にかかわる救急医療体制の充実や大規模災害時の避難幹線ルートにとって大きく寄与するものであります。西予市は平成16年4月の5町合併後、早くも3年が経過し、新市として一体的行政を早く打ち出さなければならない時期にあります。

しかし、高速道路においては、市内宇和地区以外の三瓶、明浜や野村、城川の各地域にとって高速道路の沿線に属することなく、西予宇和インターを利用に当たっては、渋滞する国道56号の通過や宇和島方面に向かっては、Uターンしなければならないのが現状であります。このことは地域活性化の阻害要因の一つになるのではないかと危惧をしているところであります。このことから、西予市としては、インター設置による費用便益比が1以上の要件やインター設置の必要性を事業主体である西予市が十分な説明責任を持って示すことなどの難しい諸条件はあるものの、企業誘致等を初めとした地域経済の浮揚、雇用創出の促進等地域活性化に寄与することを目的とした地域活性化インターの設置、これは先ほど言われておりますミニインターと言われておりますけれども、高速道路の有効利用を図る面からも欠かせない事業であると認識し、今後国土交通省と協議を重ねてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、この事業は国交省、愛媛県、西予市の認識が伴って初めて実施できるものであり、また国交省施工分については、県の負担が伴うことから、本年度知事要望の一つとして提案してまいる考えであります。

議長 28番大竹忠盛君。

28番大竹忠盛君 一部前向きなご答弁をいただきましてありがとうございました。

1つだけ職員研修について関連でご質問をさせていただきます。

私が職員の人から漏れ聞いた話によりますと、非常に県外研修は予算がなくて厳しいのですらいと、一緒に行ってみませんかといったときにそんな答えが返ってくるもんですから、ぜひ大きな事業をやる場合には、私は先進地の研修というのは大切な要素になってこうと思いますし、それに

よる効果というのは、ご案内のとおり十分発揮されると、このように信じておりますので、ぜひ予算でもさらに配慮をいただいたらありがたいなというのが一つでございます。

それから、職員研修で関連でもう一点だけ、これは意見として申し上げさせていただきたいというふうに思いますが、西予市になって受け付けの対応が随分よくなりましたと、こういうことで、非常に私も喜んでおりますし、職員を褒めていただくことは、私どもにとりましても非常にありがたいし、議員としても勇気もいただくわけですが、最近ちょっと耳にする言葉の中で、退庁や登庁時役場周辺のあいさつがちょっと弱いのではないかなと、こんな意見も漏れ聞いております。十分その辺についても理事者は課長会その他で周知はされていると思いますが、やはりあいさつ運動は非常に大切なこれも要素になっておろうと思えますので、悪いというのではないわけですが、さらに一層あいさつ運動の徹底を図られますようお願いをいたしておきます。

以上であります。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

合併してから大変財政が厳しくなったわけですが、そんな中でとにかくさまざまな面で経費を削減してまいりました。そんな中で、特に職員のもろもろの事務費等々につきましては、より一層にもう厳しくしてまいった経緯がございます。その中で県外研修の予算がつかないというふうに職員も思われておりますけれども、これはあくまでも、例えば今まで旧町時代に全国の大会とかあるいは総会とか、そういった部類の県外研修はできる限り控えてくださいよといったようなことで削減をしております。今ほどおっしゃられました、いわゆる事業に関する研修につきましては、例えばCATV事業または庁舎の建設事業こういった事業につきましては、当然研修をいたしておるところでございます。そういったところで、そういう事業に絡む点につきましては、今後とも積極的に参加をしていきたいと、このように考えております。

また、職員のあいさつのことがありました、

この点につきましては、一部そのような職員もあるやに私も聞いております。そういったところで、とにかく年に1度は全職員を対象といたしまして、そういったあいさつ、行儀、そういった研修を実施しているところでございます。

また、特にこのあいさつにつきましては、本当に大事なものでございますので、今後とも職員に周知徹底を図ってまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

議長 暫時休憩いたします。再開は10時55分でございます。(休憩 午前10時45分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(再開 午前10時55分)

次に、22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 議長から質問の機会をいただきましたので、私は次の2点について理事者の所見をお伺いをいたしたいと思っております。

まず第1点は、野村高校土居分校閉校後の無菌培養施設等の活用についてお伺いをいたします。

野村高校土居分校は、草創期さきの大戦で荒廃した国土の再建と新しい民主国家の建設には、次代を担う青少年の育成が戦後の最も重要な国策であったことから、教育の機会均等を柱とする学制改革により新制高校に定時制が置かれることとなり、勤労青年に学習の門戸が開かれ、これを受けまして昭和23年に当時の3カ村が相図りまして、城川町古市地区にあった旧乾藪倉庫を改造して土居分校が開設をされたものであります。終戦直後の混乱と困窮の中、就学困難な状況を克服して、向学に燃える若人が古びた学び舎に集い、師弟の強いきずなのもと苦学力行されたと聞き及んでおり、第1期生の入学生は47名であったようですが、うち卒業生15名ということを見ても、当時の就学環境がいかに厳しい状況であったかが推察されるところでございます。その勤労学生の中から有為の人材が輩出し、地域社会の発展に大きく貢献し今日に至っているところであります。

土居分校に係る近年の状況でございますが、平成12年12月、定時制課程における高校再編整備基準が示されました。さらに、平成15年12月、校舎の老朽化、さらには近隣地区に比較的新

しい北宇和高校日吉分校があることから、平成18年度の募集停止が検討されたところではありますが、生徒数などの状況は変化し、整備計画どおりにはならないということで、年ごとの判断をすることになりました。加えて地元の存続運動もあったことなどから1年見送られまして、本年度平成19年度生徒の募集停止となったところございまして、現在は1年生の在籍はございません。2年生3名、3年生7名、4年生4名、全校生徒は現在14名でございます。来年平成20年度の状況を考えてみますと、4年生7名は社会実習ということで、年数回のスクーリングでありまして、平素のいわゆる通学生はわずか3名となるわけにあります。やむを得ないことではありますが、地元のOBといたしましては大変寂しい思いでございます。このまま推移をいたしますと、21年度末で閉校となりますが、私はこの際、無菌培養施設の今後の活用についてお伺いをいたしたいと思います。

当該施設は、無菌培養施設管理棟、温室4棟、圃場ビニールハウス2棟など倉庫やトイレを含めると13施設からなっておりまして、農業振興のための新技術開発、試験栽培を通じ地域農業の活性化を図るため、昭和59年に設立をされました。入手困難でありますウイルスフリー苗や新品種開発としてエビネランの多量増殖を含めてことで23年目になります。農業高校である土居分校の実習施設として大きな役割を果たしてまいりましたが、新規生徒募集停止となり、実習施設としての役目を終えつつあります。

また、エビネランにつきましても、根強いファンはあるものの一時のようなブームは終わりました、以前のような売れ行きは望めない状況にあるわけであります。現在は土居分校の実習以外は無菌操作を行っておりませんで、新規作物の研究もできない状態でありまして、この施設の貢献度は低いと言わざるを得ません。無菌培養施設は、市内では唯一の施設であり、これだけ整備された類似施設はほかにはないんじゃないかと思えます。土居分校の実習施設としての役目は、平成21年度で終わるわけではありますが、今後は本来の目的である農作物のウイルスフリー苗の研究等により、農家の要望に対応できる研究機関としての見直しが必要と考えるわけです。私が申すまでもなく既に所管課を初め事務事業評価等で検討はされ

ていることとは思うわけではありますが、閉校後の無菌培養施設の運営についての基本方針について理事者の所見をお伺いをいたしたいと思います。

次に、第2点であります、伝統文化の保存・伝承についてお伺いをいたします。

市内には各地に有形文化財、史跡名勝天然記念物及び文楽など民俗文化財が数多く存在をしております。これらの文化的資源や環境を生かしたまちづくりや文化活動が展開をされているところであります。

しかし、これらの伝統行事も新しい時代の流れとともに次第と忘れられ、その姿も消えていこうとする状況になるつつあることは、一部大変残念なことでございます。各地域に伝えられるふるさと独自の文化と伝統芸能などを継承し発展させること、また先人たちが伝統文化にかけた願い、思いが何であったのかを知るとともに、私たち人間生活と心の触れ合いとしての文化遺産を後世に伝えることは、現在この地に生きる私たちの大きな使命であると考えます。

そこで、私はこの際、市内の数多い伝統行事、イベントの中で、三瓶町の奥地の海のカーニバルの豚のロデオ大会、そして城川町のどろんこ祭りの牛による代かき行事について考えてみたいと思うわけあります。

これらの行事は生き物、いわゆる豚と牛が主役であります。もちろん豚に乗る人や牛の使い手も主役であります、私は三瓶町については、ちょうど盆の8月13日がこのイベントの日でありまして、まだ行ったことはないわけでありまして、聞きますと、豚はその日のうちに処分をされるというふうにも聞きますし、また牛については、肥育牛を1カ月前から練習に借り出しまして当日に備えるわけでありまして、特に牛については、祭りに後に体調を崩し、出荷をされても商品価値は当然下落をするわけでありまして、時には死亡するケースもあるわけでございます。近年においてもそういった事例が実際に起こっておりまして、今までは肉用牛の飼育農家が犠牲的精神で牛を提供をいただいておりますが、本年度の祭りには諸般の事情で昨年の10頭から牛が5頭に半減せざるを得ませんでした。勇壮な牛の代かきの迫力が昨年までと比べると物足りなさを感じた縁台の見物客も多かったようであります。

また、どろんこ祭りは、地元の小学生もほとん

どが参加をいたします。祭り当日の行事の参加はもちろんでありますが、祭りが終わった後には、神田での田植え、稲の刈り取り、収穫祭、地域の老人クラブ、PTAを初め地域の各種団体との交流の中で地域の未来を担う子供たちが健やかにたくましく育つ環境の中、学校・家庭・地域が連携した総合学習の実施によって地域の文化や自然を学習し、地域への愛着と誇りをはぐくむ教育が実践をされておるところであります。私はこのような西予市を代表するイベント、人はもちろんでありますが、特に大動物等の参加が欠かせないものについて、例えば市が基金等を設置して不時の災害に備えられてはどうか。その他各種制度の共済制度も検討をされ、地域の祭りに参画する人ができるだけ安全・安心して盛大に実施できる条件整備が必要と考えますが、理事者の考えをお伺いをいたします。

以上で質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、鍵原議員の野村高校土居分校閉鎖後の無菌培養施設等の活用につきましてお答えをさせていただきます。

当施設は農業振興のための新技術開発及び試験栽培を通じ、地域農業の活性を図るために昭和59年度に設立し、これまで入手困難であったウイルスフリー苗や新品種開発としてエビネランの多量増殖を始めて23年になります。昭和23年度に開設されました野村高校土居分校の実習施設として大きな役割を果たしてまいりましたが、平成18年度から土居分校の新規生徒募集停止となり、実習施設としての役割を終えつつあります。このような状況の中、閉校後の無菌培養施設の活用について検討をしていかなければならないと考えております。西予市では、地域特色を生かした多品目の作物生産を推進しているところですが、新規作物の選定も視野に入れた無菌の苗生産による安全で付加価値の高い農業農産物栽培による地域農業の活性につながることを再活用の前提になると思っております。今後JA、各関係団体等の意見を聞きながら総合的に県と判断して市の方針を決定していきたいと考えております。

議長 二宮教育長。

二宮教育長 鍵原議員の伝統文化の保存・伝承についてについてお答えをいたします。

城川町のどろんこ祭りは三嶋神社のお田植え神事としまして、昭和44年10月8日に市の無形民俗文化財として指定をしております。明治14年ごろから始まったもので、近年南予のどろんこ祭りとしてマスコミにより全国に紹介され今日に至っておるところでございます。市の指定する無形民俗文化財は現在23件あり、地域に残る大切な伝統文化は今後も大切に保存・伝承していかなければならないところであります。

三瓶の奥地の海のカーニバルは、昭和60年から観光産業イベントとして行われており、町の基幹産業の一つであります養豚業をPRする手段として豚のロデオを実施しているものであります。議員のご指摘のとおり、大型家畜を主役とした祭りであり、今日まで理解ある農家の協力によりましてこの祭りは成り立っていたのが現実であります。今後関係部局と協議しまして、議員ご提案の基金など安心して実施ができる条件整備を検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長 22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 無菌培養施設の関係であります。この施設内には借地が3名分、4,453平米ばかりあるようでございますが、いずれも地元の方でありまして、所有者からは、土居分校が閉校にあった後ののですが、大変心配をされておるわけでありまして、施設を整備した当時は田んぼも現在のような栽培環境にはありませんで、もう少し値打ちがあった時代であります。所有者には無理を承知で賃貸契約をお願いした経緯がありますし、農業教育の実習施設ということでご理解とご協力をいただいております。3名の土地所有者のうち2名については、もう既に高齢者でありまして、閉校後大変気にかけておられるわけでありまして、できるだけひとつ早く施設の運営についての方針を示していただきますと、大変安心をされるんじゃないか。特に私地元ですので、そういった声を頻りに聞きますので、その点を重ねて要望しておきたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、鍵原議員の再質問についてお答えさせていただきます。

その前に、先ほど私の答えで、募集停止18年と言いましたが19年、1年延ばしていただきましたので19年でありますので、訂正をさせていただきます。

今ほど借地の問題がありますけれども、確かに今まで23年にわたってお世話になっておる土地でありますので、それをむげに簡単に要らなくなったから返しますよというのは、言えない状況ではなかろうかと、このように思っております。そういうことも受けまして、この募集停止から4年しか結局学生がおらんわけでありまして、その後の対応を考えていかないといけないということになると、もはやあと3年ぐらいしか猶予がないという状況でありまして、早急にその対応について考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 次に、7番沖野健三君。

7番沖野健三君 平成19年第3回定例会において質問の機会を得ましたので、私は2点について質問したいと思います。

ことは非常に暑い夏でありましたが、実は私のめいが、平成元年に気温を調べた資料が出てきて、それを見ますと、宇和町の8月の最高気温が32度、これは8月13日の1日だけだったんですけども、ことはと言いますと、34.2度が最高気温で、32度を超した日が21日あります。やっぱりこれは世界的に問題になっております地球温暖化が原因じゃないかというように思っております。地球温暖化に対しては、私たちも真剣に取り組んでいかなければいけないというように考えます。

さて、西予市も合併しまして3年半が来ようとしておりますが、三好市長の改革も順調に進んでおります。財政を見てみましても、平成17年度の一般会計の歳出の決算額が267億6,000万円、そして今議会で上程されます18年度の歳出決算額が244億9,000万円、差額22億7,000万円減額されております。経費の節減に努力されていることはよくわかるんですが、しかし現在、国民が自民党に不満があり、また民主党に不安を持っているように、市民の中でも市に

要望してもお金がない、財政難ということで要望が通らないという不満や、また西予市は夕張市のようになるんじゃないかというような不安な声が聞かれます。改革を急ぐ余り、何もかにもカットするのではなくて、必要なもの、むだなものを区別して財政改革をしてほしいと思います。

少し前置きが長くなりましたが、それでは質問に入ります。

初めに、西予市宇和球場の改修について質問いたします。

宇和球場は昭和40年に完成いたしました。建設に当たっては、資金は国の補助、また町の財源、それだけでなく町民の方より1口1万円の寄附を仰ぎ、また整地工事は自衛隊が行ったと聞いております。当時としては、今治、松山球場と並び南予に初めてできた公式球場で、主に高校野球の大会に利用されており、まさに南予の高校野球のメッカでありました。

また、昭和43年には初めて広島と東映のプロ野球のオープン戦が行われ、約4,000人の観衆が詰めかけたと聞いております。その後実業団チームや大学野球部のキャンプにも利用され、多くの野球人を輩出してきました。

しかし、完成より43年がたち施設が老朽化して、利用者の安全面や観客の快適性に支障を来してきております。

また、施設が不備なため、高校野球の公式戦も新装になった八幡浜大洲地区運動公園野球場や宇和島市営丸山球場で行われるのではないかと、高校野球ファンは心配しております。市長は公約の中でスポーツ立市ということで、既存スポーツ施設を改修して南予地域の拠点として主要な大会が開催できる施設整備を行うと言われておりますが、宇和球場の改修についてどのように考えておられるか、お伺いいたします。

次に、AED自動体外式除細動器の設置についてお伺いいたします。

AEDの質問については、一昨年山本安男議員も質問されたと思いますが、私は特に公共施設における今後の設置についてお尋ねしたいと思います。

ご存じのようにAEDとは、心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った心臓に対して電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療器であります。2004年7月より一般市民

でも使用できるようになり、人が多く集まる場所には設置されるようになりました。最近では、一般市民の方がAEDを使用して救命した事例もふえてきております。例えば、松山のゴルフ場では、プレー客がゴルフ場従業員からAEDによる救命処置を受け一命を取りとめた例や大阪府岸和田市の高校では、野球の試合中に打球を胸に受けた投手が心肺停止状態になりAEDで蘇生させたケースなどがあります。現在、西予市において設置しているところは、これは消防本部が調査したところなんですけども、消防本部に5台、市立中学校に各1台、市役所、保健センターに1台、野村病院、宇和病院、狩江診療所に各1台、県関係では、宇和高校、野村高校、三瓶高校、宇和聾学校、宇和養護学校、歴史博物館に各1台、その他といたしまして、クアテルメ宝泉坊に1台、皆田小学校に1台、計22台が設置しているようです。

なお、皆田小学校については、高速道路の関連業者が地域の方たちのためにということで2年間は貸与、その後は寄贈すると聞いております。西予市においてまだまだ少ないように思われますが、特に宇和町小学校については、PTAから強い要望が出ております。小学校はもちろんのことスポーツ施設、医療施設、人が多く集まる場所には設置すべきと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

以上で一般質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、沖野議員の質問についてお答えをさせていただきます。

その前に、前段としてありました西予市の財政の問題であります。私どもは健全財政の運営に努めておるところでありまして、夕張市のような破綻自治体となる可能性は、私はゼロであると、このように思っております。特に実質公債費率で言いますと、夕張市が2.8%台でありましたし、もう一つ大きな問題は一借の問題がありました。そういうことの中で破綻、財政再建になったわけでありまして、私どもの西予市は、実質公債費率では13.8%でありまして、愛媛新聞にも出ておりましたとおり、愛媛の中でも実質公債費率は低いところであります。そういうことで、私は健

全財政の堅持をしながら間違いなしに市の運営をしていきたいと、経営をしていきたいと、このように思っております。

それでは、西予市市営球場の改修についてにお答えをさせていただきたいと思っております。

宇和球場につきましては、沖野議員ご指摘のとおり、昭和40年に完成以来、県下有数の球場としてプロ野球オープン戦を初め高野連主催の南予大会会場として利用いただいておりますが、最近の大会状況につきましては、5月11日から第29回西日本軟式野球大会が実施されました。今月16日には四国アイランドリーグ愛媛マンダリンパイレーツの公式戦が行われる予定であります。

また、現状では宇和高校野球部が主に使用いただいておりますが、使用しない12月から2月の日曜日の午後は少年野球チームが使用できるようにいたしました。

施設の改修につきましては、合併前に競技者の安全面に配慮して、フィールド内の側壁に防護マットを整備いたしました。その他の施設などについては、長年を経過し、老朽化が著しい状況であります。今後とも選手などの安全面などの整備等については努めていかなければなりません。現状の利用状況などから、現段階での大規模な改修は財政面、また利活用計画などを勘案しながら今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 沖野議員のAEDいわゆる自動体外除細動器の設置についてお答えをいたします。

私たちはいつどこで突然のけがや病気に襲われるかもわかりません。中でも心臓がとまった場合には、一分一秒でも早く救命処置を行わなければ助かる可能性は急激に低くなります。突然に心臓がとまるのは、心臓が細かく震える心室細動によることが多く、このような場合にはできるだけ早くAEDを使用して、心臓に電気ショックを与え、正常な心臓の動きを取り戻すことが重要であり、これによって助かる確率が高くなります。このようなことから、最近では学校やデパート、空港など多くの人が集まるいろいろな場所にAED

を設置し、その場に居合わせた人によってAEDを活用してもらうことで、今まで助からなかった人の救命につなげることを目指す動きが広がっております。

ただいま沖野議員も言われましたように野球の試合中、打球を胸に受けて心肺停止状態になった高校生が、学校に設置したAEDで一命を取りとめた事例やゴルフプレー中に倒れて心肺停止状態になった66歳の男性をゴルフ場に設置したAEDを従業員が使用して救命した事例などもあり、県内でも運動中の事故対策などとして、学校を初め多くの人が集まる場所へAED設置が進められております。西予市におきましては、今年度予算でも市立中学校5校と俵津診療所にAEDを設置したところであります。AEDを正しく使用するためには、心肺蘇生法などの知識が不可欠であるため、今後も救命講習会を開催して応急手当ての知識の普及に努めるとともに、AEDの設置につきましても、設置場所の優先度や管理面などを考慮し、予算の許す範囲内で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長 7番沖野健三君。

7番沖野健三君 先ほど市長も言われましたけれども、今週の日曜日、16日にアイランドリーグの初めての公式戦が宇和球場で行われます。対戦は愛媛マンダリンパイレーツですか、それと徳島インディゴソックスというチームの試合がありますが、市長もそのときには始球式ですか、始球式をされると聞いております。子供たちも多く来ますので、ぜひとも市長はスポーツマンだという格好いいところもぜひ見せていただきたいというふうに思っておりますが、この試合に関しては、今回市の職員の方も非常に協力をしていただいて前売り券を買っていただいたというふうに聞いております。

また、市の小・中学生は無料招待ということで、大勢の観客が来るんじゃないかというふうに思っておりますが、そこで私が心配するのが、観客が来ても観客席が非常に少ないんですね、今の宇和球場は。それともう一つは、駐車場も少ないと。そういう事情の中で観客の中から苦情が出ては困るなというふうに私は心配しております。

また、設備も以前から放送設備ですか、が壊れてもう使い物にならないというようなことも聞いておりますが、この16日、あと四、五日しかないんですけども、どれだけの宇和球場の今整備をされたか、教育部長わかる範囲でいいですからお伺いしたいと思います。

それとAEDについては、できたら金額も以前より安くなっておりまして、今1個が30万円程度、そしてリースであれば月5,000円程度ですか、というような価格になっておりますので、できたら小学校26校、1校はついておりますので、26校は早期につけていただきたいというふうに思います。

議長 上甲教育部長。

上甲教育部長 沖野議員の宇和球場につきましての整備につきましてご回答をさせていただきます。

球場の周辺の草刈りににつきましては、日ごろよりボランティアの皆さんのご協力によりまして、一定量草も刈っていただいておりますので、大変助かっております。

なお、今回の大会につきましては、一部外野の方に枯れた松の木がありまして、見苦しい点、また利用できない席がありましたので、ボランティアの皆さんを中心にいたしましてこれを撤去をいたしました。それによりまして何とか1,500人分の席ぐらいは確保できたんじゃないかと考えております。

もう一点、音響施設につきましては、大変ご不便をかけておるようではありますが、早急に対応できないということで、今回の大会につきましては、野村教育課の施設を借ってきてまして何とか乗り越えたいと考えております。

以上です。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 AEDの価格は約30万円、そしてリースは約5,000円ということは承知しております。ただ施設が大変多ございまして、それらを考えますと、やはり予算の許す範囲内で検討をしなければならないとこのように考えております。

以上でございます。

議長 7番沖野健三君。

7番沖野健三君 施設は多いんですけども、小学校26校に設置についてはどうですか。それだけお伺いしたいと思います。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 この点につきましても、今回と申しますか、平成20年度の予算編成につきましては、施策枠予算で持っています。そういったところで、これは各施策ごとに考えてもらわなければなりません。したがって、これだけAEDだけを予算査定するわけにはまいりません。とにかくその施策枠予算の中でどのように担当部署が考えていかれるか、そのように考えております。

議長 次に、31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 私は、次の2点について質問をいたします。

まず1点は、住民に的を当てた行政を、2点目は、間伐材の活用で安全で美しい町を、この2点を質問いたします。

合併から4年目を迎え、市政も何とか一人前になったのではないかと思うのは当然であると思いますが、しかしながら、先般ある会合の場で、あんなたちは西予市が一人前の市であると思って行政運営をすれば、必ず後世に禍根を残すことになると言われました。なるほど一応形はできているが、西予市は合併特例によって市になったことを忘れてはならない。地方自治法第8条には、市の条件として次のようにある。市になるべき普通地方公共団体は、さきに掲げる要件を備えていなければならない。1つ、人口は5万人以上を有すること。2つ、当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している地域内にある戸数が全戸数の6割以上であること。3つ、商工業、その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者が全人口の6割以上であること。4つとして、全各号に定めるもののほか、当該都道府県の条例である都市的施設、その他都市としての要件を備

えていること、こういうようにうたわれており、本来は市としては成り立っていないものでありますが、これだけ厳しい要件が必要であると言える。西予市はもちろん特例によって合併であり、これらの要件には合致しない市であり、言い換えれば未熟や変則的な市である。それを裏づけるのが、15年経過後に普通の市の扱いとするとうたわれている。本来普通の市であれば、範囲が大体10キロ以内におさまるところであります。当市は1辺の距離が遠いところでは本庁より70キロメートルもあり、いかにITの発達、また車社会といえども本庁方式には絶対無理ではないか、それは無謀というものである、前者はこういうように言われました。私も本庁方式には反対論者であるが、庁舎の建設、移転、確保に対しては現在の本庁は耐震強度がない、危険庁舎の上とするものであります。西予市の面積は514平方キロあり、縦断すると100キロメートル近くもある地域があります。歴史、文化、風土、生活様式まで異なる地域や住民を一極にてコントロールすることはできないのではないかと、私は無理不可能であると思います。過疎、僻地では、職員は住民の息遣いまで受けとめ、まさに職員と住民と一緒に生活し、一緒に考え、一緒に汗を流さなければ、その地の痛みや苦しみはわからないと思うので、そのことを認識した上でここ当分は総合または分庁方式で市民の理解と協力を得るべきではないか。現在、辺地にあっては、若者は仕事がないためにやむを得ず家を捨て、親愛なる親元を離れて都会に流れる状態であり、格差も都会と地方、中・東予と南予にとどまらず、市内においても宇和と辺地や職種にあっても差は広がっております。この上庁舎も本庁方式で職員が中央に集中すれば、過疎・高齢化に拍車がかかり、若者は都会へ都会へと流れていくことは火を見るよりも明らかであります。企業誘致にしても条件不利地域にはこれは入ってこないと思いますが、市が補足条件をつけてでも企業の誘致も願いたいものであります。

また、木材等地域特産も大量に遊んでいる。木材に付加価値をつけるべく研究開発にも力を入れるべきであると思います。市長も僻地の辺地の発展なくして市の発展はないと言われているので、施策をしっかりと練り、住民に的を置き、市民の声に耳を傾け、まさに民主主義の根幹である市民の

ための政治を願うものであります。市長の考えをお願いします。

間伐材の活用で、安全で美しい町を。

市では公共施設の木材化やまた住宅建設に一定の市産材を使用すれば奨励金を支給するなど木材の有効利用と森林の育成、またそれによる環境整備に力点を置かれていることは、心から賛辞を送るものであります。

しかしながら、間伐材の活用まではまだいっておりません。今後は間伐材の活用についても考えるべきであると思います。最近、市内の至るところで歩道の舗装が実に美しいれんがでつくられています。でき得ればこれらも間伐材を利用してはいかがでしょうか。

また、間伐材を市道や林道の軽微な山どめに使用してはと考えます。山どめ工事については、大野ヶ原で見たような気もしますが、実は高知県、特に橋原町あたりでは盛んに活用しているのがあります。そうすることにより山は自然ときれいになり、言うまでもない雇用もふえ、山が生きていく、また災害防止にも一役買います。同時に、木材の宣伝ともなり、一石二鳥であると思います。かねてより言われている山と海のよい関係が生まれ、整理された森林より流れる良質のプランクトンにより魚の養殖にもよい影響を与えるものと思います。まさに西予市全体が美しく、活気が沸いてくると思います。市長の考えをお聞かせ願いたい。

以上で終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、浅野議員の住民に的を当てた行政についてのご回答をさせていただきます。

地方自治体の本来の姿は、住民の福祉の増進を図ることが基本であります。

しかし、財政が殊のほか厳しい時期を迎えておる今日、行政のサービスの低下も懸念されているところであります。自治体が住民の満足度を上げるために、またほかに負けないがために競い合い、無用の投資をすればするほど財政破綻の一線を越え、後戻りできない状態になることは必至であります。今、国の行財政改革による影響で市民が公共事業の縮小や補助金の見直しなどにより部

分的に痛みを生じていることも承知をしておりますが、市全体の満足度を上げ、将来をしっかりと見据えた行政を推進していくためにはご理解を願ひ、この窮地を乗り越えなければなりません。今のうちに持続可能な行政体制、健全財政にしなければ、公共事業やほかの事業も継続できない状況になってまいります。平成22年度に完成を目指しております新庁舎の完成の暁には、行政組織のスリム化、行政サービスの平準化をどのようにするかを精査し、西予市のあるべき姿にしていきたいと考えております。

また、私は総合支所方式から本庁方式に移行する際には、それぞれの地域における行政課題に迅速に対応できる体制をどうすべきか等々を模索しながら、早い段階に方針を出したい考えであります。

西予市にとって企業誘致による雇用の確保は、若者定住や所得向上、集落の維持など多くの建設的な要素を含んでおり、重点的に誘致を進めているところであり、これまでも数社が市内での操業を開始していただいております。企業のスタンスは、最少のコストで最大の効果を基本としていることから、雇用形態、地理的条件等誘致条件には大変厳しいものがあり、条件を満足する場所は、市内の中でも限られてくるわけであります。あとは市民お一人お一人が自己生活とどう結びつけていくかであろうかと思っております。私が就任してから申し上げておる行政スタンスは、西予市全体の発展をベースにグローバルに考えてローカルに実践しようと、隅々まで行き渡る行政であります。この考えは今でも変わっておりませんし、今後の行政推進においてもこの基本理念を旨としてまいりますので、ご理解、ご協力のほどをお願いいたしまして、以上答弁とさせていただきます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 浅野議員2点目の間伐材の活用で、安全で美しい町をについてお答えいたします。

美しい森づくりや森林給水源対策の推進など森林に対する市民の関心が高まる中で、間伐のおくれを解消し、木材の利用拡大を通じた森林林業の再生と山村の活性化を図ることが重要であると思

っております。西予市の貴重な財産を守り育てるため、居住地周辺の森林整備を実施し、良好な自然環境や集落保全を目的とした里山エリア再生交付金事業等の造林事業を積極的に推進しながら、木材利用の促進を図っているところでございます。

また、平成17年度にスタートした西予市産材木造住宅建設促進事業は、平成17年度は21戸、平成18年度は46戸、平成19年度は8月末現在で42戸の住宅が制度を利用いただいております。市民の関心は高く、関連する木材産業及び建築産業等の地域経済効果に寄与できていると思っております。

それでは、歩道の舗装に間伐材を利用してはとのご提案についてであります。足に優しく自然に調和した環境に優しい舗装として歩道の散策路、公園、遊歩道等の舗装に全国的にも施工実績が上がっているようでございます。西予市といたしましては、今後もさらに森林整備を促進し、川上から川下に至る美しいまちづくりのために林業をアピールする観点から間伐材利用の舗装道、また議員ご指摘の山どめのくい打ち等、いろいろと検討して今後まいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 私今心配しているのは、民主主義の基本である主権在民ということ、大げさなことを思わせませんけど、今は金がないとか市が危ないとかといって、非常に市民に目を向けてない。この自民党の参議院の敗北の原因も、これはそういうことが原因じゃないかと。やはり地方に目を向けてなかった。農業らに目を向けてなかったということが非常に大きな要因であったと思います。金がないとか何がいけないとかということ、一切そうしたら市民に、上でだけでやって私ら何のことも考えてくれないなという気がするんじゃないかと、そういうことを言われます。行政は何のためにあるか。市民のためにあるんじゃないですか。そういうことを言われます。市民が、ここでありますと、憲法25条においてすべての国民は健康で文化的最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向

上及び増進に努めなければならないと、こういうようなことをうたっておる、国がうたっているということは、どうせしょせんは行政がやらないいけないことであって、ここを忘れてしまって、ただ金がないから何ができないとかというんじゃないに、一番最低の線に、日の当たらんところに日を当ててそしてやる、そういうことをしてないと、中から上の者だけを見て走っていくということは非常に危険であるということを一言言いたかったのであります。

以上で終わります。

議長 三好市長。

三好市長 浅野議員の再質問についてお答えします。

非常に厳しいご指摘でございますが、私どもとしては、住民に視線を置いて行政をやっておるという考えにしております。したがって、今のご指摘についてどういうところから出た意見かって、非常に私も気にはしておりますけれども、住民にはそれぞれいろいろなご意見があると思います。そのご意見をあえて私どもも受けながら行政をやっていくわけでありまして、すべて100%の方々に100%の理解を得ることは難しい。したがって、私は以前から私の考えを言っておるのは、すべての満足を得ることは非常に難しい。したがって、納得のいく行政をするんだということ、これを私の基本理念としております。だから、どの時点で納得をいただくかということではありますが、人間は満足になることはありません。しかしながら、満足に近づけるための私どもはどうしていくか、そのための納得をどこの時点に置くかというための行政を私は西予市の中でやっていきたいと。議員の皆さんも一緒にそれぞれの声を聞いて一緒にともどもやらせていただきたいと、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 次に、19番山本英男君。

19番山本英男君 最後になりましたが、もう少し我慢をしていただきたらと思います。

議長より許可をいただきましたので、通告のとおり質問をいたします。

私のこれからの質問は、まず初めに、お断りしておかなくてはなりません。といいますのは、西予市全体の実情から離れ、三瓶という視点に立ち過ぎた内容であることであります。調査、勉強不足であったことを今痛感いたしております。

しかしながら、三瓶の区長を経験した一人としてあえて質問をさせていただきます。的外れの点もあろうかと存じますが、お許し願います。

今回質問の主眼は、区長の手当をふやしてほしいということでありませぬ。

そのねらいは、かこつけになるかもしれませんが、周辺地域の維持発展と活性化を図ることにあります。その前提に少しばかりむだな話をいたします。一口に区長と申しまして、旧5町ごとの区の成り立ちや集落規模に違いがありますので、一概に言えないことは承知いたしております。城川、野村の山間部に比べて我々海岸部の三瓶、明浜地区では、ある程度まとまりを持った集落を形成し、一定の規模を有する区の運営がなされていることはご周知のとおりでございます。

しかしながら、近年少子・高齢化による過疎化は急速に進んでいます。山間部同様限界集落になる日は間近だと言わざるを得ません。今のままで推移しますと、10年を経ない間に三瓶の場合、19地区中4区の津布理、5区の安土、8区朝立の一部でございますが、その3地区を省いて16地区が限界集落になるものと予想されます。人が減ると人材も不足してきます。日々の暮らしと安全の確保はもとより、自主防災どころではありません。長年培ってきた地区の諸行事もできなくなります。現に取りやめた行事もあり、おみこしなどは台車に乗せて巡行して、何とも昔日の威勢のよさはありません。将来を見据えて地域の維持と魅力を醸成するために知恵を出さねばなりません。

しかし、残念ながら、なかなかいい知恵はわき出てきません。打開策につながるかどうか自信の持てるところではありませんが、多少なりとその一助にでもならないかと考え、次の点を提言するとともに理事者のお考えを伺います。

まず第1に、区長に対する手当の増額ないし新設、新たに設けることの問題です。

この点について、現在市は各区に対し、行政連絡業務委託料という費目で配分、支給されておりますが、明確な形で区長の手当あるいは報酬と呼ば

れるものはないと伺っています。

しかし、合併前の旧町時代には、三瓶の場合、区長の手当がはっきりとした形で支給されておったかと思えます。それを受けて今もそれなりの額がさきの連絡業務委託料の中から配分、支給されておるようであります。あくまでもここは三瓶町の事例をもって申し上げますが、区長の職務に対してそれが妥当な額であるか否か、私は常々疑問に思っています。地区それぞれの固有事務に加えて相当の委任事務があり、日々その職責遂行に当たられています。年々歳々平穏であれかしと願ってその任につかれますが、よきせぬ出来事が多少にかかわらず必ず起こります。もとよりこの区長職を初め他の地区役員も過去から名誉職責でありましたし、今の同様に考えられている側面は多分にあります。さらに、地区にかかわる固有の任務については、ボランティア的に果たしていくという考えもありませぬ。

また一方、それに対して市の側からすれば、委託した仕事量に応じた金額を設定すれば、それによしと考えられるかと存じます。

そこで私が思いますのは、まず区長がおって、それに市が行政連絡業務を委託するわけですから、区長になる方がまずいなくてはなりません。いずれにしろ区長の立場をご理解いただいて、それなりの手当等があってもいいのではないかと考えます。いわゆる区長手当に当たる分を増額あるいは新設してはどうかと思います。現在の委託料、金額がもろもろの役職との兼ね合いの中で設定されていることは理解できます。しかしながら、区長の職務は、前述のとおり、まことに多忙であります。そのことに対する十分なる報酬であるとともに地域の発展に一層ご尽力いただくためにぜひ増額なり新設を望みます。このことは区長さん方から要望を受けたわけではありません。私の個人的な考えでありますので、区長さんの名のためにも付言をしておきます。現下の財政逼迫の折、逆行するものではありませんが、昨年度来の地域自治活動支援補助金の維持とともにお考えをいただきたいと思ひます。

第2に、さきの手当との関連で、区役員の制度と位置づけを明確にする必要がありはしないか。そのために市としてある程度統一した基準づくりをされるとよいのではないかと考えます。

また、さらにその基準に基づいた各地区内の条

例というか、成文化したルールがあるとなおよいと思います。ついでですから参考までに申しますと、私どもの二及地区では、昭和5年以來の成文条例があります。もちろん時代の変化とともに改正され、今日に至っております。

さらに、同様のものが周木地区にもございます。この成文化された取り決め、ルールの効用は、短期間で交代する役員が、地区を運営していく上でももろの職務、仕事の手順や手続を含めて大いに役立っていると思います。さきに上げた市による基準づくりについては、過去私の一般質問で提言をしましたが、自治基本条例の制定等ともあわせて研究をされてはいかがなものかと存じます。もちろん各地区の独自性を侵してはなりません、よかれと思われることについては、ある程度市の指導や助言があってもいいのではないかと考えます。いずれにしても、一朝一夕にやれることではありませんが、ひとつご検討いただきたいと思ひます。

第3に、第2に上げた内容にかかわりますが、この際、区長の任期はせめて2年にして、より精通した地区の運営が行えるようにしてはどうでしょう。1年というワンサイクルでは、過去を踏襲することにきゅうきゅうとしてなかなか新たな試みなど実行できないと存じます。

また、さらに旧町というか、地域によってまちまちになっている区長の就任時期の統一を図った方がよいのではないかと考えます。ただそれぞれの地区の事情があつて今日に至っていることでありましようから、無理やりというわけにはいかないことは十分承知しています。あくまでも提案であります。

以上、1つのことをくどくどと述べてまいりましたが、偏狭かつひとりよがりの考え方で余り建設的でないかもしれません。いずれにしましても、地区の独自性すなわち慣習、しきたり、伝統など日々の暮らしを損なうようなやり方は避けなければなりません。それこそコミュニティーそのものを崩してしまいますから。

以上、ご賢察いただきご見解を承りたいと存じます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 山本議員のご質問にお答え

をいたします。

まず初めに、区長手当についてでございますが、当市におきましては、行政文書の配布、回覧に関する業務等で、7項目の業務に關しまして西予市行政連絡協議会長と業務委託契約を締結いたしております。そして行政連絡委託料を指定された各自治会あるいは区長に支払っております。

ご質問では、この行政連絡委託料のうち、いわゆる区長手当に当たる部分を増額してはどうかということですが、ご承知のとおり、この委託料の中には区長手当に充てる部分は算入してございませんし、また区長報酬という形で支出いたしますと、法に抵触するおそれもございます。したがいまして、あくまでも行政文書の配布、回覧に関する等の7項目の業務に關しての委託料を支出しているものであります。

山本議員の質問内容をお聞きしておりますと、市全体を活性化するためには、その末端行政並びに単位である地区の活性化が重要であるとのことでありましたが、行政に携わる者としても、まさにそのとおりであると認識しております。

また、区長さん方の職責遂行には、私たちが想像している以上の激務ではないかと憂いております。このように行政といたしましては、区長さん方の職務には、平素より大変敬意を表しておりますとともに今後とも倍旧のお力添えを賜りますことを願っております。

次に、統一した基準づくりについてでございます。

質問の趣旨は十分理解できますが、地域住民の自主活動、団体でやります自治会活動については、各自治会内部の問題であり、市として指導することは極めて困難であるものと考えております。

また、市としてある程度の統一した基準を設ける指導やあるいは区長等の就任任期の統一を図ることに関しましても、地域の慣例や地域性があり、西予市行政連絡協議会での検討にならうかと思っております。

しかしながら、市全体を活性化するため、また地域のまちづくりにとって自治会活動は非常に重要であると理解しておりますので、市といたしましては、できる範囲において助言するなど行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長 19番山本英男君。

19番山本英男君 1点だけ再質問させていただきます。

先ほどの清水部長の答弁の中で、区長手当、報酬等を出した場合に法に抵触するおそれがあるということでした。それらについて根拠になる点とか、そういった事例等ございましたらお伺いしたいと思います。

以上です。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 ただいま私の方から法に抵触するおそれがあるとお答えをいたしました。その理由でございますが、ちょうど私ここに13年の広島高等裁判所の判決の書類を持っておりますが、その中で違法であるという理由につきましては、区長に報酬を支給するという事は、市の非常勤の特別職の身分を与えるということになります。しかし、区長は地域住民が選任するということになっておりまして、市長であるいわゆる地方公共団体の長には任命権がないということなどが一つの理由として上げられております。

それからもう一つは、これはちょっと理由を読み上げますけども、町内会等は住民の自主的な意思に基づき、自主的な活動を行う住民組織として位置づけられるべきであり、これを行政組織の一部として組み込むことは許されないという判決が出ております。したがって、町内会を下部組織に設けるということは違法であるというようなことの原因でございます。

以上でございます。

議長 以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩といたします。再開は13時00、午後1時ちょうどといたします。(休憩 午後0時07分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(再開 午後1時00分)

次に、日程記載順に質問を行います。質疑は大綱の質疑のみに願います。

(日程2)

議長 まず、日程第2、議案第97号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」を議

題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程3)

議長 次に、日程第3、議案第98号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例制定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

議長 次に、日程第4、議案第99号「西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例制定について」から議案第101号「西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」までの3件を一括議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

まず、議案第99号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第100号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 次に、議案第101号に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

議長 次に、日程第5、議案第102号「市道路線の変更について」から議案第104号「市道路線の認定について」までの3件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程6)

議長 次に、日程第6、議案第105号「平成19年度西予市一般会計補正予算(第3号)」についてを議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 1点だけお伺いをさせていただきます。

予算書の30ページですが、3目の農業振興費のうち農作物生産振興対策事業費補助金3,028万8,000円ではありますが、これはきのう説明がありましたように中山間地域総合整備事業の中でハウス用地造成、冷蔵整備補修改修、それから生ショウガの洗浄施設を整備するという説明でございました。これは補助金ですので、事業費とそれから補助率が幾らになるのかをお伺いをいたします。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 鍵原議員のご質問にお答えいたします。

これは中山間地で先日説明いたしました多田地区の農作物の生産振興対策事業ということで実施いたすものでございますが、19年度では全事業費が3,406万7,000円でございます。それからその財源といたしましては、3,028万8,000円が西予市からJAの方に補助をするものでございます。それがこの分に関しましては、全部市単独の事業でございます。JAの方の負担が377万9,000円でございます。したがって、この分に国費と県費が入るとこの事業に関しましては、19年度に関しましては、国費と県費は入ってくるあれはございません。中山間事業で全体の事業費はこの多田地区の分に関しましては2億1,188万5,000円でございますけれども、今年度に関しましては、これ全額市の負担の事業でございます。

議長 31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 39ページ、土木費5目のまちづくり交付金事業費補正の800万円、工事請負費、国補分となってるんですが、僕ちょっと聞き間違いかもしれませんが、愛宕山の公園整備であろうと思いますが、これはどういう目的でどのようにやるのか、ちょっと聞かせていただきたいと思っております。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 ご質問にお答えいたします。

これは野村の愛宕山公園整備事業でございますが、まちづくり交付金事業で、事業費が3,300万円で、あずまやと遊具の設置、芝張り、宅内の配管口の工事を行うものでございます。当初に2,500万円組んでおりますけれども、補正で800万円の追加をするものでございます。

議長 ご質疑ございませんか。

5番元親孝志君。

5番元親孝志君 補正予算総務費の庁舎建設調査研究費42万7,000円についてでございますが、この金額がまだ通るかどうかという話なんですけれども、昨日市長の行政報告書を見ますと、今回の庁舎の場所を決めるための検討委員会、西予市庁舎建設推進委員会、西予市庁舎建設計画市民検討委員会がそれぞれ3回開催して今回の位置決定をされておるわけなんですけれども、この3回という回数が多いか少ないかということは、内容によると思いますけれども、私が思うには、これで十分に審議されたのかなというふうな思いがいたしております。ということは、この42万7,000円につきましてもこの金額で十二分に調査研究ができるかどうかということが一つあります。

それから、もう一つ検討の過程の中で考えていただきたいと思うんですけれども、若干時期がおくれておりますので、私も残念な思いはいたしておりますけれども、実は今愛媛県加戸知事は、今の林業不況に対して県産材の木材を公共施設において使うと補助金が出るというふうな仕組みで、今回三瓶町の体育館もこれにのっとっておるわけなんですけれども、西予市におきましても、地元産材を使うことによって住宅建設には50万円を限度として交付されるということで、先ほど安藤部長の説明があったように、ほぼ過去の実績は満額利用されておるといふような状況にあります。こういうふうに関心する個人が個人的に思うことは、全国の今の地方の衰退は、この山林資源の資産価値の目減り、これによって私は地方が疲弊してきたというふうに関心しております。ですから、逆に言えば、今後地方が復活するためには、もう一度林業というものの価値を高めなければ地方の復活はないんじゃないかというふうに関心する個人が個人的に思っているわけなんです。

が、これはあくまでも国策あるいは市の政策が非常に大きな役割をしていくというふうに思っております。そういう視点で考えたときに、今回の庁舎建設につきまして、なぜ木造でという発想をしなかったのかなという思いがいたしております。建物というのは、基本的に平家建てが最高でございますが、ただ残念なのは土地の制約があって上に伸びておるだけで、土地に余裕があれば、本来平家建てというのがバリアフリーであるし、階段は要らない、エレベーターは要らない、もうこれ最高であることはだれも疑う余地はないと思います。

そしてまた、経済振興の面に関しましても、今ほど言いましたように、地方が活性化するためには、この林業の再生しかない。そのためには、行政はこれに本当に真剣に取り組まなければいけない、その真っ先に庁舎建設があるわけですから、今後大野ヶ原小学校もそうですし、既に魚成小学校も木造でやられておりますけれども、肝心かなめなこの庁舎を木造ですれば、延べ床面積約七、八千平方と言いますと、個人の住宅で言いますと50戸前ぐらいな該当になるわけですが、これは地域の産業興しにもつながるし、それから森林の価値を高めることになりますので、私はもう既に遅い、場所があそこということになれば、理論的に不可能ですけれども、やはりきょうも質問にありましたように、開明学校がいまだにあれだけ立派な形で健全に残っておる。庁舎を木造でつくって、仮に100年したら非常に文化遺産になることも想定されます。そういうことを考えたときに、木造でという発想はあったのかなかったのか、今後も検討の余地はないのかどうか、その2点お伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、この場からお答えさせていただきます。

ページ23ページの庁舎建設調査研究費につきましては、これはこのたびプロポーザル方式によるいわゆる契約等を持っていきたいということについて、その委員さんの費用でございまして、今ほど元親議員ご指摘の市民検討委員会や庁内の検討委員会の費用ではありません。これは既に当初予算に組んでおりますから、まだまだそういう会

を、今まではお互い3回であります、何回もやっていくというための予算を組んでおります。

それと、今後のあり方についてでありますけれども、木造にする、しないということは、まだ何も決めておりません。今から庁舎市民検討委員会や云々かんぬんの中でどういう方向になってくるかは今後の問題でありまして、だれも決めておりません。だから、その中でどうやっていくのかということになります、ただ元親議員も一般質問の中にもありましたとおり、圧縮して20億円ぐらいたと言われますと、私もそう思っておりますが、木造建設でできるかどうか、非常にちょっと疑問を感じておりますし、その辺のとも考えも入れながら、どうしたら木造を多く使った建物にやっていくかという別の次元で考えるほど私はいいいのではなからうかとは思っております。

以上です。

議長 23番菊地ミスギ君。

23番菊地ミスギ君 1点だけちょっとお聞きしたいと思いますが、27ページの民生費の児童福祉費のことでございます。私の勉強不足で非常にお恥ずかしいのでございますけれども、補正で0円ってということに対しての説明をしていたら幸せと思います。よろしくお願いします。

議長 炭倉総務課長。

炭倉総務課長 ミスギ議員の質問に対しまして、私の方から答弁をさせていただいたと思いますが、ここに嘱託職員を1名魚成の方に置いておりました。そちらの分を土居保育所の方へ回すという形でこちらを減額して土居の方へ上げていくという形にしております。

以上です。

議長 そのほかございませんか。

11番河野作生君。

11番河野作生君 48ページのちょっと災害復旧費の農地災害復旧費についてちょっとお願いしたいのですが、農地ということは、田んぼ、畑だろうとは思いますが、この農地災害につきましては、当市の規定といたしますか、決まりといたしま

すか、災害だから降水量1時間何ミリ以上とか、降り始めから何ミリとか、風速何ぼとかによって災害が適用されると思うんですが、その点についてこの決まりがありましたら教えていただきたいと思います。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 災害の要件でございますけれども、時間雨量が20ミリで、あと一日の降水量が80ミリを超えた場合に災害の適用となります。

以上です。

議長 11番河野作生君。

11番河野作生君 それが適用されれば補助金がもらえるわけで、災害前に傷みかけておって、写真を撮って災害のときに出せば適用されるわけでしょうか。今ごろ機械が大型化しております、畦畔のねきの方を通過しておりますと畦畔が緩んで大雨のときに傷みやすくなっておるんですが、そこら辺の見きわめはだれが決めていられるか、ちょっとお聞きしたいのであります。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 災害というのは、今あくまでも条件提示した分が災害でありまして、それ以外の時期に災害ということは多分起こらないと思いますので、その災害が起こった状況で災害を認定するというところでございますので、災害要件が当てはまらないのに災害ということはございませんので、その点は考え置きくださったらと思います。

議長 21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 ちょっと1つだけ関連でご質問をさせていただきたいと思います。

林業施設機械管理費199万6,000円計上されております。これはエフシーにいつてる重機だろうと思います。なかなかこの修理代も出にくいみたいではございますけれども、ちょうどオペレーターも大体もう定年が来るのかな。これから

の方向づけについてどういうお考えかということをお一つだけ、林業機械に対する方向づけはどのようにお考えられておるのか、そのことだけお聞きをしたいなと思っております。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 今回出しておりますエフシーへの機械の修理でございますが、今回は4件ほど出しておるわけですけれども、機械の使用の見通しということでございますけれども、今現在市の方で行政評価システムというのを市が導入今検討しておりますけれども、その対象になっておりますので、その結果を見て、その行政評価の結果でそこら辺の分を検討しておりますので、それまでまだちょっと予定的には、行政評価の方で検討するというところでしておりますので、よろしくお願ひしたらと思います。

議長 21番梅川光俊君。

21番梅川光俊君 失礼をします。

その分の中で、本当に林業等1次産業が冷え湯をして本当に価格的にも低迷して、この機械の大きな山間地に対する重要性というのを、それがあります。本当にこういう中山間地が冷え湯をしてくる時代の中で、やはり大きさというもぜひその中でぜひとも検討をしていただきたい。今は本当にこの機械というのが引く手あまたというぐらいの中で起動していると思います。やっぱりその辺を含めてぜひとも検討をしてほしいと思っておりますので、よろしくです。

以上です。

議長 ご質疑ございませんか。

7番沖野健三君。

7番沖野健三君 44ページの社会教育総務費140万円、西予市若者キャリアアップ活動助成金について質問いたします。

このお金は宇和町の名物でありました株式会社山田屋から寄附があったというふうに聞いております。山田屋も現在は工場も松山の方に移りまして、今本当愛媛の銘菓としてよく売れているように聞いておりますが、そういう方が今度宇和町を

忘れないということで140万円寄附されたということで、本当に奇妙な方だなというように思います。このキャリアアップ活動費助成金について1問は、創業者山田屋さんにこういうふうな金を使うということを伝えてるかどうかということと、この140万円というお金が、毎年寄附されてくるのかという2点について質問いたします。

議長 上甲教育部長。

上甲教育部長 沖野議員のキャリアアップ活動助成事業についてお答えをいたしたいと思いません。

この事業につきましては、株式会社山田屋さんが創業140周年を記念して140万円昨年度ご寄附をいただいております。みずから企画するキャリアアップ、海外での交流、研修活動に個人に対して助成をするということで、内容につきましては、社長さんと協議の上、要綱を定めております。いろんな規則はありますけども、助成対象金額の2分の1、20万円を最高限度として設定をさせていただきます。

なお、次年度からの予定であります、会社の方の利潤が出たらまた検討したいというような内容で伺っております。

以上です。

議長 22番鍵原芳和君。

22番鍵原芳和君 もう一点だけお伺いをいたします。

39ページの都市計画総務費であります、業務委託料450万円補正をされておりますが、きのうの説明によりますと、重伝建に係る都市計画変更ということで、都市計画道路を歴史道路に計画を変更するという説明であったと思うんですが、これは歴史道路という格付があるのかどうか。僕知りませんが、その必要性があるのかどうか。必要性があるから補正されとるんでしょうが、非常にこれは代書人が測量士が何かそんな専門家だと思っんですけど、委託先は。それにしても高いなという気が、私個人はいたします。この歴史道路に変更する意義、重伝建の申請に必要なのかどうか、それは知りませんが、そこら辺のもうちょっと詳しい説明をお聞きしたいと思います。

議長 上甲教育部長。

上甲教育部長 業務委託料につきまして、予算の方は土木の方に上がっておりますが、重伝建の関係での内容でありますので、私の方わかつとる範囲でご答弁をさせていただきたいと思えます。

中町の重要伝統の関係で申請をします関係で、合併前に都市計画の変更あの中に都市計画道路がありますので、それを変更するのを合併前に業務委託で作成してございましたけども、合併後高速道路が抜けた関係とか、今後県がその地区だけの内容だけでなく、市街地といいますか、旧町内全部の関係を含めた見直しをする形になっておりますので、今回そういう内容で高速道路の関係ができましたし、いろんな流れが変わりましたので、業務委託で都市計画に申請するために今回予算化したものであります。

以上です。

議長 31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 29ページ、衛生費、3目のし尿処理費で11節242万3,000円、これは東部衛生施設というんですか、これはどういうものを修理するのか、ちょっと聞かせていただきたい。というのは、実は僕もあそこへこうなにしたときに、非常に旅費あたりが物すごい高いので、部品というたら少ないもので、旅費を取られるというようなことを聞いたことがあるので、やはり現在はもっとスピードが出て、例えばナット1つ取りつけるのに2日半ほどかかってたというような話、極端な話やけど、そういう話があったので、本当に特別な機種であると思うけれど、非常にそういうもんが高くてこうなってるということを知ったことがあるので、ちょっとそこを聞きたいです。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 浅野議員のご質問にお答えを申し上げたいと思えます。

非常に昭和55年1月から運用開始してあるということで老朽化してあるところでございます。昨年あたりもかなり修繕を要したところでございますが、今回の242万3,000円これにつき

ましては、焼却炉これの点検、これらの汚泥移送配管、これとそれから計器、これらが老朽化いたしております、この2点でそれぞれ70万8,000円あるいは49万7,000円、そして最後の計器類等々が121万5,900円と、合わせまして242万3,000円という数字を計上させていただきます。

以上でございます。

議長 31番浅野豊重君。

31番浅野豊重君 当然先ほど言われたように老朽化しておりますので、例えばここに新しい、もう本当機械を持ってきて取りつけるじゃなしに、どうせこれやりかえをせないけんでしょう。ということになれば、余りいい部品をつけないようなことを、極端に言えば。応急措置みたいなことでも済ますというようなことが何十年も続かんとするのが、僕はそういうこともやっぱり気をつけてほしいな。いい部品とって、来年、再来年にはやりかえるとかというようなことにならんように、ひとつお願いしたい。

議長 武田生活福祉部長。

武田生活福祉部長 実は今回の補正をお願いしておりますのは、当初においては、まだ大丈夫だろうというようなことで、当初予算に計上してない、いわゆる今回の措置は緊急修繕に伴うものでございまして、部分的にどうしても今やってないと、修繕が後からはもっと大変な数字になるという想定ができましたので、緊急的にやったものでございまして、また建てかえについても当然耐用年数が参っておりますので、これはまた今後の課題として計画をいたしていくつもりでございます。

以上でございます。

議長 質疑ありませんか。

5番元親孝志君。

5番元親孝志君 18款の繰越金ですけども、前年度繰越金6億581万7,000円とあるんですけども、これの大まかな内訳をちょっと教えてほしいんですが。

議長 河野財政課長。

河野財政課長 元親議員のご質問にお答えいたします。

繰越金といいますのは、ひもがついてないというか、そういう分野であります、考えられることは、歳出削減に努力した結果の不用額とか、そして歳入見込みをしておりましたものが余分に入ったとかというようなことでの余裕財源というようなところが繰越金の内容でございます。

以上でございます。

議長 5番元親孝志君。

5番元親孝志君 私単純に感じたのは、一般会計220億円、30億円から6億円と申しますと、パーセンテージで約3%ぐらいあるわけですけども、当初予算に対して3%の誤差っていうのはやっぱり出るもんなんですか、これ。

議長 河野財政課長。

河野財政課長 例年大体繰越額の標準財政に占める割合が大体5%ぐらいが、その財政の標準的なものであるというようなことになっておりますが、大体うちの財政から申しますと、その以内にありますので、通常この辺の不用額は昨年も出ておりますし、ずっとそういうことでありますので、通常このくらいのものは出てほしいとは思いますが、これからあとどういうふうに出るかはわかりませんが、今のところは、例年の繰越しが確保されておるといったようなことでございます。

以上でございます。

議長 ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程7)

議長 次に、日程第7、議案第106号「平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」についてから議案第113号「平成19年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」についてまでの8件を一括議題といたします。

これより本件に対する一括質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程8)

議長 次に、日程第8、認定第1号「平成18年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの14件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案31件については、お手元に配付いたしております各常任委員会付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は9月26日午後1時30分から会議を開きます。

ご苦労さまでした。

散会 午後1時33分

平成19年第3回西予市議会定例会会議録(第3号)

1. 招集年月日 平成19年9月26日
 1. 招集の場所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成19年9月26日
 午後1時30分
 1. 閉 会 平成19年9月26日
 午後2時31分

副市長 三好 藤 治
 教 育 長 二宮 宇 明
 会 計 管 理 者 森 英 二
 総務企画部長 清 水 忠 夫
 産業建設部長 安 藤 芳 夫
 生活福祉部長 武 田 勉
 教 育 部 長 上 甲 福 重
 明浜総合支所長 小 玉 岩 康
 野村総合支所長 三 瀬 通 忠
 城川総合支所長 吉 良 孝 一
 三瓶総合支所長 鶴 岡 康 年
 消防本部消防長 中 野 竹 夫
 総 務 課 長 炭 倉 貞 明
 財 政 課 長 河 野 敏 雅
 企画調整課長 清 水 享 司

1. 出席議員

1番 田 中 剛
 2番 松 山 清
 3番 宇都宮 明 宏
 4番 松 島 義 幸
 5番 元 親 孝 志
 6番 嶋 川 武 文
 7番 沖 野 健 三
 8番 森 川 一 義
 9番 亀 井 秀 男
 10番 名 本 修 三
 11番 河 野 作 生
 12番 藤 井 朝 廣
 13番 浅 野 泰 義
 14番 浅 野 忠 昭
 15番 三 好 幸 夫
 16番 岡 山 清 秋
 17番 酒 井 宇之吉
 18番 兵 頭 勇
 19番 山 本 英 男
 20番 山 本 昭 義
 21番 梅 川 光 俊
 22番 鍵 原 芳 和
 23番 菊 地 ミスギ
 24番 宇都宮 二 朗
 25番 岡 田 周 三
 26番 山 本 安 男
 27番 平 野 武 男
 28番 大 竹 忠 盛
 29番 二 宮 元
 30番 坂 本 隆 重
 31番 浅 野 豊 重

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 九 鬼 則 夫
 議 事 係 長 井 上 千 浪

1. 議 事 日 程 別紙のとおり
 1. 会 議 に 付 し た 事 件 別紙のとおり
 1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 議案第 97号 高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について
 議案第 98号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例制定について
 議案第 99号 西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例制定について
 議案第100号 西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について
 議案第101号 西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
 議案第102号 市道路線の変更について
 議案第103号 市道路線の廃止について
 議案第104号 市道路線の認定について

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長 三 好 幹 二
 副 市 長 別 宮 静

議案第105号	平成19年度西予市一般会計補正予算(第3号)	認定第7号	算の認定について 平成18年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第106号	平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	認定第8号	平成18年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第107号	平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	認定第9号	平成18年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第108号	平成19年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	認定第10号	平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第109号	平成19年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)	認定第11号	平成18年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第110号	平成19年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	認定第12号	平成18年度西予市上水道事業会計決算の認定について
議案第112号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	認定第13号	平成18年度西予市病院事業会計決算の認定について
議案第113号	平成19年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	認定第14号	平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
認定第1号	平成18年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	追加 議案第114号	西予市立三瓶中学校屋内運動場改築工事請負契約について
認定第2号	平成18年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	議案第115号	政治倫理の確立のための西予市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定について
認定第3号	平成18年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	意見書案第4号	地方の道路整備の確保に関する意見書(案)の提出について
認定第4号	平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	意見書案第5号	都市と地方(中山間地域等)の格差是正に関する意見書(案)の提出について
認定第5号	平成18年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	議員派遣の件について	
認定第6号	平成18年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について		

本日の会議に付した事件

議案		認定第	内容
1	議案第 97号	1号	高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について
	議案第 98号	2号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例制定について
	議案第 99号	3号	西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 100号	4号	西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 101号	5号	西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 102号		市道路線の変更について
	議案第 103号		市道路線の廃止について
	議案第 104号		市道路線の認定について
	議案第 105号	7号	平成19年度西予市一般会計補正予算(第3号)
	議案第 106号	8号	平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第 107号	9号	平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)
	議案第 108号	10号	平成19年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
	議案第 109号		平成19年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)
	議案第 110号	11号	平成19年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)
	議案第 111号	12号	平成19年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
	議案第 112号	13号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
	議案第 113号	14号	平成19年度西予市公共
			下水道事業特別会計補正予算(第2号)
			平成18年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
			平成18年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
			平成18年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
			平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
			平成18年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
			平成18年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
			平成18年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
			平成18年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
			平成18年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
			平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
			平成18年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
			平成18年度西予市上水道事業会計決算の認定について
			平成18年度西予市病院事業会計決算の認定について
			平成18年度西予市野村

介護老人保健施設事業会計決算の認定について
追加 議案第114号 西予市立三瓶中学校屋内運動場改築工事請負契約について
議案第115号 政治倫理の確立のための西予市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定について
意見書案第4号 地方の道路整備の確保に関する意見書(案)の提出について
意見書案第5号 都市と地方(中山間地域等)の格差是正に関する意見書(案)の提出について
議員派遣の件について

開議 午後1時30分

議長 ただいまの出席議員は31名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

(日程1)

議長 日程第1、議案第97号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」から認定第14号「平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの31件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、藤井総務常任委員長の報告を求めます。

藤井朝廣総務常任委員長 総務常任委員会審査報告書。

総務常任委員会の報告を申し上げます。

去る9月12日の本会議におきまして、当常任委員会に付託されました議案3件、認定2件につきまして、9月13日と19日の両日、関係部課長の出席を得て委員会を開催し審査を行いました。

審査の結果はお手元に配付されております委員会審査報告書のとおりでありまして、いずれも全会一致にて原案可決また認定した次第であります。

まず、議案第98号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の制定について」は職員を派遣する際において、具体的に想定している事例、派遣人数、県内の他市の状況についてその詳細な説明を求めたところ、「JICA等のボランティアの参加、人数については、希望する職員それぞれ所属部署の状況により判断していきたい。

他市の状況については、松山市を初めとする7市が同様の条例を制定しているとの説明がありました。

次に、議案第100号「平成19年度西予市一般会計補正予算(第3号)」のうち、総務常任委員会所管分の議案審査について、審査の過程におきまして特に質疑がなされた事項についてその概要を報告いたします。

財政課所管部分では、庁舎建設事業基金積立金に関連して、積立総額は4億1,636万3,0

00円であるが、起債として予定している合併特例債考慮した上で庁舎建設に必要な一般財源の予想額について質疑があり、事業費を仮に20億円と想定した場合、起債充当限度枠としての基準単価の関係上、約10億円程度の一般財源が必要であるとの答弁でありました。

また、庁舎建設に伴う企画調整課所管分の調査研究費について、西予市に適した庁舎建設のためのプロポーザル方式で設計業者を選定することであるが、このことも含めて事業全体におけるスケジュールについて質疑がありました。

この件については、これから審査委員会を毎月1回程度開催し、12月の中旬には設計業者の決定、1月から基本設計、20年度の早い時期に実施設計に入り、21年度から着工、22年度完成、23年4月に開庁を予定しているとの答弁でありました。

情報推進課の所管事項では、電算管理費の修繕料において、ケーブル維持に係る経費について精査する必要があるのではないかと指摘がありました。

次に、教育委員会生涯学習課における新規事業である西予市若者キャリアアップ活動助成事業についての質疑では、次年度以降の取り組みについて説明が求められ、予算の範囲内で事業に取り組んでいきたいとの説明であり、同じく教育委員会の文化体育振興課所管の町並み保存対策費では、中町を守る会が解散した中で、重伝建に向けての今後の取り組みについて質疑がなされ、中町を守る会は解散はしたが、発展的解散であり、区域が広がったことも含め、今後新しく組織が構築される予定である。重伝建に向けては、地元の皆さんの合意形成が前提であり、時期的なことは明言できないが、前向きに取り組んでいきたいとの答弁でありました。

次に、議案第107号「平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）」の審査につきましては、特段の質疑もなく決定いたしました。

認定第1号「平成18年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」総務常任委員会所管分、また平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、認定に至るまでの過程における主な意見の中で何点かをご報告させていただきます。

1点目としては、本庁舎、総合支所庁舎の宿日直業務、清掃業務、また市内への文書配達業務において、本庁、各総合支所それぞれにおいて体制が異なっているが、今後業務内容、体制等を精査し、経費削減を図りつつ、それぞれの業務に応じて統一した方がいいとの判断である。できる業務については、統一する方向で調整、検討願いたいとのことでありました。

2点目として、災害発生時における職員配備体制の充実を図られたい。

3点目として、他市のホームページを見ていると、必ずといっていいほど条例が掲載されている。西予市においては掲載されていないが、条例の掲載を含め、今後なお一層のホームページの充実を図られたい。

4点目は、障害児教育における普通学級就学について、保護者の声、教育現場の声、就学指導委員会の考え等を総括的に判断し、適切な運用をしていただきたい。

以上、4点が主な意見でありました。

最後に、委員会における議案審査等の総括をして、市長、教育長との懇談会を実施し、その中で新庁舎建設事業における議会のかかわり方について市長の見解を伺いました。これに対し市長からは、今後においては設計業者が決まり次第、実際に基本設計などをする段階で、議会あるいは市民検討委員会とキャッチボールをしながら協議、検討をしていきたいとの回答でありました。この庁舎建設事業は、CATV事業とあわせて西予市のビッグプロジェクトであり、その事業を推進する中で市長の考えを聞く意義ある懇談会でありました。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

平成19年9月26日、総務常任委員長藤井朝廣。

以上です。

議長 次に、大竹厚生常任委員長の報告を求めます。

大竹忠盛厚生常任委員長 厚生常任委員会審査報告書。

厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

当委員会に審査を付託されました議案6件及び認定8件の審査結果は、お手もとに配付の委員会

審査報告書のとおり決定いたしました。

以下、審査の過程におきまして、特に議論がなされました事項について、その概要をご報告申し上げます。

議案第101号「西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」は、高速道路建設に伴い墓地移転が必要となり公設墓地に加えるものとの説明に対し、管理体制、区画数の質疑があり、西予市が設置主体となり、管理は共同の管理として24区画との答弁でありました。

次に、議案第105号「平成19年度西予市一般会計補正予算（第3号）」の市民生活課に関する事項については、市民の協力をいただきごみ処理費の節減が想定以上であったが、その節減された財源の一部を市民に還元することについては、委員会を立ち上げて検討されておりますが、財政厳しい状況からして、基金積み立て等を含めた慎重な対応をされたいとの意見がありました。

また、福祉事務所に関する事項については、市になることによって設置された福祉事務所の業務のあり方、審査は適正に行われているのかなどについて質疑があり、生活保護世帯の認定については、法的に県から権限移譲されていて、詳細な審査の上、適正な認定を行っており、市内の保護世帯の現状等の説明がありました。

次に、健康づくり推進課に関する事項については、市内温泉施設を結ぶバス利用の件について、利用者が多い日には積み残しがあったと聞かすが、その対応策について質疑があり、総合支所とも連携を図り、利用者に不便をかけないよう努めたいとの答弁でした。

また、健康づくり推進課の健康づくり施策についての質疑があり、4本の基本目標に基づき事業を進めているとの答弁でありました。

次に、議案第108号「平成19年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」については、財政調整基金からの繰り入れの状況、今後の財源見通し等について質疑があり、来年度からは大幅な制度改正があり、負担割合も変わってくるため、国保運営協議会でも十分協議を行い対応していきたいが、今後においては、厳しい運営となり、今年度末の段階で基金の取り崩しが必要となってくる可能性もあるとの答弁でございました。

次に、議案第110号「平成19年度西予市介

護保険特別会計補正予算（第2号）」については、嘱託、臨時職員の雇用が多いのではとただしたところ、諸般の実情を考慮して適切に対応していきたいとの答弁でした。

次に、認定第1号「平成18年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定」のうち、市民生活課については、合併浄化槽と農業集落排水、公共下水道との受益者負担に差がありはしないとの質疑に対し、市単独で6割程度助成をしており、市単独の助成は当市のみであるが、他の事業との組み合わせなど今後も引き続き検討していきたいとの答弁でありました。

次に、八幡浜市に委託しているごみ処理費について、適正な運用がなされているのか。特に平成24年度の広域施設計画について早急に対応と方針を示すべきではないかとただしたところ、県の指導もあり、西予、大洲、八幡浜、伊方の広域施設という考えで進めてきたが、大洲の施設が新しいということで、現在は西予、八幡浜、伊方の広域施設の検討を進めているとの答弁でありました。

診療所の経営は三瓶を除き赤字経営であり、さらに工夫を重ねられたいとの意見がありました。

次に、福祉事務所については、市内保育所の公立と私立の補助制度が変更になったことに伴い、私立保育園に手厚い制度となったと聞かすが、今後の対応についてただしたところ、公立については、国、県の補助がなく交付税措置となり財源的には厳しいが、今後においては関連施設も含め、あるべき姿を求めていきたいとの答弁でありました。

次に、健康づくり推進課については、健康診断の受診率が地域によって低いところがあり、市民の健康づくりのため健康診断は大切であり、受診率の向上に努められたいとの意見でありました。

次に、認定第2号「平成18年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」は、今後の授産場の経営について質疑があり、県下で唯一の授産場であり、生活保護世帯の就労の場でもあり、利用者が今の状況である以上、続けたいとの答弁でありました。

次に、認定第3号「平成18年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、特に滞納額も多く、引き続き滞納整理の適正化を図られたいとの意見がありました。

次に、認定第13号「平成18年度西予市病院事業会計の認定について」は、日本全体の自治体病院の80%が赤字経営の状況ではあるが、宇和病院では7年ぶり、野村病院では8年ぶりの赤字経営であった。全国的な地方の自治体病院は、医師不足による経営難があることは理解できるが、過疎化、高齢化が進む西予市にとっては、両病院の役割は極めて重要であり、病院長を中心に関係スタッフが心を一つにし、市民の安心・安全を守るために鋭意努力されたいとのことでございました。

次に、認定第14号「平成18年度西予市野村介護保健施設事業会計決算の認定について」は、すべての経費削減に職員が一致団結して経営努力の跡がうかがえるが、赤字経営でもあり、引き続き経営努力を図られたいとの意見がありました。

特別会計、企業会計ともに一般会計からの繰入額も多く、なお一層経営改善に努められ、財政の健全化を図られたい。

また、会期中に市長、第2副市長と病院診療所のあり方について率直な意見交換を実施し、実のある委員会となったことをあわせてご報告いたします。

以上、慎重に審査いたしましたので、報告いたします。

平成19年9月26日、厚生常任委員会委員長 大竹忠盛。

議長 次に、田中産業建設常任委員長の報告を求めます。

田中剛産業建設常任委員長 産業建設常任委員会の報告を申し上げます。

去る9月12日の本会議におきまして、当常任委員会に付託を受けました議案10件、認定6件につきまして、9月18日と19日の2日間、関係部課長の出席を求め説明を聞くとともに、現地調査を行うなど慎重に審査を行いました。その審査の経過並びに結果について報告を申し上げます。

まず、議案第97号「高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について」その詳細を求めたところ、船揚場利用者の大半が地元漁協の組合員であり、漁船の船揚げを対象とすることから、漁船の登録の有無の確認が容易であり、施設の完全な管

理運営及び適切な処理が期待でき、船揚げ等での事故に対して船舶損害保険の対応に熟知しており、万全の態勢が図られると判断し、明浜漁業協同組合を指定管理者に指定したとの説明があり、検討の結果、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第99号「西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例制定について」は、国、県、市がそれぞれ3分の1を捻出し基金をつくったもので、金利のみを一般会計に繰り入れて土地改良施設等の維持に充てていたが、国の要綱の改正で元金の取り崩しが可能となり、市としてもその一部を繰り入れて使用したいと考えている。用途としては、市の単独事業の財源に充てて事業の推進をしていきたいとの説明があり、検討の結果、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第100号「西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について」は、市内の中小企業の金融難を緩和して、その育成意識を図ることを目的とし、融資条例に基づき、市内金融機関へ預託し、信用保証協会の保証つき融資を行っているところであります。今回、平成19年10月1日より信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る責任共有制度が制定されることにより、市が保証する損失補償制度が原則廃止となるために改正するものであります。

また、国の施策により第三者保証人非徴求の取り扱いが実施されている現状を踏まえて、信用保証協会から市町振興資金制度融資についての代表者以外の第三者保証人非徴求の通知があったことから、今の厳しい社会情勢の中において、中小企業者の経営及び資金繰りの厳しさを考慮し、制度の有効利用を図るために代表者以外の第三者保証人について非徴求とするものとの説明がありました。このことについて、委員より、法人及び個人保証人の数について確認が求められ、法人では2名、個人では1名が今までの必要な連帯保証人であり、第三者の保証人の徴求を求めることについては、今回の場合は非徴求ということになっているとの回答がありました。

検討の結果、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、議案第105号「平成19年度西予市一般会計補正予算(第3号)」のうち、当委員会に

付託となりました予算について議題とし質疑に入りました。

委員より、急傾斜崩壊防災対策事業費の中で、工事請負費が1,330万円計上されているが、市内でも急傾斜地区は相当あると思われる。この急傾斜地区の工事を実施する判断基準についての質疑に対し、これは県補助要綱に基づいて実施しているものであり、がけ高5メートル、傾斜度30度といった要件がありますが、実質的には崩壊したところを実施している。

台風が多く来たが、実施未完了のところ野村、城川には多く残っており、今後はそういった地域分を優先的に整備していくとの回答がありました。

検討の結果、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第112号「平成19年度農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」について、浄化槽を合併浄化槽に切りかえるとすれば、本人は環境には迷惑をかけていない、老朽化による時期が来ても自分には関係ないと思われるような感じがする。これらは行政の手助けがないとできないのではないか。将来的に環境問題を含んで考えるなど、これらをまとめて市町村整備推進事業で取り組んでいくよう考えているのかとの質疑に対し、現在県下全域で下水道計画の基本計画の見直しをしている。基本的に西予市としては、現在の下水道計画でいこうと考えている。公共下水道は宇和・野村と三瓶の一部、あとは農集と合併浄化槽の地区であり、市町村整備型も考えられるが、当然単独浄化槽は生産していないので、合併浄化槽になる。現段階では明確には分けておらず、今後実施の段階で市町村整備型と単独の合併浄化槽の分け方になるとの回答がありました。

これを受け、委員から、多くの住民に加入してもらうよう努力をするべきであるとの意見が出され、検討の結果、全員異議なく、原案のとおり可決決定いたしました。

次に、認定第1号「平成18年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」申し上げます。

まず、委員より、第三セクターのグリーンヒル青汁工場は黒字であるが、しかしながら最盛期に比べケールの契約面積は4分の1となっている。原因はファンケルの肥料を使わないと買ってもらえないという状況が考えられる。今までつくって

いた方、やめられた方に尋ねてみると、つくっても割が合わない。きちんと分析してみんながつけられるような体制をつくるべきと考える。行政として原因追求が必要であるとの意見が出されました。

続いて、農業委員会に対して、自給率が39%という問題が起き、貿易自由化によってこれが加速している。基本的な考え方で農業経営者がどうあるべきかとの視点に立ったとき、競争力をつけるためには、企業の参入、農業者以外の農業に対する参入等に伴う農地改革が叫ばれている。今後の見方をどう考えているのかとの質問に対し、基本的にお百姓さんが農地をつくるという概念で仕事をしています。確かに地域によっては高齢化、担い手不足が叫ばれており、企業が農業に手を染めるといことは悪いことではないのですが、破綻した場合に農地として、また活用できるのかということが危惧されますので、時期尚早ではないかと考えているとの回答がありました。

次に、認定第11号「平成18年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」膨大な財政金額であり、形が見えないことから西予市民にわかりにくい、これが財政的に負担能力を問われる気がする。

また、この事業を整備することにより端々が寂れない配慮をお願いしたいとの意見が出されました。

以上、議案10件、認定6件すべて原案のとおり可決決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

平成19年9月26日、産業建設常任委員会委員長田中剛。

議長 これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結といたします。

これより採決を行います。

まず、議案第97号「高山漁港小浦船場場の指定管理者の指定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第97号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第98号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例制定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第98号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第99号「西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例制定について」から議案第101号「西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」までの3件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第99号から議案第101号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第102号「市道路線の変更について」から議案第104号「市道路線の認定について」までの3件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第102号から議案第104号までの3件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第105号「平成19年度西予市一般会計補正予算(第3号)」についてを採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第105号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第106号「平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」についてから議案第113号「平成19年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」についてまでの8件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第106号から議案第113号についてまでの8件は原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号「平成18年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号「平成18年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの13件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、認定第2号から認定第14号までの13件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時05分)

議長 再開いたします。(再開 午後2時08分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第114号「西予市立三瓶中学校屋内運動場改築工事請負契約について」から議員派遣までの5件を本日の日程に追加し、追加日程とし議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加)

議長 まず、追加日程第1、議案第114号「西予市立三瓶中学校屋内運動場改築工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

上甲教育部長。

上甲教育部長 議案第114号「西予市立三瓶中学校屋内運動場改築工事請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市立三瓶中学校屋内運動場は、老朽化し危険であったため、平成17年度に取り壊した施設を建てかえるもので、生徒の教育の場として利用するとともに、災害時における地域住民の避難場所となる施設として整備するものであります。

この工事につきましては、去る9月7日、県内8社による指名競争入札を行いましたが、低入札価格による入札となったため、西予市低入札価格審査会において工事履行の可否について審議することとなりました。

そこで、去る9月14日に審査会が開催され、慎重な審議の結果、今回の入札価格で履行可能と判断されたことから、株式会社一宮工務店、代表取締役井上歳久氏と工事請負額3億870万円で工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、本工事の完成期日は平成20年3月10日を予定しております。

本工事に係る施設概要などにつきましては、お手元に配付しております資料をご参照ください。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第114号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第114号「西予市立三瓶中学校屋内運動場改築工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第114号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第2、議案第115号「政治倫理の確立のための西予市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水総務企画部長。

清水総務企画部長 議案第115号「政治倫理の確立のための西予市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、郵政民営化法案等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が10月1日から施行され、郵便貯金法が廃止されることに伴い、郵便貯金に係る規定を削るよう本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結とします。

お諮りいたします。

議案第115号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第115号「政治倫理の確立のための西予市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第115号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第3、意見書案第4号「地方の道路整備の確保に関する意見書(案)の提出について」及び意見書案第5号「都市と地方(中山間地域等)の格差是正に関する意見書(案)の提出について」の2件を一括議題といたします。

事務局長に朗読いたさせます。

九鬼事務局長 意見書案第4号「地方の道路整備の確保に関する意見書(案)」。

道路は人や物の流れを支え、経済、社会活動の根幹となる最も生活に密着した重要な社会資本である。西予市は平成16年4月に5町が合併し、合併後の行政区域は東西50キロ、面積515平方キロメートルに及び非常に広範囲な区域であり、ことして合併4年目を迎えるが、依然高齢化の進展が著しく、過疎化現象が急激に進んでおり、地域コミュニティの崩壊が危惧されている。

この状況を回避する施策の基本となるのは道路整備であり、そこに暮らす人々が活力に満ち、安全で安心な生活が送れる地域社会の実現には、道路網の整備が必要不可欠である。

しかしながら、当市の主要道路の整備水準は、全国的にも著しく低位にあり、平成16年に延伸開通した四国横断自動車道の利便性を十分に活用できる状況になく、今後とも計画的かつ継続的な整備を必要としている。このような現状において、道路特定財源の使途見直しによる事業箇所の縮小や整備進捗のおくれが生じるとすれば、財政基盤の弱い当市にとって、合併後のまちづくりに

大きな影響を及ぼすことが懸念される。よって、国におかれては、地方の道路状況を勘案され、道路特定財源を道路整備のための財源として確保し、地方公共団体への配分割合を高める等、地方公共団体における道路の整備財源を充実強化することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月26日、愛媛県西予市議会。

衆議院議長外6名。

意見書案第5号「都市と地方(中山間地域等)の格差是正に関する意見書(案)」。

日本経済はバブル経済崩壊後、失われた10年と言われた長い不況期を経て2002年2月以降確実に回復基調にあると言われている。多少の世上不安はあるものの、10月の月例報告では、企業収益は増収増益を堅持し、戦後最長と言われたイザナギ景気に並ぶと報告されている。

しかし、現実の生活には全く実感はなく、むしろ地方においては、家計は確実に疲弊しているのが実感である。このような中、都市との所得格差は日増しに拡大し、自助努力の精神のみでは解決できない多くの問題を抱えるに至っている。全国的に広まりを見せている限界集落は、当市においても言うまでもなく、10年後には全集落の6割以上を占める見通しである。将来に夢と希望を託した市町村合併も国の構造改革、グローバル化によって財政議論ばかりが先行する夢のないありさまである。地方に住んでいて採算的に成り立たないことが十分わかっているにもかかわらず、先祖代々のこの地を守らなければならないというDNAは、いかんともしがたいところである。急激な競争原理主義によってはじき出された地方の実情をご理解いただき、以下の点について国の温かいご支援を期待するものである。

1、国産材の消費拡大の推進。

戦後地方経済がここまで疲弊した主な原因は、森林資源の資産価値の目減りにあると思われる。裏を返せば、森林資源の資産価値を高めることができれば、地方の再生は可能であると言える。もし仮に戦後復興以降、全国の公共施設を主に国産材を使用することを義務づけていけば、町の景観はもとより、日本の経済、文化は全く違ったものになっていたと思われる。ヨーロッパが石の文化として町並みの景観を今日まで綿々と維持してい

ることを見れば、日本も木の文化として地産地消を政策として奨励すべきである。

また、森林が地球温暖化対策に大きく寄与していることは周知のとおりである。戦前前後を挟んで国策としての森林政策は、山の頂上まで飲まず食わずの命がけの作業であったと思われる。この先人の努力を無にすることのないよう制度化していただきたい。

2、中山間地域における零歳農家の所得安定確保。

食糧自給率が40%を切った現状において、自給率向上は喫緊の課題である。これに対して政府が進めている品目横断的経営安定対策は、やる気のある農家が国際競争に勝てる足腰の強い農業を目指すというものであるが、仮にこのような経営を望んでみても、現実不可能な地域が全国には相当ある。であれば、これらの農家、林家は非効率的な田舎を離れて都会にまとまって住んではどうかという意見があるが、これが果たして正しいとは到底思えない。先般の台風9号による多くの災害は、森林の荒廃に伴う土砂崩れ、流木等が大きな原因である。国土保全、地球環境保全、水源涵養、あるいは日本が誇れる貴重な森林資源を経済至上主義だけで片づけていいのかどうか疑問である。

農業を営みながら森林資源の管理を行うことは、まさに一石二鳥である。そのためには、農家が安心をして生活できる最低の生活を保障していただきたい。そうすることによって後継者は農業を継ぎ、集落は維持され、日本の社会から限界集落などという言葉は死語になる。グローバル社会になって労働力に国境がなくなった。特に日本のような先進国においては、知的労働とサービス業との中間の職場が限りなく少なくなった。その結果、都会には400万人とも500万人とも言われるフリーターが存在している。この傾向は今後さらに顕著化する。都会といえども既に労働力の受け皿となり得ないのである。農業こそ最大の受け皿である。そのためには所得保障を制度化していただきたい。

3、地方における社会資本整備のおくれを解消。

国家財政の悪化に伴って地方の公共投資がよくやり玉に上がっている。確かに全国を見れば、華美する公共施設や一見むだと思える道路がないわ

けではない。かといって、都市が全くむだもなく効率的にできているとも思われない。地方においては、上下水道を初め通信、輸送、道路等ライフラインとも言えるべきものの整備がまだまだ未整備である。

当市においても、合併して町の面積が急激に拡大した。当然一体感を醸成する上にも早期にインフラ整備が必要であるが、地方交付税の削減と公共投資予算の削減によって足踏みをさせられている状況である。国の急激な政策転換によって地方はなすすべもないのが実情である。都市と地方の格差を助長させないためにも、政策の見直し、インフラ整備のさらなる充実を要望するものである。

4、海洋資源の見直しと品種改良のための研究開発の推進。

資源の枯渇は何もエネルギー資源に限ったことではない。海洋資源の枯渇も差し迫った重要課題である。原因は言うまでもなく乱獲によるものであるが、このままでいくと、遠からず絶滅の危機を迎えることになる。そうならないためには、とる漁業から育てる漁業を目指す必要がある。今ある養殖漁業の維持発展はもとより、新たな研究開発が必要である。そのヒントとなるのが、牛、豚、鳥等の家畜化である。本来自然界に生息していたこれらの原種は、安定した食糧源とするために積極的に品種改良がなされてきた。その結果、家畜化し安定供給を可能にした。

魚においては、この分野は手つかずの未開発分野である。魚の品種改良、そしてどこでも飼育できる魚の家畜化が急がれる。そのための調査研究を積極的に行っていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月26日、愛媛県西予市議会。

提出先、衆議院議長外7名。

以上です。

議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

まず、意見書案第4号「地方の道路整備の確保に関する意見書(案)の提出について」を決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、意見書案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、意見書案第5号「都市と地方(中山間地域等)の格差是正に関する意見書(案)の提出について」を決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、意見書案第5号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

三好市長から定例会閉会のごあいさつがありません。

三好市長。

三好市長 それでは、平成19年第3回西予市議会定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

暑さ寒さも彼岸までといにしえからよく語られておりますが、しかしことしは例年とは少し様子が異なり、依然として日差しのきつい残暑が続いており、日々の異常気象に大変危惧を抱いているところでございます。

この昨今の異常気象に抗するかのよう、国の情勢におきましてもつい先ごろ安倍改造内閣が発足し、都市と地方の格差是正に向けた政策にかじを切ったかに思えたやさきに、突然の辞職記者会見、そして昨日は県政史上初となる親子二代の総理が誕生し、福田内閣が発足するという事態となりましたが、衆・参両院でも与・野党が逆転するというねじれ国会となっており、今後の国会運営が不安定であることは察して知るべしというところでありますでしょうか。

しかしながら、とにもかくにも今後の政策には今日の疲弊をした地方に、より一層の温かいまなざしに向けた政策に期待を寄せる次第でございます。

また、先ほどは御三方の名誉市民称号授与式に臨みましたが、ここに改めて地域の発展のためにご尽力をされ、長年にわたる偉大なるご功績を私たち市民一人一人が深く敬意と感謝の意を表し、未来永劫に至るまでたたえたいと存じます。

さて、今期定例会は9月11日から本日26日までの16日間にわたる会期で提案いたしました48案件につきまして、滞りなく議了いただきことにありがとうございます。審議の合間におきましては、さまざまなご指摘、ご意見をいただきました点につきましては、執行に当たり十分心して努めたいと存じております。

また、一般質問につきましては、それぞれの立場からさまざまなご質問、ご提案をいただきました。それぞれ回答をいたしましたとおり、実施で

きるものから進めていく所存でありますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

これからも初秋とはいえ残暑が続きますが、議員各位には健康に十分ご留意をいただき、市政運営に一層のご協力、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 これをもって平成19年第3回西予市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後2時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成19年第3回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 94号	西予市名誉市民の称号を贈ることについて	19.9.11	原案同意
議案第 95号	西予市名誉市民の称号を贈ることについて	19.9.11	原案同意
議案第 96号	西予市名誉市民の称号を贈ることについて	19.9.11	原案同意
議案第 97号	高山漁港小浦船揚場の指定管理者の指定について	19.9.26	原案可決
議案第 98号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例制定について	19.9.26	原案可決
議案第 99号	西予市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例制定について	19.9.26	原案可決
議案第100号	西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について	19.9.26	原案可決
議案第101号	西予市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について	19.9.26	原案可決
議案第102号	市道路線の変更について	19.9.26	原案可決
議案第103号	市道路線の廃止について	19.9.26	原案可決
議案第104号	市道路線の認定について	19.9.26	原案可決
議案第105号	平成19年度西予市一般会計補正予算(第3号)	19.9.26	原案可決
議案第106号	平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	19.9.26	原案可決
議案第107号	平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	19.9.26	原案可決
議案第108号	平成19年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	19.9.26	原案可決
議案第109号	平成19年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)	19.9.26	原案可決
議案第110号	平成19年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	19.9.26	原案可決
議案第111号	平成19年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	19.9.26	原案可決
議案第112号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	19.9.26	原案可決
議案第113号	平成19年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	19.9.26	原案可決
議案第114号	西予市立三瓶中学校屋内運動場改築工事請負契約について	19.9.26	原案可決
議案第115号	政治倫理の確立のための西予市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定について	19.9.26	原案可決
認定第 1号	平成18年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	19.9.26	認定
認定第 2号	平成18年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	19.9.26	認定
認定第 3号	平成18年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	19.9.26	認定
認定第 4号	平成18年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	19.9.26	認定

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
認定第 5号	平成18年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	19.9.26	認定
認定第 6号	平成18年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	19.9.26	認定
認定第 7号	平成18年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	19.9.26	認定
認定第 8号	平成18年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	19.9.26	認定
認定第 9号	平成18年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	19.9.26	認定
認定第 10号	平成18年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	19.9.26	認定
認定第 11号	平成18年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	19.9.26	認定
認定第 12号	平成18年度西予市上水道事業会計決算の認定について	19.9.26	認定
認定第 13号	平成18年度西予市病院事業会計決算の認定について	19.9.26	認定
認定第 14号	平成18年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	19.9.26	認定
報告第 7号	平成18年度西予市一般会計継続費精算報告について	19.9.11	報告
報告第 8号	有限会社宇和オービーシステムの経営状況について	19.9.11	報告
報告第 9号	財団法人宇和町住宅協会の経営状況について	19.9.11	報告
報告第 10号	西予市土地開発公社の経営状況について	19.9.11	報告
報告第 11号	社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会の経営状況について	19.9.11	報告
報告第 12号	財団法人宇和文化会館の経営状況について	19.9.11	報告
報告第 13号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について	19.9.11	報告
報告第 14号	株式会社エフシーの経営状況について	19.9.11	報告
報告第 15号	株式会社城川開発公社の経営状況について	19.9.11	報告
報告第 16号	株式会社どんぶり館の経営状況について	19.9.11	報告
報告第 17号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	19.9.11	報告
報告第 18号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	19.9.11	報告
意見書案第4号	地方の道路整備の確保に関する意見書(案)の提出について	19.9.26	原案可決
意見書案第5号	都市と地方(中山間地域等)の格差是正に関する意見書(案)の提出について	19.9.26	原案可決
議会報告第2号	各委員会の視察研修報告について	19.9.11	報告
議会報告第3号	西予市新庁舎建設等特別委員会の中間報告について	19.9.11	報告
	行政報告について	19.9.11	報告
	議員派遣の件について	19.9.26	承認